



はじめに

日頃、皆さんには格別のご愛顧をいただき厚く御礼申しあげます。

J A茨木市は、情報開示を通じて経営の透明性を高めるとともに、当JAに対するご理解を一層深めていただくために、当JAの主な事業の内容や組織概要、経営の内容などについて、利用者の皆さまのためにわかりやすくまとめたディスクロージャー誌「DISCLOSURE 2023」を作成いたしました。

また、当JAが取り組んでおります、自己改革の実践状況についても記載しております。

皆さまが当JAの事業をさらにご利用いただくための一助として、是非ご一読いただきま
すようお願い申しあげます。

今後とも一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

令和5年7月 茨木市農業協同組合

プロフィール

◇設立	昭和50年3月
◇本店所在地	大阪府茨木市上穂積二丁目1番50号
◇出資金	1,186百万円
◇総資産	205,926百万円
◇単体自己資本比率	20.88%
◇組合員数	7,153人
◇役員数	25人
◇職員数（嘱託職員含む）	129人
◇営業店舗数	計7店舗

※令和5年3月31日現在

目 次

あいさつ	1
1. 経営理念および経営方針	2
<参考>内部統制システム基本方針	4
2. 経営管理体制	5
3. 事業の概況	6
4. 農業振興活動	8
5. 地域貢献情報等	9
6. リスク管理の状況	11
7. 主な事業の内容等	23
<ご参考>『JA茨木市自己改革工程表』	35
【経営資料】	
I 決算の状況	
1. 貸借対照表	37
2. 損益計算書	39
3. キャッシュ・フロー計算書	41
4. 注記表	43
5. 剰余金処分計算書	55
6. 部門別損益計算書	56
7. 財務諸表の正確性等にかかる確認	58
8. 会計監査人の監査	58
II 損益の状況	
1. 最近の5事業年度の主要な経営指標	59
2. 利益総括表	60
3. 資金運用収支の内訳	60
4. 受取・支払利息の増減額	60
III 事業の概況	
1. 信用事業	61
(1) 貯金に関する指標	
① 貯金の科目別期末残高	
② 貯金の科目別平均残高	
③ 定期貯金の金利条件別内訳残高	
(2) 貸出金等に関する指標	
① 貸出金の科目別期末残高	
② 貸出金の科目別平均残高	
③ 貸出金の金利条件別内訳残高	
④ 貸出金の担保別内訳残高	
⑤ 債務保証見返額の担保別内訳残高	
⑥ 貸出金の使途別内訳残高	
⑦ 貸出金の業種別残高	
⑧ 主要な農業関係の貸出金残	
⑨ 農協法に基づく開示債権の状況および金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況	
⑩ 元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況	
⑪ 貸倒引当金の期末残高および期中の増減額	
⑫ 貸出金償却等の額	
(3) 為替業務等取扱実績	
① 内国為替取扱実績	
② 公共債の引受額・公共債窓口実績	
③ オフ・バランス取引の状況	
(4) 有価証券に関する指標	
① 有価証券の種類別平均残高	
② 商品有価証券の種類別平均残高	
③ 有価証券の残存期間別残高	
(5) 有価証券等の時価情報等	
① 有価証券の時価情報	
② 金銭の信託の時価情報等	
③ デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連デリバティブ取引	
(6) 預かり資産の状況	
① 投資信託残高(ファンドラップ含む)	
② 残高有り投資信託口座数	

2. 共済事業取扱実績	69
(1) 長期共済新契約高・保有高	
(2) 医療系共済の共済金額新契約高・保有高	
(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高	
(4) 年金共済の年金新契約高・保有高	
(5) 短期共済新契約高	
3. 購買事業取扱実績	70
(1) 受託購買品	
(2) 買取購買品	
4. 販売事業取扱実績	71
(1) 受託販売品	
(2) 買取販売品	
5. 指導事業	71
6. その他の事業	71
IV 経営諸指標	
1. 利益率	73
2. 貯貯率・貯証率	73
3. 職員一人当たり指標	73
4. 一店舗当たり指標	73
V 自己資本の充実の状況等	
«定性的な開示事項»	
1. 自己資本比率の状況等	74
2. 信用リスクに関する事項	74
3. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続の概要	75
4. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続の概要	75
5. 証券化エクスポージャーに関する事項	75
6. オペレーションル・リスクに関する事項	76
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関するリスク管理の方針および手続きの概要	76
8. 金利リスクに関する事項	76
«定量的な開示事項»	
1. 自己資本の構成に関する事項	78
2. 自己資本の充実度に関する事項	79
3. 信用リスクに関する事項	80
4. 信用リスク削減手法に関する事項	81
5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項	82
6. 証券化エクスポージャーに関する事項	82
7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項	82
8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項	82
9. 金利リスクに関する事項	83
【JAの概要】	
1. 機構図	84
2. 役員一覧	85
3. 会計監査人の名称	85
4. 組合員数	85
5. 組合員組織の状況	86
6. 特定信用事業代理業者の状況	86
7. 地区一覧	87
8. 沿革・あゆみ	88
9. 店舗等一覧	89
【参考】	
開示項目一覧	90

*1.本冊子は農協法第54条の3第1項に基づき作成したディスクロージャー資料です。

*2.計数は、原則として単位未満を切り捨てて表示しております。

組合員・利用者の皆さんには、日頃より格別のご愛顧を賜り厚くお礼申しあげます。

当JAは発足以来、常に地域の皆さんに愛され親しまれるJAをめざし、健全経営を念頭に役職員一丸となって事業に邁進してまいりました。

令和3年12月に開催された第25回JA大阪府大会において、令和4年度から3年間にJAグループ大阪で取り組んでいくテーマを「不断の自己改革の実践！持続可能な大阪農業と地域共生をめざして」と決定し、当JAにおきましては「JAグループ大阪の10年後のビジョン（目指すべき姿）」の達成に向けて、「I.持続可能な地域農業の振興」「II.組合員・地域住民のJAへの参加・参画に向けた環境づくり」「III.将来の環境変化を踏まえた経営基盤の確立」「IV. JAの組織・事業・経営を支え活躍する【人】」づくり」「V. 広報活動の強化によるJAの魅力発信」の5つを柱とした令和4年度からの3年間の第12次中期経営計画を策定し、取り組んでいるところです。

中期経営計画の2年目となる令和5年度におきましては、組合員の暮らしと資産を守り、次世代に繋いで行くという目的のもと、「資産相談事業の更なる強化」を図るため、4月より「資産サポート部」を新たに設置し、今まで以上に組合員の皆さんへ寄り添いお悩み事などにきちんと向き合っていける体制としてまいります。そして、5年後10年後を見据えたときに資産相談事業はJAの根幹を担う重要な事業になっているものと考えており、今後、着実に取り組んでまいる所存です。

今後も法令等コンプライアンスを遵守し、さらなる内部統制の確立を通じ経営基盤強化と健全性を確保し、組合員や利用者の皆さんはもとより地域社会の信頼をさらに向上するよう万全を期してまいります。

本冊子は、当JAのこの1年の実績や活動などについてとりまとめています。ご高覧いただければ幸いに存じます。

今後とも皆さまのご支援ご協力をお願い申し上げましてごあいさつといたします。

令和5年7月

茨木市農業協同組合
代表理事組合長 岡本康夫

1. 経営理念および経営方針

「人」「自然」「地域」との ふれあい・きずなを大切にします。

人のふれあい・きずな

常にやさしい心で人に接します。

自然とのふれあい・きずな

自然の恵みに感謝し、地域の農業を育てます。

地域とのふれあい・きずな

さまざまな活動を通じ、地域との交流を深めます。

当JAの考え方

今年度もJA茨木市10年ビジョンの「人」「自然」「地域」とのふれあい・きずなを大切にしながら、地域に根ざす協同組合として組合員、地域の方々からなくてはならないJAとして親しまれ利用いただけるよう取り組みを進めます。

また、令和3年10月に実施いたしました組合員アンケート結果とJA大会決議を基に、「持続可能な地域農業の振興」「組合員・地域住民のJAへの参加・参画に向けた環境づくり」「将来の環境変化を踏まえた経営基盤の確立」「JAの組織・事業・経営を支え活躍する『人』づくり」「広報活動の強化によるJAの魅力発信」の5つを柱に第12次中期経営計画を策定しました。

特に、持続可能な地域農業の振興として、乾燥粒摺り施設や水稻苗播種施設の有効活用により農家組合員の生産コスト低減に努め、農家所得の増大と営農継続の支援を行います。

将来発生する環境変化を想定し、収支シミュレーションに基づく効率的な事業運営を目指す事業方針および事業実施計画により、経営の健全性確保と経営基盤の強化に努めます。

そして、コンプライアンスや個人情報保護法を遵守し、内部統制システム強化に取り組みます。

不斷の自己改革の実践！

持続可能な大阪農業と地域共生をめざして

第12次中期経営計画は、令和4年度から令和6年度までの3カ年を対象に、JA茨木市の10年後のビジョンである「持続可能な都市農業」と「豊かで暮らしやすい地域社会」の実現づくりに貢献しているJAを目指し、「持続可能な地域農業の振興」「組合員・地域住民のJAへの参加・参画に向けた環境づくり」「将来の環境変化を踏まえた経営基盤の確立」「JAの組織・事業・経営を支え活躍する『人』づくり」「広報活動の強化によるJAの魅力発信」の5つを軸に策定しました。

第12次中期経営計画

令和4年度～令和6年度

I. 持続可能な地域農業の振興

- (1) 多様な担い手対策と都市農地の保全対策
- (2) 消費者に向けた地元産農産物の魅力発信

II. 組合員・地域住民のJAへの参加・参画に向けた環境づくり

- (1) 組合員との対話による意思反映および運営参画
- (2) 組合員・地域住民などへの活動の展開

III. 将来の環境変化を踏まえた経営基盤の確立

- (1) 環境変化を想定した柔軟な経営基盤の確立
- (2) 内部管理態勢の充実
- (3) 財務計画

IV. JAの組織・事業・経営を支え活躍する「人」づくり

- (1) 組織・事業・経営を支える「人」づくり
- (2) 「人」が活躍できる職場づくり

V. 広報活動の強化によるJAの魅力発信

- (1) 広報の充実・強化
- (2) 地域貢献活動と情報発信

<参考>◇内部統制システムの整備

法令の遵守、損失の危機管理および適正かつ効率的な事業運営を目指し、ガバナンスの質の向上を図るために、理事会において決議した以下の「内部統制システム基本方針」等に基づき、内部統制システムの整備・構築に取り組んでいます。

内部統制システム基本方針

(平成 31 年 2 月 28 日制定)

(令和 5 年 6 月 28 日改正)

法令遵守の徹底や、より健全性の高い経営を確保し、組合員・利用者の皆さんに安心して組合をご利用いただるために、以下のとおり内部統制システム基本方針を策定し、組合の適切な内部統制の構築・運用に努めます。

- 1 理事及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ① 組合の基本理念及び組合のコンプライアンスに関する基本方針を定め、役職員は職務上のあるべき場面において法令・規則・契約・定款等を遵守する。
 - ② 重大な法令違反、その他法令及び組合の諸規程の違反に関する重要な事実を発見した場合には、直ちに監事に報告するとともに、理事会等において協議・検討し、速やかに是正する。
 - ③ 内部監査部署は、内部統制の適切性・有効性の検証・評価を行う。監査の結果、改善要請を受けた部署は、速やかに必要な対策を講じる。
 - ④ 「マネー・ローンダーリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針」等に基づき、反社会的勢力に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を持たない。また、マネー・ローンダーリング等の金融犯罪防止及び排除に向けた管理体制を整備・確立する。
 - ⑤ 組合の業務に関する倫理や法令に抵触する可能性のある事項について、役職員等が相談もしくは通報を行うことができる制度（ヘルpline）を適切に運用し、法令違反等の未然防止に努める。
 - ⑥ 監事監査、内部監査、会計監査人が密接に連絡し、適正な監査を行う。
 - ⑦ 業務上知り得た当組合および関連会社の取引先に関する未公表の重要事実を適切に管理する体制を整備する。
- 2 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ① 文書・情報の取扱いに関する方針・規程に従い、職務執行に係る情報を適切に保存・管理する。
 - ② 個人情報保護に関する規程を整備し、個人情報を適切かつ安全に保存、管理する。
- 3 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ① 認識すべきリスクの種類を特定するとともに管理体制の仕組みを構築し、リスク管理の基本的な態勢を整備する。
 - ② 理事は組合のリスクを把握・評価し、必要に応じ、定性・定量それぞれの面から事前ないし事後に適切な対応を行い、組合経営をとりまくリスク管理を行う。
- 4 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ① 職制、機構、業務分掌、指示命令系統を明文化し、役職員の職務執行を効率的に遂行する。
 - ② 中期経営計画及び同計画に基づく部門別事業計画を策定し、適切な目標管理により、戦略的かつ効率的な事業管理を行う。
- 5 監事監査の実効性を確保するための体制
 - ① 監事が円滑に職務を執行し、監事監査の実効性を確保するための体制を整備する。
 - ② 監事が効率的・効果的監査を遂行できるよう支援する。
 - ③ 理事や内部監査部署等は監事と定期的な協議、十分な意思疎通をはかることにより、効率的・効果的監査を支援する。
- 6 財務情報その他組合情報を適切かつ適時に開示するための体制
 - ① 会計基準その他法令を遵守し、経理規程等の各種規程等を整備し、適切な会計処理を行う。
 - ② 適時・適切に財務報告を作成できるよう、決算担当部署に適切な人員を配置し、会計・財務等に関する専門性を維持・向上させる人材育成に努める。
 - ③ 法令の定めに基づき、ディスクロージャー等を通じて、財務情報の適時・適切な開示に努める。
 - ④ 財務諸表の適正性、財務諸表作成にかかる内部監査の有効性を確認し、その旨をディスクロージャーに記載する。

2. 経営管理体制

当JAは農業者により組織された協同組合であり、正組合員の代表者で構成される「総代会」の決定事項を踏まえ、総代会において選出された理事により構成される「理事会」が、組合の業務執行を決定するとともに、理事の職務執行の監督を行っています。また、総代会で選任された監事が理事会の決定や理事の業務執行全般の監査を行っています。

JAの業務執行を行う理事には、今後、より一層女性の意見を直接的に反映させるため、地区から女性4名を選出しています。また、信用事業については専任担当の理事を置くとともに、農業協同組合法第30条に規定する常勤監事および員外監事を設置し、ガバナンスの強化を図っています。

なお、当JAの令和3年6月28日開催の第46回通常総代会で選任された理事は、平成27年農協法改正により適用することとされた、農業協同組合法施行規則第76条の2第1項1号の理事構成要件を満たしております。

3. 事業の概況

全般的な概況

令和4年度は、第1・2次中期経営計画の取り組み初年度として、「持続可能な地域農業の振興」「組合員・地域住民のJAへの参加・参画に向けた環境づくり」「将来の環境変化を踏まえた経営基盤の確立」「JAの組織・事業・経営を支え活躍する【人】づくり」「広報活動の強化によるJAの魅力発信」の5つを軸に取り組みました。

信用事業は、地域密着の金融機関として、相談・提案セールスを中心に事業の拡大を図り、年金振込・公共料金振替等による家計のメイン化、農業融資等にも取り組みました。

共済事業は、3Q訪問による保障点検活動を通じて「ひと・いえ・くるま」の総合保障の提案推進活動に取り組んだ結果、長期共済保有高は14年連続の純増となりました。共済金の支払いについては組合員や利用者の立場に立ち迅速な対応に努めました。

また、資産相談事業として、土地活用相談・遺言信託・資産形成型投資信託（NISA、iDeCo等）などに取り組みました。

営農経済事業は、営農指導専門員による地域巡回指導を通じ、各地域で安全・安心な農産物づくりの相談・指導を行いました。地域特産品としての「祝薈（西川壳葉）」「フルーツパブリカ」の定着を図るため、種苗メーカー担当者と生産圃場での現地指導を行うとともに、良質な野菜苗を安定生産し直売所やインショップへの安定出荷と出荷増に繋げました。また、市内小学校の学校給食へ米や野菜を供給し、農家所得向上に努めました。水稻苗播種施設を令和4年4月から稼働し、昨年度から稼働している乾燥粉摺り施設と併せて生産農家の省力化と地域農業の経営継続支援に努めました。

介護福祉事業は、組合員や地域住民のニーズに応え、ケアマネジャー（介護支援専門相談員）による質の高い介護相談に努めました。

営農指導

過去2年にわたり新型コロナウイルス感染拡大防止により農業祭をはじめ各種イベントの開催を見送っていましたが、対策を講じたうえで農業祭・営農講習会・営農塾・若葉塾を部分的に実施しました。

巡回指導における調査では、水稻で大きな被害をもたらす「トビイロウンカ」については一部圃場で発生したものの、昨年度から箱剤（予防剤）を入れ替えたこともあり管内で大きな被害が出ることはありませんでした。野菜についてはキャベツ・ブロッコリー・ハクサイ等のアブラナ科野菜で「ハイマダラノメイガ（シンクイムシ）」やタマネギのべと病がやや多い傾向でした。

また、環境保全およびコスト・労力低減に向けて昨年度より水稻一発肥料の15kg袋を採用しましたが、今年度についても継続し、また使用方法についての指導に努めました。

農産物検査は登録検査機関として10,711袋（玄米、種子穀、大豆）の検査を行いました。

みしま館ならびに朝市等では、出荷されている農産物の残留農薬検査（外部委託）を実施し、検査費用の一部を助成しました。

有害鳥獣被害防止対策では、46件に対し資材の購入費用の概ね30%を助成しました。

新規就農者や農業後継者を対象とした営農塾は22期生の7名が修了し修了者総数は201名となり、現役世代を対象とした若葉塾は6月、8月、1月に開講しました。

地産地消・食農教育への取り組みとして、茨木市教育委員会と連携し、学校給食へ地元産米を約144t、野菜を約21t供給し、総合学習として学校学習田へ資料提供や資材提供（バケツ苗セット）を行いました。

生活指導

女性会活動は、3年ぶりに仲間づくりの旅を実施し、長野県善光寺の御開帳を訪れ、支部の垣根を越えて会員同士が交流を深めました。また、SDGsの活動として、水洗いで繰り返し使える、エコな「みつろうラップ」づくりや、例年通りみどりのカーテンづくりに取り組みました。みつろうラップは農業祭で販売も行うなど一般の方にも広く女性会のSDGsの取り組みをアピールしました。

女性セミナーとして開催した「ウォーキング講座」は、女性会の会員と地域の女性が共に学び交流する講座として2回、女性会会員の講座として2回開催し、延べ4回・85名が参加しました。

組織の活性化や地域を越えた交流を目的とした本部クラブ（着付・茶道・園芸・書道・編物・手芸）は新型コロナウイルス感染拡大防止に留意して活動し、クラブ発表会では3年ぶりに舞台発表も行い、日頃の成果を発揮しました。

支店単位クラブは、中支店大正琴クラブが新たに発足し活動を始めました。今年度においても積極的に活動できたクラブ、新型コロナウイルスの影響で活動できなかったクラブがありますが、地域の親交を深めるために26組織が文化やスポーツ活動を行っています。

農政活動

茨木市農林課と連携した経営所得安定対策の説明会は、地区別に8回に分けて開催しました。茨木市担い手育成総合支援協議会において、準農家や新規就農者に対する支援協議（青年就農給付金受給）を行いました。

また、有害鳥獣被害防止対策について行政（大阪府・茨木市）に支援を働きかけるとともに、肥料価格高騰については、市・府・国がそれぞれ行った高騰対策の周知及び説明会（国）を開催しました。

教育広報

本年度も JA バンク食農教育応援事業の一環として、教育委員会を通じて市内小学校・幼稚園計 40 校にサツマイモの苗・肥料・資材等を提供し、定植から収穫までの農業体験を通じて農作物に対する理解と興味を深める取り組みと、JAバンク食農教育教材本「農業とわたしたちのくらし」を市内小学校（5年生対象）および特別支援学校に 3,062 冊を贈呈し、食・農業の大切さや大阪の農業について学ぶ機会を提供しました。

小中学生を対象とした書道コンクールには市内 33 校から 2,814 点、図画コンクールには 2 校から 15 点の応募が寄せられました。

法律相談 6 回（奇数月）、税務相談 5 回（偶数月）を実施し、2 月には確定申告相談会を各支店で実施しました。

広報誌「プリマベーラ」は組合員登場の誌面づくりを基本にし、各地区の情報や組合員組織の情報、「自己改革」をはじめとした JA 事業の情報などをを中心に、組合員の生活に役立つ誌面作りに努めました。またホームページにおいても JA や農業関係について広く情報発信に努めました。

また、インターネット交流サイト（SNS）での情報発信としてインスタグラムで JA 茨木市の活動やみしま館のイベント・出荷情報などを広く一般のインスタグラムユーザーに発信したほか、組合員向けに営農情報の LINE を開設し、地域農業に役立つ情報を発信しました。

信用事業

「地域で一番頼れる金融機関」をめざし組合員、利用者への満足度向上、次世代層とのつながりを強化するため、FP（ファイナンシャルプランナー）による相談・提案セールスを中心に事業の拡大を図りました。貯金業務では、これから年金を受け取られる方を対象に個別相談会を開催するなど、年金振込口座獲得に合わせ、「年金振込予約」活動にも重点的に取り組みましたが、貯金残高については期首より 2 億 37 百万円減少し 1,825 億 96 百万円となりました。「年金友の会」活動は、コロナ禍で中止していましたグラウンド・ゴルフ大会を再開しました。融資業務では、資産管理事業や相続対策の取り組みなどにより、経営刷新資金が伸長しました。また、農業融資にも積極的に取り組み 39 百万円の新規実行を行いました。それらを含めて 42 億 97 百万円の新規実行を行い、貸出金（融資）残高は期首より 5 億 62 百万円増加し、379 億 75 百万円となりました。

共済事業

「3Q訪問・保障点検活動」を通じ、お客様のニーズに合わせた保障提案推進活動に取り組みました。自然災害の備えとしての建物更生共済をはじめ「ひと・いえ・くるま」の生活を守る総合保障に取り組み、長期共済保有高は 30 億 3 百万円増加し 3,109 億円に、生存保障分野（医療・がん・介護・年金等）の保有件数は 43 件増加し 9,989 件になりました。短期共済では、自動車共済・自賠責共済を重点に取り組んだ結果、新契約件数は自動車共済 4,822 件、自賠責共済 1,402 件となりました。また、支払共済金は満期・年金等で 28 億 66 百万円、事故等で 10 億 55 百万円となりました。

購買事業

営農に必要な生産資材は予約購買を中心に取扱高は 1 億 67 百万円、生活に必要な生活物資の取扱高は 1 億 42 百万円、取扱高合計 3 億 10 百万円となり、うちみしま館の取扱高は 11 百万円となりました。

また、ロシアによるウクライナ侵攻や円安、原油価格高騰等により、肥料などの生産資材が高騰し深刻な状況となり、高騰対策として JA グループの資材高騰対策を利用し予約購買を実施し価格抑制に努めました。

販売事業

令和 4 年度産米は病害虫の発生も少なく順調に推移し、実行組合のご協力を得て玄米の集荷袋数は、9,110 袋となりました。玄米・特定米穀・水稻種子・インショップ向け野菜等の買取販売高は 89 百万円受託販売高は 1 億 47 百万円、合わせて取扱高合計 2 億 37 百万円となりました。

みしま館では新鮮クラブ会員が新たに 2 名加入し、受託販売点数 72 万点、来店者数は延べ約 16 万 4 千人となり、取扱高は 1 億 87 百万円となりました。

利用事業

令和 4 年 4 月から稼働した水稻苗播種施設では、16,510 箱の水稻苗を供給しました。また、野菜苗については、天候を考慮した播種時期や温度管理、灌水回数など健苗育成に努め、6 品目 7 品種 74,816 株を生産、供給しました。

乾燥脱水施設の利用は、60 件の農家からの申し込みがあり、103 工程 1,553 a の作業を行い、74,555 kg の玄米を仕上げました。また、玄米の色彩選別作業では、55 件 944 袋（30 kg 袋）の選別作業を行いました。

農作業受託については、74 件 123 ha の作業を請け負いました。

資産相談事業

資産相談業務の取り組みとして、20 件の「無料・財産診断」を実施し、相続対策・税務対策に取り組みました。「遺言信託」は 3 件の新規契約があり、保管件数は 31 件となりました。

資産管理業務では、自宅・賃貸住宅の建築・修理等の提携業者紹介成約案件が 38 件でした。

「資産管理研究会」活動では、令和 5 年 2 月に 3 年ぶりとなる税務セミナーを開催し、35 名の会員にご参加いただきました。

また、資産形成・運用として投資信託に取り組んだ結果、残高は 1 億 1 百万円、口座数は 100 口となりました。

介護福祉事業

組合員および地域住民が介護を必要とする状態となっても、できる限り住み慣れた地域で安心した生活を続けられるよう、ケアマネジャー 2 名が介護相談・ケアプラン作成等で在宅生活を支援し、事業実績では、介護相談や介護保険申請等で 58 件、利用者数は延べ 857 名となりました。

医療を必要とする重度の要介護者や認知症高齢者が増加しており、研修等を通じてケアマネジャーの資質を高め行政や医療機関等との連携を密に行うとともに、広報誌「プリマベーラ」で、「JA 健康寿命 100 歳プロジェクト」の取り組みを連載し、健康づくりや生きがいづくりなどへの参加を応援しました。

4. 農業振興活動

基本姿勢

- ◇SDGs（持続可能な開発目標）の取り組みにより安全・安心な農産物を持続的・安定的に生産・供給できる担い手を育成するためアグリアドバイザーの養成と、営農指導員の巡回指導を展開します。
- ◇営農経済センターをはじめ、乾燥糀摺り施設や水稻苗播種施設などの有効活用により農家組合員の生産コストの低減と農家所得の向上に繋げ、営農継続の支援をおこないます。
- ◇変化する社会情勢に対応するため、行政はじめ関係機関、関係組織と連携し、農業の持つ多面的機能を十分に發揮し、地域と共生した都市農業を目指します。

1. 多様な担い手対策と都市農地の保全対策

- (1) 営農経済センターをはじめ、新設された水稻苗播種施設および乾燥糀摺り施設を活用した営農指導体制の充実
- (2) 新たな担い手を育成し多様化する組合員への対応
- (3) SDGs の取り組みとして地力増進作物の栽培を推奨し、省力で環境負荷を抑えた資材の推進
- (4) 巡回指導（営農・経営相談、情報収集など）の徹底と「栽培管理べんり帳」の活用
- (5) 農作業受託事業の活性化（施設の有効利用）
- (6) 有害鳥獣対策強化への取り組み
- (7) 生産資材のコスト削減への取り組み

2. 消費者に向けた地元農産物の魅力発信

- (1) みしま館の取扱高を上げるため品揃えの充実および新たな集荷体制の構築への取り組み
- (2) 地元産米の集荷と学校給食への米と野菜の供給
- (3) 野菜苗の販売と地域特産物への取り組み
- (4) 農地の保全と活用

3. 地域密着型金融への取り組み

- (1) 農業の振興を図るため、農業者ニーズに対応した融資商品の適切な提供
- (2) JA バンク大阪農業振興活動事業の活用など、農業ファンの拡大や地域の発展に貢献する活動への取り組み

5. 地域貢献情報等

農業を通じて地域の人々とのふれあいを大切にしながら、地域社会の快適な環境づくりに貢献することが、JAの社会的責任であると考えています。

文化・スポーツ活動

● JA茨木市・旗争奪少年軟式野球大会

次世代を担う青少年の健全育成の一助となるため、茨木市や教育委員会の協力を得て、「JA茨木市・旗争奪少年軟式野球大会」を実施しています。第20回となった2022年の大会には104チームが参加しました。

地域福祉活動

● 健康福祉活動への取り組み

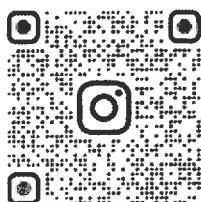
超高齢社会への取り組みとして、「ケアプラン作成」をはじめとした介護相談などを実施しています。

コミュニティ活動

● プリマベーラ/ホームページ/SNS

組合員や利用者の方々に農業やJAの事業活動をよりご理解いただくために、広報誌「プリマベーラ」や、「JA茨木市ホームページ」で、さまざまな話題を発信しています。

また、公式インスタグラムや営農情報の公式LINEを開設し、イベントや直売所情報、農業に関する情報などを発信しています。



公式インスタグラム
@ja_ibarakishi



営農情報LINE
ID: @741oaamv

SDGsへの取り組み

● SDGsへの取り組みと情報発信

食料の生産や農業の振興・豊かな地域社会づくり・仲間との協同など、JAのおこなうすべての活動がSDGsの達成に繋がる活動となるよう、全役職員が意識して取り組むとともに、広報誌で定期的に情報を発信します。

地域防犯活動

● 茨木の子どもを守る運動への参画

茨木市教育委員会等と連携して、当JAの業務車両に「茨木の子どもを守る運動」のステッカーを表示し通学路などにおける子どもたちを狙った犯罪抑止活動に協力しています。

また、自己改革の一環としてパトロール車を各支店に1台配備し、「青色防犯パトロール活動」により地域の犯罪抑制に取り組んでいます。

各種相談窓口

● 各種相談会の開催

毎年確定申告の提出を控えた2月に、近畿税理士会の協力を得て「確定申告相談」を開催しています。JAではこのほかに、弁護士・税理士等専門家による法律相談、税務相談をはじめ福祉、交通事故、営農相談などを受け付けていますので、お気軽にお問い合わせください。

● 利用者の苦情・相談窓口

「JAバンク相談所」は、JA等が行う信用事業に関する利用者のみなさまの苦情をお受けし、公正・誠実な立場から円滑な解決が図られるよう、設置・運営している機関です。信用事業に関するお取引でお困りのときは、ご遠慮なく「JAバンク相談所」(03-6837-1359)へお申し出ください。なお、当JAの窓口は本店金融共済部(専用ダイヤル 072-627-2222)で受け付けています。

地域美化活動

● 店舗周辺クリーン作戦・花いっぱい運動

職員自らが店舗周辺の清掃を行う「店舗周辺クリーン作戦」や店舗を花で飾る「花いっぱい運動」などを通じて地域の美化に貢献しています。

「経営者保証に関するガイドライン」への対応について

経営者保証に関するガイドライン研究会が公表した「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえ、当JAは、本ガイドラインを融資慣行として浸透・定着させていくための態勢整備を実施いたしました。

当JAは、今後、お客さまと保証契約を締結する場合、また、保証人のお客さまが本ガイドラインに則した保証債務の整理を申し立てられた場合は、本ガイドラインに基づき、誠実に対応するよう努めてまいります。

■本ガイドラインの詳細については、以下URLをご参照ください。

全国銀行協会 (<https://www.zenginkyo.or.jp/>)

日本商工会議所 (<https://www.jcci.or.jp/>)

■当JAの「経営者保証に関するガイドライン」を踏まえた取組方針

1. 経営者保証に依存しない融資の一層の促進について

法人個人の一体性の解消等が図られている、あるいは、解消等を図ろうとしている農業者等から資金調達の要請を受けた場合には、当該法人の経営状況、資金使途、回収可能性等を分析し総合的に判断する中で、経営者保証を求める可能性について、取引先の意向も踏まえた上で検討します。

2. 経営者保証の契約時の対応について

(1) 上記の検討を行った結果、経営者保証を求めることがやむを得ないと判断し、農業者等との間で保証契約を締結する場合には、主たる債務者と保証人に対し理解と納得を得ることを目的に、保証契約の必要性等に関する丁寧かつ具体的な説明を行います。

(2) 保証契約を締結する場合には、農業法人等の各ライフステージにおける取組意欲を阻害しないよう、保証人の資産及び収入の状況、融資額、主たる債務者の信用状況、物的担保等の設定状況、保証会社の活用状況等を総合的に勘案して、適切な保証金額の設定に努めます。

3. 既存の保証契約の適切な見直しについて

(1) 農業者等から既存の保証契約の解除等または変更等の申し入れを受けた場合には、改めて経営者保証の必要性の検討を行うとともに、その検討結果について主たる債務者及び保証人に対し理解と納得を得ることを目的に、丁寧かつ具体的な説明を行います。

(2) 事業承継が行われた時、前経営者が負担する保証債務について、後継者に当然に引き継がせるのではなく、保証契約の必要性について改めて検討するとともに、その結果について主たる債務者及び後継者に対し理解と納得を得ることを目的に、丁寧かつ具体的に説明を行います。

4. 経営者保証を履行する時の対応について

経営者保証における保証債務を万一履行する場合には、保証人の資産状況、保証履行能力、経営者たる保証人の経営責任等を総合的に勘案したうえで、履行請求の範囲を検討し適切かつ誠実な対応に努めてまいります。

6. リスク管理の状況

[リスクの体制]

◇リスク管理基本方針

組合員・利用者の皆さんに安心してJAをご利用いただくためには、より健全性の高い経営を確保し、信頼性を高めていくことが重要です。

このため、有効な内部管理態勢を構築し、直面する様々なリスクに適切に対応すべく「リスク管理基本方針」を策定し、認識すべきリスクの種類や管理体制と仕組みなど、リスク管理の基本的な体系を整備しています。

また、この基本方針に基づき、収益とリスクの適切な管理、適切な資産自己査定の実施などを通じてリスク管理体制の充実・強化に努めています。

① 信用リスク管理

信用リスクとは、信用供与先の財務状況の悪化等により、資産（オフ・バランスを含む。）の価値が減少しないし消失し、金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAは、個別の重要な案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に総務部審査課を設置し各支店と連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るため、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当規程」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。

② 市場リスク管理

市場リスクとは、金利、為替、株式等の様々な市場のリスク・ファクターの変動により、資産・負債（オフ・バランスを含む。）の価値が変動し、損失を被るリスク、資産・負債から生み出される収益が変動し損失を被るリスクのことです。主に金利リスク、価格変動リスクなどをいいます。金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在している中で金利が変動することにより、利益が低下ないし損失を被るリスクをいいます。また、価格変動リスクとは、有価証券等の価格の変動に伴って資産価格が減少するリスクのことです。

当JAでは、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視したALMを基本に、資産・負債の金利感応度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当JAの保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層で構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。運用部門は、理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。運用部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

③ 流動性リスク管理

流動性リスクとは、運用と調達のミスマッチや予期せぬ資金の流出により、必要な資金確保が困難になる、または通常よりも著しく高い金利での資金調達を余儀なくされることにより損失を被るリスク（資金繰りリスク）および市場の混乱等により市場において取引ができないため、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク（市場流動性リスク）のことです。

当JAでは、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置づけ、商品ごとに異なる流動性（換金性）を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

④ オペレーション・リスク管理

オペレーション・リスクとは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外生的な事象による損失を被るリスクのことです。当JAでは、収益発生を意図し能動的な要因により発生する信用リスクや市場リスクおよび流動性リスク以外のリスクで、受動的に発生する事務、システム、法務などについて事務処理や業務運営の過程において、損失を被るリスクと定義しています。事務リスク、システムリスクなどについて、事務手続にかかる各種規程を理事会で定め、その有効性について内部監査や監事監査の対象とともに、事故・事務ミスが発生した場合は速やかに状況を把握して理事会に報告する体制を整備して、リスク発生後の対応および改善が迅速・正確に反映ができるよう努めています。

⑤ システムリスク管理

システムリスクとは、コンピュータシステムのダウンまたは誤作動等、システムの不備に伴い金融機関が損失を被るリスク、さらにコンピュータが不正に使用されることにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、コンピュータシステムの安定稼働のため、安全かつ円滑な運用に努めるとともに、システムの万一の災害・障害等に備え、「危機管理マニュアル」を策定しています。

⑥ 事務リスク管理

事務リスクとは、役職員が正確な事務を怠る、あるいは事故・不正等を起こすことにより金融機関が損失を被るリスクのことです。当JAでは、業務の多様化や事務量の増加に対応して、正確な事務処理を行うため事務マニュアルを整備するとともに、自主検査・自店検査を実施し事務リスクの削減に努めています。また万が一、事故・事務ミスが発生した場合には、発生状況を把握し改善を図るとともに、内部監査により重点的なチェックを行い、再発防止策を実施する体制を整えています。

ALMへの取り組み

当JAでは、経営層を含めたメンバーで構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。執行部門は、ALM委員会・およびALM委員会から報告を受けた理事会で決定された方針等に基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行い、安定的な収益確保に努めています。執行部門が行った取引についてはリスク管理部門が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にその内容を評価・分析のうえ経営層に報告しています。

ALMとは...

資産（Asset）と負債（Liability）の双方を一元的に総合管理（Management）する手法のこと。資産と負債の構成、例えば金融機関であれば、全ての預貯金や貸し出しの金利・期間を把握し、将来の公定歩合等の変動を予測し、それを踏まえた上で、リスクの最小化と収益の極大化を図るリスク管理の手法。

〔法令遵守の体制〕

◇コンプライアンス基本方針

利用者保護への社会的要請が高まっており、また最近の企業不祥事に対する社会の厳しい批判に鑑みれば組合員・利用者からの信頼を得るために、法令等を遵守し、透明性の高い経営を行うことがますます重要になっています。

このため、コンプライアンス（法令等遵守）を経営の重要課題のひとつとして位置づけ、この徹底こそが不祥事を未然に防止し、ひいては組織の信頼性向上につながるとの観点にたち、コンプライアンスを重視した経営に取り組みます。

◇コンプライアンス運営態勢

コンプライアンス態勢全般にかかる検討・審議を行うため、代表理事組合長を委員長とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの推進を行っています。

基本姿勢および遵守すべき事項を記載した手引書「コンプライアンス・マニュアル」を策定し、研修会を行い全役職員に徹底しています。

毎年度、コンプライアンス・プログラムを策定し、実効ある推進に努めるとともに、統括部署を設置し、その進捗管理を行っています。

苦情・情報提供窓口

組合員・利用者のみなさまの声を真摯に捉え、前向きに事業に反映するため、苦情・相談等の専門窓口を設置しています。

あわせて、監事への情報提供窓口も設置しています。（詳細は下記をご参考下さい）

当JAの監事は、経営の健全な発展に資するため、農協法（法第35条の5）および農協法施行規則（第81条）に基づき、理事の職務の適正な遂行を阻害する行為に関する情報（組合経営に関する事象に限る）の提供を求めています。

当JAの理事の組合経営に関する気になる行為について、見たり聞いたりした事柄があれば封書にて下記宛にご連絡くださいようお願いします。

茨木市農業協同組合 監事会

【連絡先】：住 所 茨木市上穂積二丁目1番50号

部署名 JA茨木市 本店 監査室

受付監事 常勤監事 山本 浩一 宛

※ご好意による情報提供であっても、誹謗・中傷に類似する内容のものは受け付いたしかねますので、予めご了承ください。

※当JAの業務に関する一般的な苦情については、別途下記の窓口を設置しておりますので、そちらをご利用ください。

【一般苦情相談窓口】

- | | |
|--------------------------------|-----------------|
| ● JA茨木市金融共済部貯金課（貯金等信用事業に関すること） | TEL072-627-2222 |
| 共済課（共済事業に関すること） | TEL072-627-7764 |
| ● JA茨木市営農経済部（営農・経済事業に関すること） | TEL072-641-9050 |
| ● JA茨木市本店総務部（上記以外のこと） | TEL072-627-7762 |

外部受付窓口

- | | |
|----------------------------|-----------------|
| ● JAバンク相談所（信用事業に関すること） | TEL03-6837-1359 |
| ● JA共済相談受付センター（共済事業に関すること） | TEL0120-536-093 |

◇利用者保護等への取り組み

当JAでは、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む）の皆さまの正当な利益の保護と利便の確保のために、理事会において決議した「JAバンク利用者保護等管理方針」に基づき、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取り組みを行ってまいります（「JAバンク利用者保護等管理方針」については、下記をご参照ください）。

J A バンク利用者保護等管理方針

（平成 22 年 10 月 1 日制定）

茨木市農業協同組合（以下「当組合」という）は、農業協同組合法その他関連法令等により営む信用事業の利用者（利用者になろうとする者を含む。以下同じ）の正当な利益の保護と利便の確保のために、以下の方針を定める。また、利用者の保護と利便の向上に向けて継続的な取組みを行う。

- 1 当組合は、利用者に対する取引または金融商品の説明（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの説明を含む）および情報提供を適切かつ十分に行う。
- 2 当組合は、利用者からの相談・苦情等について、公正・迅速・誠実に対応（経営相談等をはじめとした金融円滑化の観点からの対応を含む）し、利用者の理解と信頼が得られるよう適切かつ十分に対応する。
- 3 当組合は、利用者に関する情報について、法令等に基づく適正かつ適法な手段による取得ならびに情報の紛失、漏洩および不正利用等の防止のための必要かつ適切な措置を講じる。
- 4 当組合が行う事業を外部に委託するにあたっては、利用者情報の管理や利用者への対応が適切に行われるよう、努める。
- 5 当組合は、当組合との取引に伴い、利用者の利益が不当に害されることのないよう、利益相反のおそれのある取引を適切に管理する。
- 6 本方針の制定・改廃は、コンプライアンス委員会での検討・協議に基づき、理事会の議決による。

※ 本方針の「取引」とは、「与信取引(貸付契約およびこれに伴う担保・保証契約)、貯金等の受入れ、商品の販売、仲介、募集等において利用者と当組合との間で事業として行われるすべての取引」をいいます。

◇利益相反管理への取り組み

当JAでは、組合員・利用者の皆さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインならびに理事会において決議した「利益相反管理方針」に基づき、利益相反のおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、適正に業務を遂行してまいります（「利益相反管理方針」については、下記をご参照ください）。

利益相反管理方針

（平成21年6月1日制定）

茨木市農業協同組合（以下、「当組合」という。）は、お客さまの利益が不当に害されることのないよう、農業協同組合法、金融商品取引法および関係するガイドラインに基づき、利益相反するおそれのある取引を適切に管理するための体制を整備し、利益相反管理方針（以下、「本方針」といいます。）を次のとおり定める。

1 対象取引の範囲

本方針の対象となる「利益相反のおそれのある取引」は、当組合の行う信用事業関連業務、共済事業関連業務または金融商品関連業務にかかるお客さまとの取引であって、お客様の利益を不当に害するおそれのある取引をいう。

2 利益相反のおそれのある取引の類型等

「利益相反のおそれのある取引」の類型および主な取引例としては、以下に掲げるものが考えられる。

（1）お客さまと当組合の間の利益が相反する類型

（取引例）

抱き合わせ販売や優越的地位の濫用等に該当する取引を行う場合

（2）当組合の「お客さまと他のお客さま」との間の利益が相反する類型

（取引例）

接待・贈答を受け、または行うことにより、特定の取引先との間で一般的な水準から乖離した水準で取引を行う場合

3 利益相反のおそれのある取引の特定の方法

利益相反のおそれのある取引の特定は、以下のとおり行います。

（1）利益相反のおそれのある取引について、利益相反管理統括部署があらかじめ類型化する。

（2）各部署においては、取引を行う際に、当該取引が利益相反のおそれのある取引として類型化された取引に該当するか確認する。

（3）利益相反のおそれのある取引に該当すると判断した場合は、利益相反管理統括部署に報告する。

（4）各部署で、利益相反のおそれのある取引に該当するか判断しかねる場合、または、類型には該当しないが利益相反のおそれのある取引に該当すると疑われる場合は、利益相反管理統括部署に相談する。

（5）利益相反管理統括部署は各部署からの相談を受けて、各部署と協議のうえ（必要に応じて関係部署と協議）、当該取引が利益相反のおそれのある取引であるかの特定を行う。

4 利益相反の管理の方法

当組合は、利益相反のおそれのある取引を特定した場合について、次に掲げる方法により当該お客さまの保護を適正に確保する。

（1）対象取引を行う部門と当該お客さまとの取引を行う部門を分離する方法

（2）対象取引または当該お客さまとの取引の条件もしくは方法を変更し、または中止する方法

（3）対象取引に伴い、当該お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、当該お客さまに適切に開示する方法（ただし、当組合が負う守秘義務に違反しない場合に限る。）

（4）その他対象取引を適切に管理するための方法

5 利益相反のおそれのある取引の記録および保存

利益相反の特定およびその管理のために行った措置については、当組合で定める利益相反管理規程に基づき適切に記録し、保存する。

6 利益相反管理体制

（1）当組合は、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理に関する当組合全体の管理体制を統括するための利益相反管理統括部署およびその統括者を定める。この統括部署は、営業部門からの影響を受けないこととする。また、当組合の役職員に対し、本方針および本方針を踏まえた内部規則等に関する研修を実施し、利益相反管理についての周知徹底に努める。

（2）利益相反管理統括者は、本方針にそって、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を実施するとともに、その有効性を定期的に適切に検証し、改善する。

7 利益相反管理体制の検証等

当組合は、本方針に基づく利益相反管理体制について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行う。

8 本方針の制定・改廃

本方針の制定・改廃は、理事会の議決による。

◇マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針

当JAでは、反社会的勢力との関係を遮断するため、「マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への対応に関する基本方針」を制定のうえ方針を定め、これを遵守します（内容については、下記の「マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力への対応に関する基本方針」をご参照ください）。

マネー・ローンダリング等及び反社会的勢力等への 対応に関する基本方針

（平成31年2月28日制定）

茨木市農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、事業を行うにつきまして、マネー・ローンダリング及びテロ資金供与等の金融サービスの濫用（以下、「マネー・ローンダリング等」という。）の防止に取り組みます。

あわせて、平成19年6月19日犯罪対策閣僚会議幹事会申合わせにおいて決定された「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針（以下、「政府指針」という。）」等を遵守し、反社会的勢力等に対して断固とした姿勢で臨むことをここに宣言します。

また、顧客に組織犯罪等による被害が発生した場合には、被害者救済など必要な対応を講じます。

（運営等）

当組合は、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除の重要性を認識し、適用となる法令等や政府指針を遵守するため、当組合の特性に応じた態勢を整備します。

また、適切な措置を適時に実施できるよう、役職員に指導・研修を実施し、マネー・ローンダリング等防止及び反社会的勢力等との取引排除について周知徹底を図ります。

（マネー・ローンダリング等の防止）

当組合は、実効的なマネー・ローンダリング等防止を実施するため、自らが直面しているリスクを適時・適切に特定・評価し、リスクに見合った低減措置を講じます。

（反社会的勢力等との決別）

当組合は、反社会的勢力等に対して取引関係を含めて、排除の姿勢をもって対応し、反社会的勢力等による不当要求を拒絶します。

（組織的な対応）

当組合は、反社会的勢力等に対しては、組織的な対応を行い、職員の安全確保を最優先に行動します。

（外部専門機関との連携）

当組合は、警察、財団法人暴力追放推進センター、弁護士など、反社会的勢力等を排除するための各種活動を行っている外部専門機関等と密接な連携をもって、反社会的勢力等と対決します。

〔金融円滑化への取り組み〕

当JAでは、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を「当JAの最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当JAの担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取り組んでまいります（「金融円滑化にかかる基本の方針」については、下記をご参照ください）。

金融円滑化にかかる基本の方針

（平成22年1月29日制定）
（平成25年4月 1日改正）

当JA茨木市（以下、「当JA」といいます。）は、農業者の協同組織金融機関として、「健全な事業を営む農業者をはじめとする地域のお客さまに対して必要な資金を円滑に供給していくこと」を「当組合の最も重要な役割のひとつ」として位置付け、当組合の担う公共性と社会的責任を強く認識し、その適切な業務の遂行に向け、以下の方針を定め、取組んでまいります。

- 1 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みがあった場合には、お客さまの特性および事業の状況を勘案しつつ、できる限り、柔軟に対応するよう努めます。
- 2 当JAは、事業を営むお客さまからの経営相談に積極的かつきめ細かく取り組み、お客さまの経営改善に向けた取組みをご支援できるよう努めてまいります。
また、役職員に対する研修等により、上記取組みの対応能力の向上に努めてまいります。
- 3 当JAは、お客さまから新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みがあった場合には、お客さまの経験等に応じて、説明および情報提供を適切かつ十分に行うように努めてまいります
また、お断りさせていただく場合には、その理由を可能な限り具体的かつ丁寧に説明するよう努めます。
- 4 当JAは、お客さまからの、新規融資や貸付条件の変更等の相談・申込みに対する問い合わせ、相談及び苦情については、公正・迅速・誠実に対応し、お客さまの理解と信頼が得られるよう努めてまいります。
- 5 当JAは、お客さまからの新規融資や貸付条件の変更等の申込みについて、関係する他の金融機関等（政府系金融機関等、信用保証協会等および中小企業再生支援協議会を含む。）と緊密な連携を図るよう努めてまいります。
また、これらの関係機関等から照会を受けた場合は、守秘義務に留意しつつ、お客様の同意を前提に情報交換しつつ連携に努めます。
- 6 当JAは、お客さまからの上述のような申込みに対し、円滑に措置をとることが出来るよう、必要な態勢を整備いたしております。
具体的には、
 - (1) 組合長以下、関係役員部長を構成員とする「コンプライアンス委員会」にて、金融円滑化にかかる対応を一元的に管理し、組織横断的に協議します。
 - (2) 信用事業担当理事を「金融円滑化管理責任者」として、当JA全体における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
 - (3) 各支店等に「金融円滑化管理担当者」を設置し、各支店等における金融円滑化の方針や施策の徹底に努めます。
- 7 当JAは、本方針に基づく金融円滑化管理態勢について、その適切性および有効性を定期的に検証し、必要に応じて見直しを行います。

〔金融ADR制度への対応〕

①苦情処理措置の内容

当JAでは、苦情処理措置として、業務運営体制・内部規則等を整備のうえ、その内容をホームページ・チラシ等で公表するとともに、JAバンク相談所やJA共済連とも連携し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。

当JAの苦情等受付窓口（電話：072-627-2222（月～金 9時～17時））

②紛争解決措置の内容

当JAでは、紛争解決措置として、次の外部機関を利用しています。

・信用事業

東京弁護士会紛争解決センター（電話：03-3581-0031）

第一東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3595-8588）

第二東京弁護士会仲裁センター（電話：03-3581-2249）

京都弁護士会紛争解決センター（電話：075-231-2378）

兵庫県弁護士会紛争解決センター（電話：078-341-8227）

公益社団法人民間総合調停センター（大阪府）

①の窓口または一般社団法人JAバンク・JFマリンバンク相談所（電話：03-6837-1359）にお申し出ください。

なお、下線の弁護士会仲裁センター等については、直接紛争解決をお申し立ていただくことも可能です。

また、東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）が設置・運営する紛争解決センターでは、東京以外の地域の方々からの申立について、当事者の希望を聞いたうえで、アクセスに便利な地域で手続を進める方法がありますが、ご利用いただける弁護士会については、あらかじめ東京三弁護士会、JAバンク相談所にお尋ねください。

1 現地調停：東京の弁護士会のあっせん人と東京以外の弁護士会のあっせん人が、弁護士会所在地と東京を結ぶテレビ会議システム等により、共同して解決に当ります。

2 移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に事件を移管します。

※ 現地調停、移管調停は全国の全ての弁護士会で行える訳ではありません。具体的な内容はJAバンク相談所または東京三弁護士会仲裁センター等にお問い合わせください。

・共済事業

一般社団法人 日本共済協会 共済相談所（電話：03-5368-5757）

<https://www.jcia.or.jp/advisory/index.htm>

一般財団法人 自賠責保険・共済紛争処理機構 <https://www.jibai-adr.or.jp/>

公益財団法人 日弁連交通事故相談センター <https://n-tacc.or.jp/>

公益財団法人 交通事故紛争処理センター <https://www.jcstad.or.jp/>

日本弁護士連合会 弁護士費用保険ADR

<https://www.nichibenren.or.jp/activity/resolution/lac.html>

各機関の連絡先（住所・電話番号）につきましては、上記ホームページをご覧いただくか、

①の窓口またはJA共済相談受付センター

（電話：0120-536-093）にお問い合わせください。

〔金融商品の勧誘方針〕

当組合は、貯金・定期積金、共済その他の金融商品の販売等に係る勧誘にあたっては、次の事項を遵守し、組合員・利用者の皆さんに対して適正な勧誘を行います。

1. 組合員・利用者の皆さまの商品利用目的ならびに知識、経験、財産の状況および意向を考慮のうえ、適切な金融商品の勧誘と情報の提供を行います。
2. 組合員・利用者の皆さんに対し、商品内容や当該商品のリスク内容など重要な事項を十分に理解していただくよう努めます。
3. 不確実な事項について断定的な判断を示したり、事実でない情報を提供するなど、組合員・利用者の皆さまの誤解を招くような説明は行いません。
4. 電話や訪問による勧誘は、組合員・利用者の皆さまのご都合に合わせて行うよう努めます。
5. 組合員・利用者の皆さんに対し、適切な勧誘が行えるよう役職員の研修の充実に努めます。
6. 販売・勧誘に関する組合員・利用者の皆さまからのご質問やご照会については、適切な対応に努めます。

〔お客さま本位の業務運営に関する取組方針〕

J A グループは、食と農を基軸として地域に根ざした協同組合として、助け合いの精神のもとに、持続可能な農業と豊かで暮らしやすい地域社会の実現を理念として掲げています。

当組合では、この理念のもと、2017年3月に金融庁より公表された「顧客本位の業務運営に関する原則」を採択するとともに、組合員・利用者の皆さんとの安定的な資産形成に貢献するため、以下の取組方針を制定いたしました。

今後、本方針に基づく取組みの状況を定期的に公表するとともに、よりお客さま本位の業務運営を実現するため本方針を必要に応じて見直してまいります。

1. お客さまへの最適な商品提供

- (1) お客さまに提供する金融商品は、特定の投資運用会社に偏ることなく、社会情勢や手数料の水準等も踏まえたうえで、お客さまの多様なニーズにお応えできるものを選定します。なお当組合は、金融商品の組成に携わっておりません。

2. お客さま本位のご提案と情報提供

- (1) お客さまの金融知識・経験・財産、ニーズや目的に合わせて、お客さまにふさわしい商品をご提案いたします。
- (2) お客さまの投資判断に資するよう、商品のリスク特性・手数料等の重要な事項について分かりやすくご説明し、必要な情報を十分にご提供します。
- (3) お客さまにご負担いただく手数料について、お客さまの投資判断に資するように、丁寧かつ分かりやすい説明に努めます。

3. 利益相反の適切な管理

- (1) お客さまへの商品選定や情報提供にあたり、お客さまの利益を不当に害することができないように、「利益相反管理方針」に基づき適切に管理します。

4. お客さま本位の業務運営を実現するための人材の育成と態勢の構築

- (1) 研修による指導や資格取得の推進を通じて高度な専門性を有し誠実・公正な業務を行うことができる人材を育成し、お客さま本位の業務運営を実現するための態勢を構築します。

〔内部監査体制〕

当JAでは、内部監査部門を被監査部門から独立して設置し、経営全般にわたる管理および各部門の業務の遂行状況を、内部管理態勢の適切性と有効性の観点から検証・評価し、改善事項の勧告などを通じて業務運営の適切性の維持・改善に努めています。

また、内部監査は、JAの本店・支店のすべてを対象とし、中期および年度の内部監査計画に基づき実施しています。監査結果は代表理事組合長および監事に報告したのち被監査部門に通知され、定期的に被監査部門の改善取り組み状況をフォローアップしています。また、監査結果の概要を定期的に理事会に報告することとしていますが、特に重要な事項については、直ちに理事会、代表理事組合長および監事に報告し、速やかに適切な措置を講じています。

〔個人情報保護方針〕

平成17年4月、個人情報の保護に関する法律が施行されました。これは、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大したことを受け、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護する目的で成立したもので、事業者が個人情報を取扱う上でのルールが定められているものです。

当JAにおいては、この法律の施行に際し「個人情報保護方針」および「情報セキュリティ基本方針」を定め、これを役職員全員が遵守し、利用者のみなさまの個人情報漏洩防止の徹底管理に努めています。

茨木市農業協同組合個人情報保護方針

(平成17年3月31日制定)
(令和4年5月31日改正)

茨木市農業協同組合（以下「当組合」といいます。）は、組合員・利用者等の皆様の個人情報を正しく取扱うことが当組合の事業活動の基本であり社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

1. 関連法令等の遵守

当組合は、個人情報を適正に取扱うために、「個人情報の保護に関する法律」（以下「保護法」といいます。）その他、個人情報保護に関する関係諸法令および個人情報保護委員会のガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

個人情報とは、保護法第2条第1項、第2項に規定する、生存する個人に関する情報で、特定の個人を識別できるものをいい、以下も同様とします。

また、当組合は、特定個人情報を適正に取扱うために、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号利用法」といいます。）その他、特定個人情報の適正な取扱いに関する関係諸法令およびガイドライン等に定められた義務を誠実に遵守します。

特定個人情報とは、番号利用法第2条第8項に規定する、個人番号をその内容に含む個人情報をいい、以下も同様とします。

2. 利用目的

当組合は、個人情報の取扱いにおいて、利用目的をできる限り特定したうえ、あらかじめご本人の同意を得た場合および法令により例外として扱われるべき場合を除き、その利用目的の範囲内でのみ個人情報を利用します。ただし、特定個人情報においては、利用目的を特定し、ご本人の同意の有無に関わらず、利用目的の範囲を超えた利用は行いません。

ご本人とは、個人情報によって識別される特定の個人をいい、以下同様とします。

利用目的は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめ公表するか、取得後速やかにご本人に通知し、または公表します。ただし、ご本人から直接書面で取得する場合には、あらかじめ明示します。

3. 適正取得

当組合は、個人情報を取得する際、適正かつ適法な手段で取得いたします。

4. 安全管理措置

当組合は、取扱う個人データ及び特定個人情報を利用目的の範囲内で正確・最新の内容に保つよう努め、また安全管理のために必要・適切な措置を講じて従業者および委託先を適正に監督します。

なお、個人データとは、保護法第16条第3項が規定する、個人情報データベース等（保護法第16条第1項）を構成する個人情報をいい、以下同様とします。

5. 仮名加工情報及び匿名加工情報の取扱い

当組合は、仮名加工情報（保護法第2条第5項）及び匿名加工情報（保護法第2条第6項）の取扱いに関しては、保護法・ガイドライン等に則して、安全管理に関する必要かつ適正な措置を講じます。

- 6. 第三者提供の制限**
当組合は、法令により例外として扱われるべき場合を除き、あらかじめご本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供しません。
また、当組合は、番号利用法第19条各号により例外として扱われるべき場合を除き、ご本人の同意の有無に関わらず、特定個人情報を第三者に提供しません。
- 7. 機微（センシティブ）情報の取り扱い**
当組合は、ご本人の機微（センシティブ）情報（要配慮個人情報並びに労働組合への加盟、門地、本籍地、保健医療等に関する情報）については、法令等に基づく場合や業務遂行上必要な範囲においてご本人の同意をいただいた場合等を除き、取得・利用・第三者提供はいたしません。
- 8. 開示・訂正・利用停止等**
当組合は、保有個人データ等につき、法令に基づきご本人からの開示、訂正、利用停止等に応じます。
保有個人データとは、保護法第16条第4項に規定するデータをいいます。
- 9. 苦情窓口**
当組合は、個人情報につき、ご本人からの質問・苦情に対し迅速かつ適切に取り組み、そのための内部体制の整備に努めます。
- 10. 繼続的改善**
当組合は、取扱う個人情報について、適正な内部監査を実施するなどして、本保護方針の継続的な改善に努めます。

情報セキュリティ基本方針

（令和4年9月1日改定）

茨木市農業協同組合は、組合員・利用者等の皆様との信頼関係を強化し、より一層の安心とサービスを提供するため、組合内の情報およびお預かりした情報のセキュリティの確保と日々の改善に努めることが当組合の事業活動の基本であり、社会的責務であることを認識し、以下の方針を遵守することを誓約します。

- 1 当組合は、情報資産を適正に取扱うため、コンピュータ犯罪に関する法律、不正アクセス行為の禁止に関する法律、IT基本法その他の情報セキュリティに関する諸法令、および農林水産大臣をはじめ主務大臣の指導による義務を誠実に遵守します。
- 2 当組合は、情報の取扱い、情報システムならびに情報ネットワークの管理運用にあたり、適切な組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を実施し、情報資産に対する不正な侵入、紛失、漏えい、改ざん、破壊、利用妨害などが発生しないよう努めます。
- 3 当組合は、情報セキュリティに関して、業務に従事する者の役割を定め、情報セキュリティ基本方針に基づき、組合全体で情報セキュリティを推進できる体制を維持します。
- 4 当組合は、万一、情報セキュリティを侵害するような事象が発生した場合、その原因を迅速に解明し、被害を最小限に止めるよう努めます。
- 5 当組合は、上記の活動を継続的に行うと同時に、新たな脅威にも対応できるよう、情報セキュリティマネジメントシステムを確立し、維持改善に努めます。
- 6 当組合は、第三者に対する業務の委託にあたり、委託先が委託業務に関する当組合の情報資産に対して適切な安全管理措置を実施するよう求め、その監督に努めます。

以上

7. 主な事業の内容等

(1) 主な事業の内容

〔信用事業〕

信用事業は、貯金、貸出、為替などいわゆる銀行業務を行っています。この信用事業は、JA・信連・農林中金という3段階の組織が有機的に結びつき、「JAバンク」として大きな力を発揮しています。

◇貯金業務

組合員の方はもちろん、地域住民の皆さまや事業主の皆さまからの貯金をお預かりしています。普通貯金、当座貯金、定期貯金、定期積金、総合口座などの各種貯金を目的・期間・金額にあわせてご利用いただいています。公共料金、都道府県税、市町村税、各種料金のお支払い、年金のお受け取り、給与振込等もご利用いただけます。

また、平成17年3月1日より貯金保険制度による「全額保護」をご希望の組合員皆さまのために、決済用貯金（「普通貯金無利息型（決済用）」および「総合口座の普通貯金無利息型」）をご用意しております。この決済用貯金は、平成17年4月以降「全額保護」となっています。

●貯金商品一覧

令和5年7月1日現在

貯金種別	仕組・特色・留意事項	期間	お預入金額	付利単位
総合口座	普通貯金	出し入れ自由 1ヶ月以上	*100円 1円以上	
	普通貯金（無利息型）		—	
	定期貯金（自動継続）		1円以上	1円
当座貯金	商取引に安全で能率的な小切手・手形が使える事業者向けの貯金です。	出し入れ自由	1円以上	—
普通貯金	お財布代わりに簡単に出し入れできる貯金です。	出し入れ自由 1ヶ月以上	*100円 1円以上	
普通貯金無利息型（決済用）			—	
JA教育資金贈与専用口座	租税特別措置法に基づく教育資金非課税措置の適用を受けるための口座です。	要件による	1円以上 1,500万円以下	*100円
JA結婚子育て資金贈与専用口座	租税特別措置法に基づく結婚・子育て資金非課税措置の適用を受けるための口座です。	要件による	1円以上 1,000万円以下	*100円
納税準備貯金	納税のため普段から準備していただく貯金です。お利息も普通貯金より有利なうえ無税扱いですから大変お得です。	納税のためならいつでも	1円以上	*100円
貯蓄貯金	とりあえず使わないお金を少しでも有利に運用できます。	出し入れ自由	1円以上	*1円
通知貯金	まとまった資金を一時的に預けていただく場合に有利です。	7日以上	5万円以上	1円
定期積金	目標額設定型	目標額を決めて、毎月一定日に積み立てていく貯金です。 毎月一定日に一定額を積み立てていく貯金です。	6ヶ月～5年 6ヶ月毎	1回当たり 1,000円以上
	掛け金定期型			
	なごみ	当JAで年金振込ご利用の方に、店頭金利より0.07%上乗せする掛け金が隔月の商品です。	1年・2年・3年・4年・5年	年金受給額以下 1回当たり 1,000円以上
	そんなえ得<定額式><目標式>			
積立定期貯金	エンドレス型	いつでも都合に応じて自由な金額で何回でも積み立てられます。	積立期間定めず	1円以上
	満期型	満期日を指定する商品です。	6ヶ月以上 10年以下	
期日指定定期貯金	1年の据置期間経過後は1ヶ月以上前に通知いただければいつでも引き出しいただけます。	最長3年	300万円未満	1円

貯金種別	仕組・特色・留意事項	期間	お預入金額	付利単位
スーパー定期貯金 <単利型><複利型>	期間・金額など幅広く有利にご利用いただけます。	1・3・6ヶ月 1・2・3・4 5・7・10年	1円以上	1円
年金シルバー定期貯金	当JAで公的年金（厚生年金・国民年金・共済年金）、企業年金、国民年金基金、農業者年金基金等各種基金、生命保険会社等の年金（いずれも終身に限る）をお受け取りいただいている方を対象に店頭金利より0.07%上乗せる定期貯金です。	1年	1円以上 1,000万円以下	1円
プレ年金定期貯金	満55歳以上で65歳未満の方で、公的年金（厚生年金・国民年金・共済年金）のお受け取りの予約を当JAでしていただいた方を対象に、店頭金利より0.07%上乗せる商品です。	1年	1円以上 500万円以下	1円
運転免許返納定期貯金	満65歳以上の方で、運転免許証を自主返納し「運転経歴証明書」または「運転経歴証明書交付済シールとマイナンバーカード」の両方を提示できる方を対象に、店頭金利より0.07%上乗せる商品です。	1年	1円以上 300万円以下	1円
退職金特別定期貯金 <スーパー定期貯金単利型> <大口定期貯金>	退職後1年以内にお預入れいただいた個人の方を対象に、特別金利0.20%（初回限り）を適用する商品です。	1年	<スーパー定期単利型> 500万円以上 <大口定期貯金> 1,000万円以上 (いずれも退職金の受取額まで)	1円
大口定期貯金	預け入れ額1千万円以上の運用にご利用いただける高利回りの商品です。	1カ月以上 10年以内	1,000万円以上	1円
変動金利型定期貯金 <単利型><複利型>	市場金利の動きに応じて6ヶ月ごとに利率の見直しを行う定期貯金です。	3年	1円以上 (金額枠制限なし)	1円
据置定期貯金	預入れから半年経過すればいつでもお引き出しいただけます。	最長5年	1万円以上 1,000万円未満	1円
財産形成貯金	一般財形	毎月の給料からの天引きですから手間がかからず着実に貯まる貯金です。	3年以上	1円以上 (金額枠制限なし)
	財形年金	非課税の特典があり、さらに退職後も年金のお受け取り（3カ月毎）が終わるまで継続されますので大変有利です。	5年以上	1円以上 金額枠合算で550万円まで (非課税)
	財形住宅	住宅の取得等にお役に立つ貯金です。		1円

※印は最低付利単位1,000円

◇貸出業務

農業専門金融機関として、農業の振興を図るために農業関連資金はもとより、組合員の皆さまの生活を豊かにするための生活改善資金等を融資しています。

また、地域金融機関の役割として、地域住民の皆さまの暮らしに必要な資金や、地方公共団体、農業関連産業・地元企業等、農業以外の事業へも必要な資金を貸し出し、農業の振興はもとより、地域社会の発展のために貢献しています。

さらに、株式会社日本政策金融公庫をはじめとする政府系金融機関等の代理貸付、個人向けローンも取り扱っています。

●貸出商品一覧

令和5年7月1日現在

種類	お使いみち	ご融資金額	期間
不動産担保	経営刷新資金 賃貸住宅・貸倉庫などの建築費用など	8億円以内	35年以内
	資産継承ローン 相続税の納付資金など	3億円以内	30年以内
	住宅ローン 住宅の新築・増改築 新築・中古住宅の購入 宅地の購入（5年内に住宅を新築し、居住する予定があること）	10万円以上 1億円以内	40年以内

種類	お使いみち	融資金額	期間
各種ローン	リフォームローン ご自宅の増改築、補修またはシステムキッチン、バス、トイレ等の住宅関連設備資金	10万円以上 1,000万円以内	1年以上 15年以内
	多目的ローン お使いみちはご自由です。（但し事業資金、負債整理資金を除く。）	10万円以上 500万円以内	6ヶ月以上 10年以内
	マイカーローン 自動車の購入、車庫の建築などの自動車関連資金	10万円以上 1,000万円以内	6ヶ月以上 10年以内
	教育ローン 入学金、授業料などの学生生活に必要な資金	10万円以上 1,000万円以内	15年以内
	カードローン お使いみちはご自由です。	10万円以上 300万円以内	1年ごとに契約更新
農業関連資金	農機ハウスローン 農機具の購入、点検・修理に付帯する費用、パイプハウス等の資材購入、建築費用など	1,800万円以内	1年以上 10年以内
	農業振興資金 農業経営上必要な資金、農地の購入	60,000万円以内	30年以内
	新規就農応援資金 農業経営にかかる設備、運転資金	1,000万円以内	17年以内
	担い手応援ローン 農業生産に直結する運転資金	3,000万円以内	1年以内

*各種ローン（リフォームローンを除く）は、合計で1組合員1,000万円以内、リフォームを含む場合は1,500万円以内。

*カードローンご契約者はJAネットバンクにおいて借入、返済（どちらも1回あたり下限金額1,000円。要ネットバンク登録）手続きが可能です。

◇為替業務

全国のJA・信連・農林中金の店舗を始め、全国の銀行や信用金庫などの各店舗と為替網で結び、当JAの窓口を通して全国のどこの金融機関へでも振込・送金や手形・小切手等の取立が安全・確実・迅速にできます。

◇その他の業務およびサービス

当JAでは、コンピュータ・オンラインシステムを利用して、各種自動受取、各種自動支払や給与振込サービス、自動集金サービスなど取り扱っています。

また、貯金庫のご利用、全国のJAでの貯金の出し入れや銀行、信用金庫、コンビニエンス・ストアなどでも現金引き出しのできるキャッシュサービスなど、いろいろなサービスに努めています。

●その他の業務およびサービス一覧

令和5年7月1日現在

種類	内容
内国一為替	全国どこの金融機関にも、お振込、ご送金、お取立てを行っております。
JASカード	JAのキャッシュカードがあれば全国のJA・信連・農林中金・都銀・地銀・第二地銀・ゆうちょ銀行・信金・信組・労金・セブン銀行・ローソン銀行・イーネットATMで、現金のお引き出し、残高照会がご利用いただけます。また、全国のJA・信連・ゆうちょ銀行・セブン銀行・ローソン銀行・イーネットATMでは平日および土・日曜日の現金のお預入れもご利用いただけます。さらにデビットカードとしてのお取り扱いもできます。
デビットカード	J-Debit加盟店で、JAキャッシュカードを現金の代わりにお買物やお食事のお支払いができます。
JANETTバンク	窓口やATMに行かなくても、お手持ちのインターネットに接続されているパソコンや携帯電話からアクセスするだけ。平日、休日を問わず残高照会や振込・振替などの各種サービスがお気軽にご利用いただけます。
給与振込	給与・ボーナスがお客様のご指定いただいた貯金口座に自動的に振り込まれます。
各種自動受取	国民年金・厚生年金など各種年金、配当金などがお客様の口座に自動的に振り込まれますのでその都度お受け取りに出かけられる手間も省け、期日忘れのご心配もありません。
各種自動支払	電気・電話・NHK放送受信料など公共料金のほか、各種クレジット代金など普通貯金（総合口座）、当座貯金から自動的にお支払いいたします。
JACカード（クレジットカード）	お買い物、ご旅行、お食事などお客様のサイン一つでご利用いただけます。また、キャッシュカード機能とクレジットカード機能が1枚となった便利なJAカード（一体型）の取り扱いもしています。
全自动貯金庫サービス	貯金庫室は防盗・耐火・耐震性能を備えた「防盗・耐火パネル」で構築され、お客様の大切な財産をお守りいたします。

◇手数料一覧

令和5年7月1日現在

振込手数料	窓口利用	当組合本支店あて	1件につき 440円	
		同一店舗あて (店内振込)	1件につき 330円	
		他金融機関あて	電信扱い 1件につき 770円 文書扱い 1件につき 770円	
	ATM利用	当組合同一店舗および本支店あて	電信扱い 無料	
		系統金融機関あて	電信扱い (キャッシュカード利用) 1件につき 110円 (現金利用) 1件につき 330円	
		他金融機関あて	電信扱い (キャッシュカード利用) 1件につき 330円 (現金利用) 1件につき 550円	
	インターネットバンキング	当組合本支店あて	無料	
		系統金融機関あて	1件につき 110円	
		他金融機関あて	1件につき 220円	
	法人ネットキャッシング	月額基本手数料	当組合本支店あて 振込・照会サービス 1,100円 系統金融機関あて 振込・照会サービス・データ伝送 3,300円	
		振込(振替)手数料・法人IB振込および総合・給与振込手数料	インターネットキャッシングと同じ	
		JAデータ伝送サービス (AnsverDATAPORT方式)	月額基本手数料 任意ファイル伝送サービス利用「有」の場合 *ただし、地方公共団体による利用の月額利用料は、利用量に応じて協議し、定める。	11,000円 5,500円
		取立手数料	電子交換 1通 1,100円 個別取立 1通 1,100円 ただし、当組合同一店舗宛・本支店あては無料とする。	
	その他の諸手数料	振込の組戻料	1件につき 1,100円	
		不渡手形返却料	1件につき 1,100円	
	貯金業務の手数料	取立て手形組戻料	1件につき 1,100円	
		取立て手形店頭呈示料	1件につき 1,100円 ただし、1,100円を超える取立て経費を要する場合はその実費を徴収します。	
	貯金業務の手数料	貯金残高証明書(1通)	当組合書式 550円 当組合書式以外 1,100円 相続用 1,100円	
		取引履歴照会(1通)	3年以下(店頭交付) 1,100円 4年以下(郵送交付・簡易書留) 1,650円 3~5年以下(店頭交付) 2,200円 3~5年以下(郵送交付・簡易書留) 2,750円 5~10年以下(店頭交付) 3,300円 5~10年以下(郵送交付・簡易書留) 3,850円 *原則10年以上はお断りさせていただきます。	
		再発行手数料	貯金通帳(1冊) 1,100円 貯金証書(1通) 1,100円 ICキャッシュカード(生体認証付)(1枚) 1,100円	
		手形等用紙代	小切手帳(1冊) 11,000円 約束手形(1冊) 5,500円 署名鑑新規登録料(1回) 5,500円 署名鑑変更料(1回) 2,200円	
		国債口座管理手数料	1口座(年間) 無料	
		自己宛小切手発行手数料	1,100円	
		*当組合事情により発行する場合を除きます。		
		両替・硬貨入出金整理手数料 (出金時に、金種を硬貨で指定される場合も同様の手数料をいただきます。)	~100枚まで 無料 101枚~500枚 330円 501枚~1,000枚 660円 1,001枚~1,500枚 990円 1,501枚~2,000枚 1,320円 2,001枚以上 以降500枚ごとに330円加算	
		未利用口座管理手数料 ただし、令和3年10月1日以降口座開設の普通貯金・貯蓄貯金で、適用除外条件があります。	年額1,320円	

貸出業務の手数料	貸出金残高証明書	1通につき	(住宅ローン控除に係る証明書は無料)	220円	
	融資証明書	1通につき		220円	
	貸付金利息に関する払込証明書	1通につき		220円	
	再発行手数料	ローンカード 貸付金償還明細書	1枚につき 1通につき	550円 550円	
	* 線上償還手数料 (H28. 8. 31以前申込)	変動金利型 固定金利選択中	1枚につき 償還元金 1,000万円未満 償還元金 1,000万円以上	550円 (注1) 3,300円 (注1) 11,000円 (注1) 33,000円	
	貸出条件変更手数料 (H28. 8. 31以前申込)	住宅ローン 経営刷新事業資金		(注2) 5,500円	
	一般貸付	融資実行事務手数料 不動産担保	33,000円 担保・保証・金利に関するもの 条件変更 債務者・保証人に関するもの(注3) 上記以外	11,000円 11,000円 5,500円	
	住宅ローン	融資実行事務手数料 全額線上償還		22,000円 5,500円 2,200円 固定金利選択期間中(元本1,000万円未満) 固定金利選択期間中(元本1,000万円以上)	16,500円 (注4) 16,500円
	リブランディング	一部線上返済 条件変更		(注5) 1,100円 担保・保証・金利に関するもの 債務者・保証人に関するもの(注4) 上記以外	11,000円 11,000円 5,500円
	経営刷新資金	融資実行事務手数料 全額線上償還		0円 5,500円 (注5) 1,100円 5,500円 33,000円 11,000円 55,000円	0円 5,500円 (注5) 1,100円 5,500円 33,000円 11,000円 55,000円
	一部線上返済 条件変更			1,100円 担保・保証・金利に関するもの 債務者・保証人に関するもの(注4) 上記以外	11,000円 11,000円 5,500円
	貸金庫利用料	貸金庫	①高さ60ミリ ②高さ100ミリ ③高さ140ミリ ④高さ60ミリ 組合員外 ⑤高さ100ミリ 組合員外 ⑥高さ140ミリ 組合員外	月額 月額 月額 月額 月額 月額	660円 880円 1,100円 770円 990円 1,210円
		貸金庫鍵喪失手数料			11,000円
		貸金庫カード再発行手数料			5,500円
その他の	個人情報開示請求手数料	1件につき		1,100円	
				(消費税込)	

※令和5年8月1日より、出資金残高証明書発行手数料1通につき550円(税込)を徴求いたします。

(注1)自己資金(預貯金・不動産売却代金等)による償還の場合は無料となります。

(注2)固定金利選択中に変動金利に変更を行った場合に必要となります。

(注3)相続により保証人のみの変更については無料となります。

(注4)借換の場合は、33,000円が必要となります。

(注5)ネットバンクに係る線上返済については無料となります。

*については平成28年8月31日以前の申込契約対応の手数料です。

● CD・ATM利用手数料

(JA茨木市発行のキャッシュカードで各金融機関のCD・ATMを利用する場合の手数料であり、他金融機関発行のキャッシュカードでJA茨木市のATMを利用する場合の手数料は、カード発行金融機関により異なります。)

令和5年7月1日現在

	ご利用日	ご利用時間帯	全国 JA ATM	ゆうちょ銀行 ATM	三菱UFJ銀行 ATM	提携銀行 ATM (MICS加盟)	セブン銀行ATM イーネットATM ローソン銀行ATM
入金	平 日	8:00~ 8:45	無料	220円	ご利用いた だけません	ご利用いた だけません	220円
		8:45~18:00		110円			110円
		18:00~21:00		220円			220円
	土 曜	8:00~ 9:00		220円			220円
		9:00~14:00		110円			110円
		14:00~21:00		220円			220円
	日・祝	8:00~21:00		220円			220円
出金	平 日	8:00~ 8:45	無料	220円	110円	※	220円
		8:45~18:00		110円	無料	※	110円
		18:00~21:00		220円	110円	※	220円
	土 曜	8:00~ 9:00		220円	110円	※	220円
		9:00~14:00		110円	110円	※	110円
		14:00~21:00		220円	110円	※	220円
	日・祝	8:00~21:00		220円	110円	※	220円

※については、ご利用金融機関による所定の手数料となります。

*イーネットATMは、ファミリーマート、サークルKサンクス等のコンビニエンスストアに設置されています。

○JA茨木市の全ATMの平日・土・日・祝祭日の稼働時間は8:00~21:00です。JA発行の通帳の場合、当該時間でお取り扱い可能です。

なお、通帳のみでの出金はできません（一部ご利用できない通帳もあります）。

○手数料には10%の消費税が含まれています。手数料は自動的に貯金口座より引き落としさせていただきます。

○残高照会については無料でご利用いただけます。

○JA茨木市発行の法人キャッシュカードはJA茨木市のATMのみご利用可能です。

○個人のお客さまについては「JAバンク優遇プログラム」が適用されます。

● JAバンク優遇プログラム

1. サービス概要

JAバンク優遇プログラムとは、お取引内容に応じて、提携ATMや個人ネットバンク手数料の優遇が受けられるサービスです。

2. 対象となるお客さま

個人のお客さまであれば、手続き不要で、どなたでも自動的に当プログラムへ加入となります。（事業者の方、非居住者の方、任意団体は対象外となります）

3. 優遇内容について

	ATM無料回数 ※1	ネットバンク ※2
すべての加入者	3回／月	3回／月

※1 セブン銀行、ローソン銀行、イーネット、ゆうちょ銀行の提携ATMで行った入出金取引に係る手数料が、所定の回数無料となります。

※2 個人ネットバンクからの振込み手数料が、所定の回数無料となります。

4. 適用期間

当月 25 日～翌月 24 日までの間を 1 か月とし、上記の回数の優遇を受けられます。

〔共済事業〕

J A共済は、JAが行う地域密着型の総合事業の一環として、相互扶助を基本理念に生命・建物・自動車などの各種共済による生活総合保障を通じて、組合員・利用者の皆さまが日常生活をおくるうえで必要とされるさまざまな保障・ニーズにお応えしています。

●仕組み一覧

令和5年7月1日現在

種類 項目	長期共済 (共済期間5年以上のもの)	内容・留意事項
生命 総合 共済	終身共済	大切なご家族のために、一生涯にわたって万一の保障を確保できます。
	定期生命共済	お手頃な共済掛金で万一保障をしっかり準備でき、ライフプランに合わせて必要な期間が選べます。
	養老生命共済	貯蓄しながら備えられる万一の保障です。
	こども共済	お子さま・お孫さまの教育資金の備えと万一保障です。「貯蓄性」や「保障の充実」など、ニーズにあわせて3タイプからお選びいただけます。
	医療共済	日帰り入院からまとまった一時金が受け取れる充実の医療保障です。
	がん共済	「生きる」を応援する充実のがん保障です。上皮内がんを含む様々な“ガン”や脳腫瘍の診断時や再発時、入院・手術等を幅広く保障します。
	介護共済	一生涯にわたって備えられる介護保障で不安の高まる高齢期も安心です。公的介護保険制度に連動したわかりやすい保障です。
	認知症共済	一生涯にわたって備えられる認知症の保障です。認知症はもちろん、認知症の前段階の軽度認知障害(MCI)まで幅広く保障します。
	特定重度疾病共済	身近な生活習慣病のリスクに備える保障です。三大疾病(がん・急性心筋梗塞・脳卒中)に加えて、三大疾病以外の「心・血管疾患」や「脳血管疾患」、さらに「その他の生活習慣病」まで幅広く保障します。
	生活障害共済	病気やケガにより身体に障害が残ったときの収入の減少や支出の増加に備えられる幅広い保障です。公的な制度である身体障害者手帳制度と連動したわかりやすい保障です。
	予定利率変動型年金共済	自分で準備する将来の年金保障!毎年(毎月)の共済掛金で老後の生活資金が積立感覚で準備できます。医師による診査は必要なく、簡単な告知でお申込みいただけます。
建物更生共済	火災や盗難などの事故はもちろん、台風や地震などの自然災害による損害もしっかり保障いたします。	

短期共済 (共済期間5年未満のもの)	内容・留意事項
火災共済	火災や落雷などの災害に備え住まいや家財を保障します。
自動車共済	お車の事故による「相手方への保障」「ご自身とご家族の保障」ケガ、修理に備える共済保障です。
自賠責共済	法律ですべての自動車(二輪・原付も含みます。)に加入が義務付けられています。ハンドルを握る人は欠かせない車の共済です。
傷害共済	日常のさまざまなアクシデント、万一のときや負傷を安心プランで保障します。

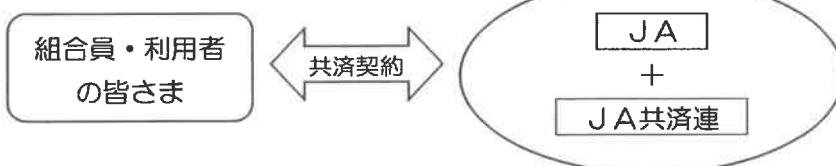
(注) これらは概要を説明したものです。

詳細につきましては「重要事項説明書(契約概要・注意喚起情報)」および「ご契約のしおり・約款」により必ずご確認ください。

◇JA共済の役割

J A共済は、JAとJA共済連がそれぞれ機能分担を行い、組合員・利用者の皆さんに密着した生活総合保障活動を行っています。

共済契約は、JAとJA共済連が共同でお引き受けいたします。



J A : JA共済の窓口です。

組合員・利用者の皆さまの立場に立った事業活動で皆さまの暮らしをサポートしています。

JA共済連 : JAの共済事業をバックアップするため、さまざまな企画や開発、資産運用などを行っています。

〔農業関連事業〕

◇販売事業

農産物直売所「みしま館」を運営し、生産者から消費者への新鮮で安心・安全な農畜産物をお届けしています。また、組合員から玄米を集荷・精米し、「農家味だより」として販売するほか学校給食会へも提供しています。

農産物直売所「みしま館」営業日・営業時間

営業時間 午前9時30分～午後6時

(定休日) 水曜日 年末年始など

「みしま館」出張販売

開催場所 JA茨木市南支店駐車場

開催日 毎週金曜日 午前10時から正午（売り切れ次第終了）

*金曜日が祝日の場合は中止

*天候等により中止する場合あり

◇購買事業

営農経済センターでは、肥料・農薬・飼料などの農業関連資材のほか、生活物資も取り扱っています。

●主な取扱商品

令和5年7月1日現在

分類		内容
生産資材	飼 料	ニワトリの飼料ほか
	肥 料	水稻用肥料および土壤改良材ほか
	農 薬	水稻用除草剤・殺虫剤・園芸用農薬ほか
	保 温 資 材	農業用ビニール・マルチほか
	包 装 資 材	保有米紙袋・出荷包装資材ほか
	農 業 機 械	大型農機・小型農機ほか
	石 油 類	重油（ローリー対応のみ）ほか
	自 動 車	トヨタ・日産・三菱をはじめ各メーカーを取り扱い
	建 築 資 材	パイプハウス・白蟻駆除工事ほか
	そ の 他	ひよこ・水稻種子・水稻苗・鎌・鋤・園芸用品ほか
生活物資	米	精米・もち米ほか
	一 般 食 品	つけものの素・おかきほか
	衣 料 品	合羽・ゴム製品・履物ほか
	耐久消費材	石材・美術工芸品・掛軸・電化機器ほか
	日用保健雑貨用品	記念品・贈答品ほか
	そ の 他	煉炭・豆炭ほか

◇利用事業

持続可能な地域の農業を支えるために、下記の利用事業を行っています。利用方法などはお問合せください。

令和5年7月1日現在

分類	問合せ先	
農作業受託		
育苗施設（水稻苗・野菜苗）	営農経済センター	072-641-9050
乾燥・糊摺り施設		
玄米色彩選別機		
	北支店	072-649-2400
	営農経済センター	072-641-9050
加工および調理施設	営農経済センター	072-641-9050
	ふれあい・福祉課	072-627-7768
	南支店	072-636-8501
コイン精米	本店	072-627-7762
	営農経済センター	072-641-9050

〔指導事業〕

● 営農・生活・相談サービス

令和5年7月1日現在

分類	内容
営農相談・指導	営農に関するご相談にお答えし、指導員が農業に関する技術指導を行っています。
市内ポイント巡回調査	定期的かつ継続的な圃場調査により水稻病害虫等を早期発見し対策等を発信する営農指導を行なっています。
土壤診断	おいしい農産物は、ふくよかな土づくりからを合言葉に土壤診断を行っています。
廃ボリ等回収	不用農薬、農業用廃棄ビニールなどを有料で年に1度回収しています。
生活指導	女性会の組織活動支援を行っています。
税務相談	税理士が、税に関するご相談に無料でお応えします。（偶数月の第4金曜日）
法律相談	弁護士が、法律に関するご相談に無料でお応えします。（奇数月の第2木曜日）
介護相談	介護についてお困りのご相談にお応えしています。（TEL 627-7767）
テレフォンサービス	日々の農産物市況を提供しています。（TEL 641-9150）
営農110番	作物の病害虫の被害等に対応しています。（TEL 641-9050）
交通事故相談	自動車共済JA審査員が、交通事故全般についてご相談に応じます。

〔介護福祉事業〕

超高齢社会に貢献するため、JA自らが居宅介護相談・居宅介護支援の提供を通じて、「人」と「地域」にふれあい、組合員をはじめ、地域の方々に安心をお届けします。介護保険申請の手続きをはじめ、介護および介護予防サービスの利用方法等、お気軽にご相談ください。JA介護支援センターは、「住み慣れた地域で、その人らしい生活を続けられること」を応援いたします。

令和5年7月1日現在

サービス時間

月曜日～金曜日 午前9時～午後5時 (休日) 土・日・祝日 および 12月31日～1月3日

居宅介護支援事業

ケアマネジャーが利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者本位や家族の要望・心身の状態を把握した上で、介護サービス事業者との連絡・調整や保険医療機関と密接に連携し、ケアプランを作成します。
茨木市からの介護予防支援へも協力いたします。お気軽にご相談ください。

JA茨木市介護支援センター

TEL 072-627-7767 FAX 072-627-7830

〔資産相談事業〕

皆さまの資産を効率的に継承するため、相続対策、不動産所得の税金対策のご相談、そして、資産活用については賃貸住宅等の経営をサポートするため、事業計画、資金計画等のご相談を承っております。また、ライフプランやニーズに合わせたさまざまな運用商品を用意しています。

資産の相談

遺言信託業務・相続に関する相談、および相続対策、各種税務相談、生産緑地等の市街化農地に関するお悩みに対して、提携先税理士等と連携して問題解決のお手伝いをいたします。組合員の皆さんには、高度な専門知識と上質なサービスでお応えする、JAバンク大阪「中之島俱楽部」もご紹介いたします。

資産の管理

皆さまの土地有効活用のため、アパート・マンション、倉庫経営から、住宅建築・リフォームまでトータルにお手伝いいたします。
建設後のテナント入店斡旋管理などお気軽にご相談ください。

資産運用（国債・投資信託）

しっかり貯めるお金、運用して増やしたいお金、皆さまの用途に応じてご利用いただけます。
定期預金と投資信託のセット商品もご用意しています。

NISA・つみたてNISA

NISA・つみたてNISAは個人投資家のための税制優遇制度です。「NISA口座（非課税口座）」内で、毎年一定金額の範囲内で購入した金融商品から得られる利益が非課税になり、資産形成に大変有利な商品です。

個人型確定拠出年金（iDeCo）

NISA同様、税制優遇がある「特別な口座」で運用ができます。さらに掛金は全額所得から控除され、節税も可能な商品です。

*ご相談・お申込みの際は各店舗へご予約をお願いいたします

中央支店 072-627-8800
中支店 072-643-0033

南支店 072-636-8501
北支店 072-649-2400

●主な取扱商品

国債	新窓販国債（2年・5年・10年） 個人向け国債（固定3年） 個人向け国債（固定5年） 個人向け国債（変動10年）
----	---

※国債は預貯金と異なり、預金保険・貯金保険の対象ではありません。詳しくは、店頭に備えつけの商品概要説明書をご覧ください。

投資信託	JAL日本債券ファンド Oneニッポン債券オープン「愛称：J社債選抜」 グローバル・インカム・フルコース（為替リスク軽減型） グローバル・インカム・フルコース（為替ヘッジなし） 農林中金＜パートナーズ＞日米6資産分散ファンド（安定運用コース）「愛称：コア6エバー」 農林中金＜パートナーズ＞日米6資産分散ファンド（資産形成コース）「愛称：コア6シード」 HSBC世界資産選抜 育てるコース（資産形成型）「愛称：人生100年時代」 HSBC世界資産選抜 収穫コース（予想分配金提示型）「愛称：人生100年時代」 HSBC世界資産選抜 充実生活コース（定率払出し型）「愛称：人生100年時代」 セゾン・グローバルバランスファンド 農中日経225オープン 農林中金＜パートナーズ＞つみたてNISA日本株式 日経225 農林中金＜パートナーズ＞つみたてNISA米国株式 S&P500 農林中金＜パートナーズ＞米国株式 S&P500インデックスファンド 農林中金＜パートナーズ＞おおぶねJAPAN（日本選抜） 農林中金＜パートナーズ＞長期厳選投資 おおぶね 農林中金＜パートナーズ＞おおぶねグローバル（長期厳選） ペイリー・ギフォード世界長期成長株ファンド「愛称：ロイヤル・マイル」 セゾン資産形成の達人ファンド 農林中金＜パートナーズ＞J-REITインデックスファンド（毎月分配型） 農林中金＜パートナーズ＞J-REITインデックスファンド（年1回決算型） グローバル・リート・インデックスファンド（毎月決算型）「愛称：世界のやどかり」 グローバル・リート・インデックスファンド（資産形成型）「愛称：世界のやどかり」
------	--

つみたて NISA	農林中金＜パートナーズ＞つみたてNISA日本株式日経225 農林中金＜パートナーズ＞つみたてNISA米国株式S&P500 セゾン・グローバルバランスファンド セゾン資産形成の達人ファンド
--------------	--

※投資信託は預貯金とは異なり、元本の保証はありません。また預金保険・貯金保険・投資信託保護基金の対象ではありません。

※JAバンクは投資信託の販売会社であり、投資信託の設定・運用は投資信託会社が行います。

※投資信託は国内外の有価証券等で運用されるため、信託財産に組み入れられた株式・債券・REIT等の動きや為替変動に伴うリスクがあります。このため、投資信託資産の価値が投資元本を下回るリスク等は、投資信託の購入者に帰属します。

※お申込みの際は必ず「契約締結前交付書面」「投資信託説明書（交付目論見書）」の内容を十分ご確認のうえ、ご自身で判断ください。

※「NISA」は投資信託全ファンドが対象です。

iDeCo (みずほ プラン)	投資信託	バランス型(運用会社：アセットマネジメントOne)	投資のソムリエ〈DC年金〉リスク抑制型 投資のソムリエ〈DC年金〉 One国際分散投資戦略ファンド(目標リスク6%)〈DC年金〉 (愛称：THE GRIPS 6%) One国際分散投資戦略ファンド(目標リスク8%)〈DC年金〉 (愛称：THE GRIPS 8%) たわらノーロード スマートグローバルバランス(安定型) たわらノーロード スマートグローバルバランス(安定成長型) たわらノーロード スマートグローバルバランス(成長型) たわらノーロード スマートグローバルバランス(積極型) たわらノーロード 国内債券 農林中金＜パートナーズ＞おおぶねJAPAN(日本選抜) One DC 国内株式インデックスファンド たわらノーロード 先進国債券 たわらノーロード 先進国債券〈為替ヘッジあり〉 農林中金〈パートナーズ〉長期厳選投資 おおぶね 農林中金〈パートナーズ〉おおぶねグローバル(長期厳選) グローバルESGハイクオリティ成長株式ファンド 〈為替ヘッジなし〉(愛称：未来の世界(ESG)) たわらノーロード 先進国株式 たわらノーロード 先進国株式〈為替ヘッジあり〉 たわらノーロード 新興国株式 たわらノーロード 国内リート たわらノーロード 先進国リート みずほDC定期預金(1年)
		国内債券(運用会社：アセットマネジメントOne)	
		国内株式(運用会社：農林中金パリューインベストメント)	
		国内株式(運用会社：アセットマネジメントOne)	
		海外債券(運用会社：アセットマネジメントOne)	
		海外株式(運用会社：農林中金全共連アセットマネジメント)	
		海外株式(運用会社：農林中金パリューインベストメント)	
		海外株式(運用会社：アセットマネジメントOne)	
		国内リート(運用会社：アセットマネジメントOne)	
		海外リート(運用会社：アセットマネジメントOne)	
		定期預金(運用会社：みずほ銀行)	

(2) JAバンク・セーフティーネット

当JAの貯金は、JAバンク独自の制度である「破綻未然防止システム」と公的制度である「貯金保険制度（農水産業協同組合貯金保険制度）」との2重のセーフティーネットで守られています。

◇「JAバンクシステム」の仕組み

組合員・利用者から一層信頼され利用される信用事業を確立するために、「再編強化法（農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律）」に則り、JAバンク会員（JA・信連・農林中金）総意のもと「JAバンク基本方針」に基づき、JA・信連・農林中金が一体的に取り組む仕組みを「JAバンクシステム」といいます。

「JAバンクシステム」はJAバンクの信頼性を確保する「破綻未然防止システム」とスケールメリットときめ細かい顧客接点を生かした金融サービスの提供の充実・強化を目指す「一体的事業運営」の2つの柱で成り立っています。

◇「破綻未然防止システム」の機能

「破綻未然防止システム」は、JAバンクの健全性を確保し、JA等の経営破綻を未然に防止するためのJAバンク独自の制度です。具体的には、(1)個々のJA等の経営状況についてチェック（モニタリング）を行い、問題点を早期に発見、(2)経営破綻に至らないよう、早め早めに経営改善等を実施、(3)全国のJAバンクが拠出した「JAバンク支援基金」等を活用し、個々のJAの経営健全性維持のために必要な資本注入などの支援を行います。

◇「一体的な事業運営」の実施

良質で高度な金融サービスを提供するため、JAバンクとして商品開発力・提案力の強化、共同運営システムの利用、全国統一のJAバンクブランドの確立等の一体的な事業運営の取り組みをしています。

◇貯金保険制度

貯金保険制度とは、農水産業協同組合が貯金などの払い戻しができなくなった場合などに、貯金者を保護し、また資金決済の確保を図ることによって、信用秩序の維持に資することを目的とする制度で、銀行、信金、信組、労金などが加入する「預金保険制度」と同様な制度です。

《ご参考》

当JAでは自己改革として、さまざまな取り組みを行っております。なお、令和5年6月26日開催の総代会において、自己改革工程表を事業計画の附属資料として以下のとおり報告しており、当該資料を参考として掲載いたします。

J A茨木市自己改革工程表

J A茨木市は、これまで組合員との徹底した対話に基づいて、「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」を基本目標とする創造的自己改革の実践に全力で取り組んできました。

この結果、平成30年度より実施した「JAの自己改革に関する組合員調査」等において、多くの正組合員から自己改革の一定の評価と一層の期待、また、多くの准組合員から総合事業の必要性や地域農業を応援したいとの声をいただきました。

今後とも、JA茨木市は地域になくてはならないJAであり続けるため、JA全体の収益力の向上や合理化・効率化によって、自己改革の実践を支える持続可能な経営基盤の確立・強化を図ります。また、組合員との徹底した対話を通じ、総合事業を基本とした「不断の自己改革」に取り組んでまいります。

(1) 自己改革を実践するための具体的な方針

- 1 訪問活動等を通じた「組合員との対話」を原点としてニーズを的確に把握します。
- 2 「農業者の売上増加・コスト低減」につながる組合員目線での必要な取り組みを目標および施策の策定等とあわせて実践し、改革の目的である「農業者の所得増大」「農業生産の拡大」「地域の活性化」に取り組みます。
特に、多様な担い手や生産農家等を対象として、次のことに取り組んでまいります。
①水稻苗播種施設による水稻苗の一貫生産、②乾燥糊摺り施設の利用、③米買取価格に対する加算金を維持
- 3 改革の取り組みと成果について「組合員との対話」等を通じて評価を把握し、次の改革につなげることで、PDCAサイクルを回し、不断の自己改革を着実に実践します。

(2) 自己改革を支える経営基盤の確立・強化の取り組みについて

管内の環境課題では農地の減少や組合員の高齢化が進み、経営課題では営農経済事業の赤字収支構造の常態化や信用・共済事業の将来収益の縮小が懸念される状況になっております。

こうした情勢のなか、現状のまま事業改革を進めなかった場合の5年後の成行きについてシミュレーションを行ったところ、現状と比べて事業利益が減少するものの一定水準の利益を確保できる見通しとなりました。

今後も営農経済事業の収支構造の改善をはじめとした自己改革を支える経営基盤の確立・強化を図っていくため、経済事業、利用事業の伸長、効率的な施設運営を通じた費用削減等に取り組み、健全で持続性のある経営を確保する取り組みを実践していきます。

(3) 自己改革の実践に向けた組合員との対話・意思反映

自己改革の実践にあたっては、改革の評価の把握に向けた正組合員との対話のみならず、地域に根ざしたJAを目指してアンケートや地区別懇談会等を通じて、「正組合員とともに地域を豊かにするパートナー」である准組合員の声も聞くことで、正組合員と准組合員が一体となったJA運営を実現し、組合員の評価をふまえた必要な見直しを行います。

また、農業振興の応援団でもある准組合員の事業利用にあたっては、正・准組合員の利用状況を把握したうえで、改革の目的である「農業者の所得増大」につながるよう取り組みます。

JA茨木市自己改革工程表（数値目標）

重点項目・効果		成果・数値目標			
農業者の所得増大・農業生産の拡大					
① 水稻苗播種施設による水稻苗の一貫生産		令和4年度		令和5年度	
水稻苗の販売価格の値下げ	1 箱あたり50円の値下げ 10aあたり50円×20箱=1,000円の費用減少	計画	水稻苗の販売数量 15,910箱(1,030箱増)	16,630箱(120箱増)	
		実績	16,510箱(1,630箱増)		
② 乾燥粉砕施設の利用		令和4年度		令和5年度	
農業機械（乾燥機・粉砕機等）への投資削減と労力削減並びに色彩選別機能調整による玄米品質向上	新たな設備投資の抑制並びに玄米品質向上による買取価格の増加 (560a = 茨木市で田を2反程度保有している農家世帯25件相当の投資削減効果)	計画	乾燥粉砕施設の利用増加 1,500a(560a増)	乾燥粉砕施設の利用増加 1,580a(27a増)	
		実績	乾燥粉砕施設の利用 1,553a(613a増)		
③ 令和5年度は米買取価格に対する加算金を維持（令和4年度は米買取価格の値上げ）		令和4年度		令和5年度	
米の買取価格に加算金を創設	基本単価に最大1袋(30kg)あたり800円を加算	計画	集荷目標本数 7,400袋(380袋増)	集荷目標本数 7,800袋 (加算金については令和4年度水準を維持)	
		実績	9,110袋(2,090袋増) 最大1袋(30kg)1,000円の加算を実施		
経営基盤の確立・強化					
利用事業の活用		令和4年度		令和5年度	
利用事業総利益の増加		計画	11,130千円(7,596千円増加)	14,975千円	
		実績	15,575千円(12,041千円増加)		
資産の効率的な運用		令和4年度		令和5年度	
ATMの再編 所有不動産の活用および遊休不動産の売却		計画	島ATMコーナー・石河ATMコーナーの廃止及び中支店ATMコーナーの増設 島農機具格納庫跡地の土地売却 集出荷施設を水稻苗播種施設へ建替え	島農機具格納庫跡地の土地売却	
		実績	島ATMコーナー・石河ATMコーナーを廃止し、中支店ATMコーナーを2台に増設 令和4年4月に集出荷施設跡地に水稻苗播種施設を竣工		
組合員との対話・意思反映					
項目		令和4年度		令和5年度	
地区説明会ならびに地区別懇談会(回数・人数)		計画	11回 正組合員 430名 准組合員 35名	22回 (地区説明会 11回) (地区別懇談会11回)	
		実績	21回 (地区説明会11回 正組合員 268名 准組合員 31名) (地区別懇談会10回 正組合員 51名 准組合員 22名)		
関係団体代表者との定期的会合(回数・人数)		計画	9回、45名	8回	
		実績	8回、57名 (実行組合長との会合は地区別懇談会で実施した)		
組合員アンケート(令和3年度実施の組合員意向調査)		計画	令和3年度実施のアンケートの回答結果を反映	令和3年度実施のアンケートの回答結果を反映	
		実績	資産形成・運用の取り組み強化を図った		

【経営資料】

I 決算の状況

1. 貸借対照表

(単位:千円)

科 目	資 産	
	令和3年度 (令和4年3月31日現在)	令和4年度 (令和5年3月31日現在)
(資産の部)		
1. 信用事業資産	195,697,587	195,602,824
(1) 現金	501,502	644,488
(2) 預金	147,582,605	145,214,985
系統預金	147,582,598	144,614,979
系統外預金	6	600,005
(3) 有価証券	9,389,310	10,953,990
国債	3,821,290	5,229,960
地方債	5,069,130	4,228,410
社債	498,890	1,495,620
(4) 貸出	37,413,698	37,975,934
(5) その他の信用事業資産	810,470	813,426
未収収益	775,303	775,950
その他の資産	35,167	37,475
2. 共済事業資産	6,782	5,438
(1) その他の共済事業資産	6,782	5,438
3. 経済事業資産	61,734	71,293
(1) 経済事業未収金	21,226	13,208
(2) 棚卸資産	40,115	57,692
購買販売	10,257	12,735
その他棚卸資産	26,694	41,191
(3) その他の経済事業資産	3,163	3,765
4. 雑資	196,800	174,246
(1) 雑資	196,800	174,246
5. 固定資産	3,126,013	3,177,276
(1) 有形固定資産	3,121,645	3,172,991
建物	2,049,346	2,153,019
機械装置	141,222	182,148
土地	2,025,272	2,024,611
リース資産	223	5,317
建設仮勘定	26,600	—
その他の有形固定資産	605,121	595,879
減価償却累計額	△ 1,726,141	△ 1,787,986
(2) 無形固定資産	4,368	4,285
6. 外部出資	6,834,150	6,834,150
(1) 外部出資	6,834,150	6,834,150
系統出資	6,300,390	6,300,390
その他出資	533,760	533,760
7. 前払年金費用	81,515	20,237
8. 繰延税金資産	25,854	41,483
資産の部合計	206,030,438	205,926,950

(単位：千円)

負 債 の 部	資 産 の 部	純 資 産
科 目	令和3年度 (令和4年3月31日現在)	令和4年度 (令和5年3月31日現在)
(負 債 の 部)		
1. 信 用 事 業 負 債	191,257,357	191,326,423
(1) 貯 金	182,834,236	182,596,580
(2) 借 入 金	8,100,000	7,700,000
(3) そ の 他 の 信 用 事 業 負 債	321,445	1,028,210
未 払 費	35,492	29,943
そ の 他 の 負 債	285,952	998,267
(4) 睡 眠 貯 金 払 戻 引 当	1,675	1,632
2. 共 濟 事 業 負 債	332,064	339,555
(1) 共 濟 資 金	111,270	118,602
(2) 未 経 過 共 濟 付 加 収 入	219,032	219,238
(3) 共 濟 未 払 費	1,248	1,192
(4) そ の 他 の 共 濟 事 業 負 債	512	522
3. 経 濟 事 業 負 債	32,346	32,556
(1) 経 濟 事 業 未 払 金	26,331	25,322
(2) 経 濟 受 託 債	6,015	7,233
4. 雑 負 債	406,212	409,193
(1) 未 払 法 人 税	89,312	91,015
(2) リース債	—	5,603
(3) 資 産 除 去 債	35,212	34,110
(4) そ の 他 の 雑 負 債	281,687	278,465
5. 諸 引 当	257,043	255,404
(1) 賞 帰 引 当	93,209	91,845
(2) 役 員 退 職 慰 労 引 当	52,964	62,660
(3) 特 例 業 務 負 担 引 当	110,869	100,897
6. 再 評 価 に 係 る 純 資 産	211,275	211,090
負 債 の 部 合 計	192,496,299	192,574,224
(純 資 産 の 部)		
1. 組 合 員 資 本	13,120,424	13,373,959
(1) 出 資 本	1,197,814	1,186,728
(2) 資 本 準 備 金	304,323	304,323
(3) 利 益 剰 余 金	11,621,912	11,886,542
利 益 準 備 金	2,555,514	2,555,514
そ の 他 利 益 剰 余 金	9,066,398	9,331,028
信用事業基盤強化積立金	3,390,000	3,440,000
店舗・施設再編成積立金	40,900	40,300
施 設 整 備 積 立 金	92,300	—
合 併 50周年記念事業積立金	40,000	60,000
圧 縮 積 立 金	152,823	152,823
特 別 積 立 金	3,630,500	3,630,500
当 期 未 処 分 剰 余 金	1,719,874	2,007,405
(う ち 当 期 剰 余 金)	(286,818)	(299,949)
(4) 処 分 未 準 備 分 △	3,625	3,635
2. 評 価 ・ 換 算 差 額 等	413,714	21,232
(1) そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金 △	95,491	529,963
(2) 土 地 再 評 価 差 額 金	509,206	508,730
純 資 産 の 部 合 計	13,534,139	13,352,726
負 債 及 び 純 資 産 の 部 合 計	206,030,438	205,926,950

2. 損益計算書

(単位：千円)

科 目		令和3年度 (令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)	令和4年度 (令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)
1.	事 業 総 利 益	1,681,637	1,720,653
	事 業 収 益	2,025,065	2,059,263
	事 業 費 用	343,428	338,609
(1) 信 用 事 業 収 益		1,345,803	1,364,498
資 金 運 用 収 益		1,258,432	1,262,224
(うち預金利息)	()	758,640	755,940
(うち有価証券利息)	()	52,229	70,488
(うち貸出金利息)	()	368,283	350,054
(うちその他受入利息)	()	79,278	85,740
役 務 取 引 等 収 益		33,340	32,567
そ の 他 事 業 直 接 収 益		7,824	—
そ の 他 経 常 収 益		46,206	69,706
(2) 信 用 事 業 費 用		127,595	109,126
資 金 調 達 費 用		58,105	46,052
(うち貯金利息)	()	52,280	41,570
(うち給付補填備金繰入)	()	1,078	818
(うち借入金利息)	()	40	4
(うちその他支払利息)	()	4,706	3,660
役 務 取 引 等 費 用		10,225	9,526
そ の 他 経 常 費 用		59,264	53,547
(うち睡眠貯金払戻引当金繰入額)	()	1,675	27
信 用 事 業 総 利 益		1,218,208	1,255,371
(3) 共 濟 事 業 収 益		420,641	408,239
共 濟 付 加 収 入		390,713	381,214
そ の 他 の 収 益		29,928	27,024
(4) 共 濟 事 業 費 用		4,376	4,514
共 濟 推 進 費 用		3,533	3,700
そ の 他 の 費 用		842	813
共 濟 事 業 総 利 益		416,265	403,725
(5) 購 買 事 業 収 益		144,085	134,251
購 買 品 供 給 高		131,699	124,567
購 買 手 数 料		11,306	8,544
そ の 他 の 収 益		1,078	1,139
(6) 購 買 事 業 費 用		112,303	109,009
購 買 品 供 給 原 価		111,358	107,806
そ の 他 の 費 用		945	1,202
購 買 事 業 総 利 益		31,781	25,241
(7) 販 売 事 業 収 益		84,455	111,103
販 売 品 販 売 高		66,309	89,932
販 売 手 数 料		16,927	19,865
そ の 他 の 収 益		1,219	1,305
(8) 販 売 事 業 費 用		55,573	77,828
販 売 品 販 売 原 価		51,291	73,117
そ の 他 の 費 用		4,281	4,710
販 売 事 業 総 利 益		28,882	33,275

科 目		令和3年度 (令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)		令和4年度 (令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)	
(9) 利用事業収益		13,251		28,371	
精米関係		1,434		1,734	
乾燥粉搗り関係		2,588		4,545	
農作業受託料		8,952		8,400	
水稲育苗関係		—		12,408	
その他		276		1,281	
(10) 利用事業費用		9,717		12,795	
乾燥粉搗り関係		549		601	
農作業受託費		8,504		7,980	
水稲育苗費用		—		3,660	
その他		662		553	
利用事業総利益		3,534		15,575	
(11) 介護福祉事業収益		16,083		10,402	
居宅介護支援		15,992		10,312	
その他の事業収益		90		90	
(12) 介護福祉事業総利益		34		30	
介護福祉事業収入		16,048		10,372	
(13) 指導事業収入		744		2,396	
実務費		460		2,049	
その他他の収入		283		347	
(14) 指導事業支出		33,827		25,305	
専門農改善費		22,063		12,952	
学生教育費		4,274		4,668	
指導事業差額		7,489		7,684	
指導事業支額		33,083		22,908	
2. 事業管理費		1,388,083		1,441,482	
(1) 人件費		1,021,941		1,064,977	
(2) 業務費		147,170		145,037	
(3) 諸税負担		45,372		48,826	
(4) 施設費		167,109		176,759	
(5) その他の事業管理費		6,488		5,881	
3. 事業外収益		293,553		279,170	
(1) 受取利息		128,124		123,086	
(2) 受取配当金		386		348	
(3) 雑資貸収入		109,306		109,306	
(4) 雜利得		2,280		2,446	
4. 事業外費用		16,151		10,984	
(1) 支払利息		17,142		9,181	
(2) 寄付金		2,289		2,252	
(3) 減価償却		20		20	
(4) 固定資産損失		1,387		1,097	
(5) 非常利得		10,949		4,369	
5. 特別損失		2,495		1,441	
(1) 減損損失		404,534		393,076	
税引前当期利益		19,436		660	
法人税、住民税及び事業税		19,436		660	
法人税等調整額		385,098		392,415	
法人税等合計		111,925		108,279	
当期剰余金		13,644		15,812	
当期剰余金		98,280		92,466	
土地再評価差額		286,818		299,949	
店舗・施設再編成積立金		1,151,718		1,614,079	
施設整備積立金		22,538		475	
当期未処分剰余金		11,100		600	
		247,700		92,300	
		1,719,874		2,007,405	

3. キャッシュ・フロー計算書

(単位：千円)

科 目	令和3年度 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)	令和4年度 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)
1. 事業活動によるキャッシュ・フロー		
税引前当期利益	385,098	392,415
減価償却費	80,967	91,600
減損損失	19,436	660
資産除去債務関係損益（△は益）	299	20
睡眠貯金払戻引当金の増加額（△は減少）	939	△ 43
賞与引当金の増加額（△は減少）	1,418	△ 1,363
前払年金費用の増減額（△は増加）	15,922	61,277
役員退職慰労引当金の増減額（△は減少）	△ 7,806	9,696
特例業務負担引当金の増減額（△は減少）	△ 10,473	△ 9,972
信用事業資金運用収益	△1,258,348	△ 1,261,704
信用事業資金調達費用	58,105	46,052
受取雑利息及び受取出資配当金	△109,693	△ 109,655
支払雑利息	2,289	2,252
有価証券関係損益（△は益）	△7,907	△ 520
固定資産処分関係損益(△は益)	4,923	4,363
その他	△2,855	△ 1,166
(信用事業活動による資産及び負債の増減)		
貸出金の純増減（△は増加）	181,935	△ 562,235
預金の純増減（△は増加）	920,000	2,300,000
貯金の純増減（△は減少）	631,248	△ 237,655
信用事業借入金の純増減（△は減少）	1,900,000	△ 400,000
その他の信用事業資産の純増減（△は増加）	2,638	△ 2,307
その他の信用事業負債の純増減（△は減少）	△378,066	712,809
(共済事業活動による資産及び負債の増減)		
共済資金の純増減（△は減少）	△26,646	7,332
未経過共済付加収入の純増減（△は減少）	1,947	206
共済未払費用の純増減（△は減少）	△ 547	△ 56
その他の共済事業資産の純増減（△は増加）	2,153	1,343
その他の共済事業負債の純増減（△は減少）	441	9
(経済事業活動による資産及び負債の増減)		
受取手形及び経済事業未収金の純増減（△は増加）	6,631	8,018
棚卸資産の純増減（△は増加）	△ 15,800	△ 17,577
支払手形及び経済事業未払金の純増減（△は減少）	471	△ 1,008
経済受託債務の純増減（△は減少）	121	1,217
(その他の資産及び負債の純増減)		
その他の資産の純増減（△は増加）	△ 5,187	27,767
その他の負債の純増減（△は減少）	△ 7,423	△ 7,665
未払消費税等の純増減（△は減少）	△ 2,963	—
信用事業資金運用による収入	1,270,533	1,261,055
信用事業資金調達による支出	△ 74,525	△ 52,097
小 計	3,579,278	2,263,071

(単位：千円)

科 目	令和3年度 (令和3年4月1日から令和4年3月31日まで)	令和4年度 (令和4年4月1日から令和5年3月31日まで)
雑利息及び出資配当金の受取額	109,694	109,656
雑利息の支払額	△ 2,287	△ 2,256
法人税等の支払額	△ 106,417	△ 106,576
事業活動によるキャッシュ・フロー	3,580,268	2,263,895
2. 投資活動によるキャッシュ・フロー		
有価証券の取得による支出	△ 4,178,473	△ 2,598,572
有価証券の売却による収入	608,676	—
有価証券の償還による収入	399,878	599,940
固定資産の取得による支出	△ 236,877	△ 142,792
固定資産の処分等による支出	△ 3,978	—
固定資産の売却による収入	31,633	—
資産除去債務の履行による支出	△ 2,306	△ 1,122
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 3,381,446	△ 2,142,546
3. 財務活動によるキャッシュ・フロー		
出資の払戻しによる支出	△5,786	△ 10,178
持分の取得による支出	△2,223	△ 2,992
持分の譲渡による収入	4,252	2,982
出資配当金の支払額	△35,800	△ 35,794
財務活動によるキャッシュ・フロー	△39,557	△ 45,982
4. 現金及び現金同等物の増減額（△は減少）	159,263	75,365
5. 現金及び現金同等物の期首残高	784,844	944,107
6. 現金及び現金同等物の期末残高	944,107	1,019,473

4. 注記表

<p>(令和3年度)</p> <p>I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準および評価方法</p> <p>(1)満期保有目的の債権・・償却原価法（定額法）</p> <p>(2)その他有価証券</p> <p>①時価のあるもの：時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）</p> <p>②市場価格のない株式等：移動平均法による原価法</p> <p>2. 棚卸資産の評価基準および評価方法</p> <p>(1)購買品および販売品・・総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)</p> <p>3. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1)有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>定率法を採用しています。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しています。</p> <p>(2)無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>定額法を採用しています。</p> <p>(3)リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。</p> <p>4. 引当金の計上基準</p> <p>(1)貸倒引当金</p> <p>あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程および資産の償却・引当規程により、次のとおり計上しています。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる金額を計上しています。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況がないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる金額を計上しています。</p> <p>上記以外の債権については、主として今後 1 年間の予想損失額または今後 3 年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1 年間または 3 年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間ににおける平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。なお、貸倒引当金はありません。</p> <p>すべての債権は、資産査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定監査部署が査定結果を監査しております。</p> <p>(2) 賞与引当金</p> <p>職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。</p> <p>(3) 退職給付引当金（前払年金費用）</p> <p>職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、直近の財政計算上の数理債務および退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。</p> <p>また、当事業年度末については、年金資産の見込額が退職給付債務の見込額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しています。</p>	<p>(令和4年度)</p> <p>I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記</p> <p>1. 有価証券（株式形態の外部出資を含む）の評価基準および評価方法</p> <p>(1)満期保有目的の債券・・償却原価法（定額法）</p> <p>(2)その他有価証券</p> <p>① 時価のあるもの・・時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）</p> <p>② 市場価格のない株式等・・移動平均法による原価法</p> <p>2. 棚卸資産の評価基準および評価方法</p> <p>(1) 購買品および販売品・・総平均法による原価法(収益性の低下による簿価切下げの方法)</p> <p>3. 固定資産の減価償却の方法</p> <p>(1) 有形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>定率法を採用しています。ただし、平成 10 年 4 月 1 日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）ならびに平成 28 年 4 月 1 日以降に取得した建物附属設備および構築物については、定額法を採用しています。</p> <p>(2) 無形固定資産(リース資産を除く)</p> <p>定額法を採用しています。</p> <p>(3) リース資産（所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産）</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しています。</p> <p>4. 引当金の計上基準</p> <p>(1) 貸倒引当金</p> <p>あらかじめ定めている資産査定規程、経理規程および資産の償却・引当規程により、次のとおり計上しています。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(破綻先)に係る債権およびそれと同等の状況にある債務者(実質破綻先)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる金額を計上しています。</p> <p>また、現在は経営破綻の状況がないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(破綻懸念先)に係る債権については、債権額から担保の処分可能見込額および保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断して必要と認められる金額を計上しています。</p> <p>上記以外の債権については、主として今後 1 年間の予想損失額または今後 3 年間の予想損失額を見込んで計上しており、予想損失額は、1 年間または 3 年間の貸倒実績を基礎とした貸倒実績率の過去の一定期間ににおける平均値に基づき損失率を求め、これに将来見込み等の必要な修正を加えて算定しております。なお、貸倒引当金はありません。</p> <p>すべての債権は、資産査定規程に基づき、資産査定部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産査定監査部署が査定結果を監査しています。</p> <p>(2) 賞与引当金</p> <p>職員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度負担分を計上しています。</p> <p>(3) 退職給付引当金（前払年金費用）</p> <p>職員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務および年金資産の見込額に基づき計上しています。なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、直近の財政計算上の数理債務および退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。</p> <p>また、当事業年度末については、年金資産の見込額が退職給付債務の見込額を超過しているため、超過額を前払年金費用に計上しています。</p>
--	--

<p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。</p> <p>(5) 特例業務負担引当金 農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当期末における将来負担見込額を計上しています。</p> <p>(6) 睡眠貯金払戻引当金 利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。</p>	<p>(4) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支給に備えて、役員退職慰労金規程に基づく期末要支給額を計上しています。</p> <p>(5) 特例業務負担引当金 農林漁業団体職員共済組合に対する特例業務負担金の費用に充てるため、当期末における将来負担見込額を計上しています。</p> <p>(6) 睡眠貯金払戻引当金 利益計上した睡眠貯金について貯金者からの払戻請求に基づく払戻損失に備えるため、過去の払戻実績に基づく将来の払戻損失見込額を計上しています。</p>
<p>5. 収益および費用の計上基準 当組合は、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号令和2年3月31日改正）および「収益認識に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針30号令和3年3月26日）を適用しており、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは移転するにつれて、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。</p> <p>主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりであります。</p>	<p>5. 収益および費用の計上基準 当組合の利用者等との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および収益を認識する通常の時点は以下のとおりです。</p>
<p>① 購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>② 販売事業 組合員等が生産した農産物等を当組合が集荷して、業者・消費者等に販売する事業であり、当組合は業者・消費者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っております。この業者・消費者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>③ 利用事業・介護福祉事業・指導事業 当組合は利用者等との契約に基づき、主に商品を引き渡す又は役務（サービス）を提供する義務を負っております。この利用者等に対する履行義務は、主に商品の引き渡し又は役務の提供が完了する（サービスの提供）時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p>	<p>① 購買事業 農業生産に必要な資材と生活に必要な物資を共同購入し、組合員に供給する事業であり、当組合は利用者等との契約に基づき、購買品を引き渡す義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、購買品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>② 販売事業 組合員等が生産した農産物等を当組合が集荷して、業者・消費者等に販売する事業であり、当組合は業者・消費者等との契約に基づき、販売品を引き渡す義務を負っています。この業者・消費者等に対する履行義務は、販売品の引き渡し時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p> <p>③ 利用事業・介護福祉事業・指導事業 当組合は利用者等との契約に基づき、主に商品を引き渡すまたは役務（サービス）を提供する義務を負っています。この利用者等に対する履行義務は、主に商品の引き渡しまたは役務の提供が完了する（サービスの提供）時点で充足することから、当該時点で収益を認識しております。</p>
<p>6. 消費税および地方消費税の会計処理の方法 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。</p>	<p>6. 消費税および地方消費税の会計処理の方法 消費税および地方消費税の会計処理は税抜方式によっています。ただし、固定資産に係る控除対象外消費税等は雑資産に計上し、5年間で均等償却を行っています。</p>
<p>7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。</p>	<p>7. 計算書類等に記載した金額の端数処理の方法 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しており、金額千円未満の科目については「0」で表示しています。</p>
<p>8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について 当組合は、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺表示を行っておりません。 また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しております。</p> <p>(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しております。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販</p>	<p>8. その他計算書類等の作成のための基本となる重要な事項 (1) 事業別収益・事業別費用の内部取引の処理方法について 当組合は、事業別の収益および費用について、事業間取引の相殺表示を行っています。 また、損益計算書の事業収益、事業費用については、農業協同組合法施行規則にしたがい、各事業間の内部損益を除去した額を記載しています。</p> <p>(2) 当組合が代理人として関与する取引の損益計算書の表示について 購買事業収益のうち、当組合が代理人として購買品の供給に関与している場合には、純額で収益を認識して、購買手数料として表示しています。また、販売事業収益のうち、当組合が代理人として販売品の販</p>

売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しております。

II. 会計方針の変更に関する注記

1. 収益認識に関する会計基準等の適用

当組合は、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 令和2年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)および「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 令和3年3月26日)を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が利用者等に移転した時点で、もしくは移転するにつれて、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することいたしました。

収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

代理人取引に係る収益認識

財又はサービスを利用者等に移転する前に支配していない場合、すなわち、利用者等に代わって調達の手配を代理人として行う取引については、従来は、利用者等から受け取る対価の勘定額を収益として認識しておりましたが、利用者等から受け取る額から受入先(仕入先)に支払う額を控除した純額で収益を認識する方法に変更しております。

この結果、当事業年度の購買品供給高が204,411千円、購買品供給原価が193,104千円減少し、購買手数料が11,306千円増加しております。また、購買事業収益と購買事業費用もそれぞれ193,104千円減少し、これにより、事業収益と事業費用もそれぞれ193,104千円減少しております。購買事業総利益、事業総利益、事業利益、経常利益および税引前当期利益に与える影響はありません。

2. 時価の算定に関する会計基準等の適用

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 令和元年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項および「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 令和元年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することいたしました。これによる当事業年度の計算書類への影響はありません。

III. 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 109,439千円(繰延税金負債との相殺前)

(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、「繰延税金資産の回収可能性の判断に係る5年間の事業計画(利益計画)」を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積もっております。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なる場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

販売に関与している場合には、純額で収益を認識して、販売手数料として表示しています。

II. 会計方針の変更に関する注記

時価の算定に関する会計基準の適用指針の適用

「時価の算定に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第31号 令和3年6月17日。以下「時価算定会計基準適用指針」という。)を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準適用指針第27-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準適用指針が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することいたしました。これによる当事業年度の計算書類に与える影響はありません。

III. 会計上の見積りに関する注記

1. 繰延税金資産の回収可能性

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産 107,780千円(繰延税金負債との相殺前)

(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

繰延税金資産の計上は、次年度以降において将来減算一時差異を利用可能な課税所得の見積り額を限度として行っています。

次年度以降の課税所得の見積りについては、「繰延税金資産の回収可能性の判断に係る5年間の事業計画(利益計画)」を基礎として、当組合が将来獲得可能な課税所得の時期および金額を合理的に見積もっています。

しかし、これらの見積りは将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受けます。よって、実際に課税所得が生じた時期および金額が見積りと異なる場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

また、将来の税制改正により、法定実効税率が変更された場合には、次年度以降の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

2. 固定資産の減損

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

減損損失 19,436 千円

(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しております。

減損の要否に係る測定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としております。

固定資産の減損の要否の判定において、将来キャッシュ・フローについては、「継延税金資産の回収可能性の判断に係る 5 年間の事業計画（利益計画）」を基礎として算出しており、5 年間の事業計画の将来キャッシュ・フローや、割引率については、一定の仮定を設定して算出しております。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸倒引当金

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 一千円

(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算定方法

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「(1) 貸倒引当金」に記載しております。

②主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しております。

③翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 300 千円であり、その内訳は次の通りです。

車両運搬具 300 千円

2. 担保に供している資産

為替決済取引の担保として、大阪府信用農業協同組合連合会に対して定期預金 5,000,000 千円を供しています。なお、当該担保提供資産に対応する債務はありません。

3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権および金銭債務 定型的取引から生じる債権・債務を除いてはあります

4. 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ(2)

(i) から (iv) までに掲げるものの額およびその合計額

債権のうち、破産更生債権およびこれらに準ずる債権額は該当ありません。危険債権額は 27,502 千円です。

なお、破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権およびこれらに準ずる債権を除く。）です。

減損損失 660 千円

(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

資産グループに減損の兆候が存在する場合には、当該資産グループの割引前将来キャッシュ・フローと帳簿価額を比較することにより、当該資産グループについての減損の要否の判定を実施しています。

減損の要否に係る測定単位であるキャッシュ・フロー生成単位については、他の資産または資産グループのキャッシュ・インフローから概ね独立したキャッシュ・インフローを生成させるものとして識別される資産グループの最小単位としています。

固定資産の減損の認識、測定において、将来キャッシュ・フローについては、「継延税金資産の回収可能性の判断に係る 5 年間の事業計画（利益計画）」を基礎として算出しており、5 年間の事業計画の将来キャッシュ・フローや、割引率等については、一定の仮定を設定して算出しています。

これらの仮定は将来の不確実な経営環境および組合の経営状況の影響を受け、翌事業年度以降の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

3. 貸倒引当金

(1)当事業年度の計算書類に計上した金額

貸倒引当金 一千円

(2)会計上の見積りの内容に関する理解に資する情報

①算定方法

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「4. 引当金の計上基準」の「(1) 貸倒引当金」に記載しています。

②主要な仮定

主要な仮定は、「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」です。「債務者区分の判定における貸出先の将来の業績見通し」は、各債務者の収益獲得能力を個別に評価し、設定しています。

③翌事業年度に係る計算書類に与える影響

個別貸出先の業績変化等により、当初の見積りに用いた仮定が変化した場合は、翌事業年度に係る計算書類における貸倒引当金に重要な影響を及ぼす可能性があります。

IV. 貸借対照表に関する注記

1. 資産に係る圧縮記帳額

有形固定資産の取得価額から控除している圧縮記帳額は 300 千円であり、その内訳は次の通りです。

車両運搬具 300 千円

2. 担保に供している資産

為替決済取引の担保として、大阪府信用農業協同組合連合会に対して定期預金 5,000,000 千円を供しています。なお、当該担保提供資産に対応する債務はありません。

3. 役員との間の取引による役員に対する金銭債権および金銭債務 定型的取引から生じる債権・債務を除いてはあります

4. 債権のうち農業協同組合法施行規則第 204 条第 1 項第 1 号ホ(2)

(i) から (iv) までに掲げるものの額およびその合計額

債権のうち、破産更生債権およびこれらに準ずる債権額は該当ありません。危険債権額は 27,502 千円です。

なお、破産更生債権およびこれらに準ずる債権とは、破産手続開始、更生手続開始、再生手続開始の申立て等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権です。

また、危険債権とは、債務者が経営破綻の状態には至っていないものの、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取りができない可能性の高い債権（破産更生債権およびこれらに準ずる債権を除く。）です。

債権のうち、三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権額は該当なりません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準する債権および危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準する債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権およびこれらに準する債権、危険債権、三月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は 27,502 千円です。

5. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号) および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- 再評価を行った年月日 ······ 平成 11 年 3 月 31 日
- 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 ······ 85,781 千円
- 同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号) 第 2 条第 3 号に定める、当該事業用土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳または同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)等に合理的な調整を行って算出しました。

6. 当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。

この契約に係る融資未実行残高は、789,505 千円です。

なお、この契約は、融資実行されずに終了するものもあるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来キャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。この契約には、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産等の担保を徴求するなどの与信保全上の措置等を講じています。

V. 損益計算書に関する注記

1. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要および減損損失を認識した資産または資産グループの概要

事業用資産については、継続的な収支の把握を行っている管理会計上の最小区分である店舗単位でグルーピングを行っています。遊休資産等については、各資産単位でグルーピングを行っています。また、本店、ATM 等については、複数の資産または資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場所	用途	種類	その他
茨木市西福井三丁目	店舗・倉庫	構築物	事業用資産
茨木市安威二丁目	遊休等	土地	遊休資産等

債権のうち、三月以上延滞債権および貸出条件緩和債権額は該当なりません。

なお、三月以上延滞債権とは、元本または利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上遅延している貸出金で破産更生債権およびこれらに準する債権および危険債権に該当しないものです。

また、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建または支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払い猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破産更生債権およびこれらに準する債権、危険債権および三月以上延滞債権に該当しないものです。

破産更生債権およびこれらに準する債権額、危険債権額、三月以上延滞債権額および貸出条件緩和債権額の合計額は該当ありません。

5. 土地の再評価に関する法律に基づく再評価

「土地の再評価に関する法律」(平成 10 年 3 月 31 日公布法律第 34 号) および「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」に基づき、事業用の土地の再評価を行い、再評価差額については、当該再評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として純資産の部に計上しています。

- 再評価を行った年月日 ······ 平成 11 年 3 月 31 日
- 再評価を行った土地の当事業年度末における時価の合計額が再評価後の帳簿価額の合計額を下回る金額 ······ 144,548 千円
- 同法律第 3 条第 3 項に定める再評価の方法

土地の再評価に関する法律施行令(平成 10 年 3 月 31 日公布政令第 119 号) 第 2 条第 3 号に定める、当該事業用土地について地方税法第 341 条第 10 号の土地課税台帳または同条第 11 号の土地補充課税台帳に登録されている価格(固定資産税評価額)等に合理的な調整を行って算出しました。

6. 当座貸越契約

当座貸越契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約です。

この契約に係る融資未実行残高は、781,281 千円です。

なお、この契約は、融資実行されずに終了するものもあるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当組合の将来キャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。この契約には、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、当組合が実行申込みを受けた融資の拒絶または契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられています。また、契約時において必要に応じて不動産等の担保を徴求するなどの与信保全上の措置等を講じています。

V. 損益計算書に関する注記

1. 減損損失に関する注記

(1) 資産をグループ化した方法の概要および減損損失を認識した資産または資産グループの概要

事業用資産については、継続的な収支の把握を行っている管理会計上の最小区分である店舗単位でグルーピングを行っています。遊休資産等については、各資産単位でグルーピングを行っています。また、本店、ATM 等については、複数の資産または資産グループの将来キャッシュ・フローの生成に寄与する資産であるため共用資産としています。

当事業年度に減損を計上した固定資産は、以下のとおりです。

場所	用途	種類	その他
茨木市安威二丁目	遊休等	土地	遊休資産等

<p>(2) 減損損失の認識に至った経緯</p> <p>事業用資産については、キャッシュ・フローが継続してマイナスであり、地価が継続的に下落しているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。</p> <p>また、遊休資産等については、将来の用途が定まっておらず、地価が継続的に下落しているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しております。</p> <p>(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳</p> <table border="1" data-bbox="119 527 730 639"> <tbody> <tr> <td>茨木市西福井三丁目</td> <td>16,700 千円(構築物 16,700 千円)</td> </tr> <tr> <td>茨木市安威二丁目</td> <td>2,735 千円(土地 2,735 千円)</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>19,436 千円(構築物 16,700 千円、 土地 2,735 千円)</td> </tr> </tbody> </table>	茨木市西福井三丁目	16,700 千円(構築物 16,700 千円)	茨木市安威二丁目	2,735 千円(土地 2,735 千円)	合 計	19,436 千円(構築物 16,700 千円、 土地 2,735 千円)	<p>(2) 減損損失の認識に至った経緯</p> <p>遊休資産等については、将来の用途が定まっておらず、地価が継続的に下落しているため、帳簿価額を回収可能価額まで減額しています。</p>
茨木市西福井三丁目	16,700 千円(構築物 16,700 千円)						
茨木市安威二丁目	2,735 千円(土地 2,735 千円)						
合 計	19,436 千円(構築物 16,700 千円、 土地 2,735 千円)						
<p>(4) 回収可能価額の算定方法</p> <p>回収可能価額は、事業用資産については正味売却価額を、遊休資産等についても正味売却価額をそれぞれ使用しています。なお、正味売却価額については、「不動産鑑定基準に基づく鑑定評価額」を基礎として算定しています。</p> <h2>VI. 金融商品に関する注記</h2> <h3>1. 金融商品の状況に関する事項</h3> <p>(1) 金融商品に対する取組方針</p> <p>当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を大阪府信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。</p> <p>(2) 金融商品の内容およびそのリスク</p> <p>当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。</p> <p>当事業年度末における貸出金のうち、76.86%は不動産業に対するものであり、当該不動産業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。</p> <p>また、有価証券は、債券であり、満期保有目的および純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクに晒されています。</p> <p>借入金は、資金調達等を目的とした大阪府信用農業協同組合連合会からの借入金です。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>① 信用リスクの管理</p> <p>当組合は、個別の重要な案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るために、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当規程」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。</p> <p>② 市場リスクの管理</p> <p>当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。</p>	<p>(3) 減損損失の金額について、特別損失に計上した金額と主な固定資産の種類毎の減損損失の内訳</p> <table border="1" data-bbox="833 527 1365 594"> <tbody> <tr> <td>茨木市安威二丁目</td> <td>660 千円 (土地 660 千円)</td> </tr> <tr> <td>合 計</td> <td>660 千円 (土地 660 千円)</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 回収可能価額の算定方法</p> <p>回収可能価額は、遊休資産等については正味売却価額を使用しています。なお、正味売却価額については、「不動産鑑定評価基準に基づく鑑定評価額」を基礎として算定しています。</p> <h2>VI. 金融商品に関する注記</h2> <h3>1. 金融商品の状況に関する事項</h3> <p>(1) 金融商品に対する取組方針</p> <p>当組合は農家組合員や地域から預かった貯金を原資に、農家組合員や地域内の企業や団体などへ貸付け、残った余裕金を大阪府信用農業協同組合連合会へ預けているほか、国債や地方債などの債券等の有価証券による運用を行っています。</p> <p>(2) 金融商品の内容およびそのリスク</p> <p>当組合が保有する金融資産は、主として当組合管内の組合員等に対する貸出金および有価証券であり、貸出金は、組合員等の契約不履行によってもたらされる信用リスクに晒されています。</p> <p>当事業年度末における貸出金のうち、76.33%は不動産業に対するものであり、当該不動産業をめぐる経済環境等の状況の変化により、契約条件に従って債務履行がなされない可能性があります。</p> <p>また、有価証券は、債券であり、満期保有目的および純投資目的（その他有価証券）で保有しています。これらは発行体の信用リスク、金利の変動リスクおよび市場価格の変動リスクに晒されています。</p> <p>借入金は、資金調達等を目的とした大阪府信用農業協同組合連合会からの借入金です。</p> <p>(3) 金融商品に係るリスク管理体制</p> <p>① 信用リスクの管理</p> <p>当組合は、個別の重要な案件または大口案件については理事会において対応方針を決定しています。また、通常の貸出取引については、本店に審査課を設置し各支店との連携を図りながら、与信審査を行っています。審査にあたっては、取引先のキャッシュ・フローなどにより償還能力の評価を行うとともに、担保評価基準など厳格な審査基準を設けて、与信判定を行っています。貸出取引において資産の健全性の維持・向上を図るために、資産の自己査定を厳正に行っています。不良債権については管理・回収方針を作成・実践し、資産の健全化に取り組んでいます。また、資産自己査定の結果、貸倒引当金については「資産の償却・引当規程」に基づき必要額を計上し、資産および財務の健全化に努めています。</p> <p>② 市場リスクの管理</p> <p>当組合では、金利リスク、価格変動リスクなどの市場性リスクを的確にコントロールすることにより、収益化および財務の安定化を図っています。このため、財務の健全性維持と収益力強化とのバランスを重視した ALM を基本に、資産・負債の金利感度分析などを実施し、金融情勢の変化に機敏に対応できる柔軟な財務構造の構築に努めています。</p>	茨木市安威二丁目	660 千円 (土地 660 千円)	合 計	660 千円 (土地 660 千円)		
茨木市安威二丁目	660 千円 (土地 660 千円)						
合 計	660 千円 (土地 660 千円)						

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層を含めたメンバーで構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。財務課は、理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。財務課が行った取引についてはコンプライアンス課が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金および借入金です。

当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.12%上昇したものと想定した場合には、経済価値が50,284千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものも含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によっては、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1)金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預 金	147,582,605	147,583,683	1,077
有価証券			
満期保有目的の債券	400,000	394,400	△5,600
その他有価証券	8,989,310	8,989,310	-
貸出金	37,413,698	37,728,560	314,861
資 産 計	194,385,614	194,695,953	310,339
貯 金	182,834,236	182,855,199	20,962
借 入 金	8,100,000	8,088,713	△11,286
負 債 計	190,934,236	190,943,912	9,676

(2)金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

とりわけ、有価証券運用については、市場動向や経済見通しなどの投資環境分析および当組合の保有有価証券ポートフォリオの状況やALMなどを考慮し、理事会において運用方針を定めるとともに、経営層を含めたメンバーで構成するALM委員会を定期的に開催して、日常的な情報交換および意思決定を行っています。財務課は、理事会で決定した運用方針およびALM委員会で決定された方針などに基づき、有価証券の売買やリスクヘッジを行っています。財務課が行った取引についてはコンプライアンス課が適切な執行を行っているかどうかチェックし定期的にリスク量の測定を行い経営層に報告しています。

(市場リスクに係る定量的情報)

当組合で保有している金融商品はすべてトレーディング目的以外の金融商品です。当組合において、主要なリスク変数である金利リスクの影響を受ける主たる金融商品は、預金、有価証券のうちその他有価証券に分類している債券、貸出金、貯金および借入金です。

当組合では、これらの金融資産および金融負債について、期末後1年程度の金利の合理的な予想変動幅を用いた経済価値の変動額を、金利の変動リスクの管理にあたっての定量的分析に利用しています。

金利以外のすべてのリスク変数が一定であると仮定し、当事業年度末現在、指標となる金利が0.08%上昇したものと想定した場合には、経済価値が63,837千円減少するものと把握しています。

当該変動額は、金利を除くリスク変数が一定の場合を前提としており、金利とその他のリスク変数の相関を考慮していません。

また、金利の合理的な予想変動幅を超える変動が生じた場合には、算定額を超える影響が生じる可能性があります。

③資金調達に係る流動性リスクの管理

当組合では、資金繰りリスクについては、運用・調達について月次の資金計画を作成し、安定的な流動性の確保に努めています。また、市場流動性リスクについては、投資判断を行う上での重要な要素と位置付け、商品ごとに異なる流動性(換金性)を把握したうえで、運用方針などの策定の際に検討を行っています。

(4)金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価(時価に代わるものも含む)には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額(これに準ずる価額を含む)が含まれています。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

(1)金融商品の貸借対照表計上額および時価等

当事業年度末における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額は、次のとおりです。

なお、市場価格のない株式等は、次表には含めておりません。

(単位：千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
預 金	145,214,985	145,308,313	93,327
有価証券			
満期保有目的の債券	1,400,000	1,349,380	△50,620
その他有価証券	9,553,990	9,553,990	-
貸出金	37,975,934	38,198,574	222,639
資 産 計	194,144,909	194,410,257	265,347
貯 金	182,596,580	182,576,430	△20,150
借 入 金	7,700,000	7,683,887	△16,112
負 債 計	190,296,580	190,260,317	△36,263

(2)金融商品の時価の算定に用いた評価技法の説明

【資産】

①預金

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②有価証券

債券は取引金融機関等から提示された価格によっています。

③貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

貸借対照表計上額	
外部出資	6,834,150

(注)外部出資のうち、市場において取引されていない株式や出資金等については、「金融商品の時価等の開示に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第 19 号 令和元年 7 月 4 日）第 5 項に基づき、時価開示の対象とはしていません。

(4) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預 金	147,582,605	-	-	-	-	-
有価証券	-	-	-	-	-	400,000
その他預金のうち 利息があるもの	600,000	100,000	-	-	-	840,000
貸 出 金 (*1)	291,9451	253,7678	242,8146	233,3551	217,3440	25,021,430
合 計	151,102,056	263,7678	242,8146	233,3551	217,3440	33,821,430

(*1)貸出金のうち、当座貸越 211,050 千円については「1 年以内」に含めています。

(5) 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金(*1)	162,033,786	10,928,543	9,464,098	17,5547	16,2349	68,911
借入金	700,000	2,200,000	2,300,000	2,900,000	-	-
合 計	162,733,786	13,128,543	11,764,098	30,755,47	16,2349	68,911

(*1)貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

満期のない預金については、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっています。満期のある預金については、期間に基づく区分ごとに、リスクフリーレートである翌日物金利スワップ（Overnight Index Swap 以下 OIS という）のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

② 有価証券

有価証券について、国債については、活発な市場における無調整の相場価格を利用しています。地方債や社債については、公表された相場価格を用いています。相場価格が入手できない場合には、取引金融機関等から提示された価格によっています。

③ 貸出金

貸出金のうち、変動金利によるものは、短期間で市場金利を反映するため、貸出先の信用状態が実行後大きく異なっていない限り、時価は帳簿価額と近似していることから当該帳簿価額によっています。

一方、固定金利によるものは、貸出金の種類および期間に基づく区分ごとに、元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた額から貸倒引当金を控除して時価に代わる金額として算定しています。

【負債】

①貯金

要求払貯金については、決算日に要求された場合の支払額(帳簿価額)を時価とみなしています。また、定期性貯金については、期間に基づく区分ごとに、将来のキャッシュ・フローをリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

②借入金

借入金のうち、固定金利によるものは、一定の期間ごとに区分した当該借入金の元利金の合計額をリスクフリーレートである OIS のレートで割り引いた現在価値を時価に代わる金額として算定しています。

(3) 市場価格のない株式等は次のとおりであり、これは(1)の金融商品の時価情報には含まれていません。

(単位：千円)

貸借対照表計上額	
外部出資	6,834,150

(4) 金銭債権および満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
預 金	144,614,985	-	-	-	-	600,000
有価証券	-	-	-	-	-	140,000
その他預金のうち 利息があるもの	100,000	-	-	-	-	10,000,000
貸 出 金 (*1)	291,2498	2516,727	2428,438	2274,969	2211,526	25,631,774
合 計	147,627,483	2516,727	2428,438	2274,969	2211,526	37,631,774

(*1)貸出金のうち、当座貸越 195,047 千円については「1 年以内」に含めています。

(5) 借入金およびその他の有利子負債の決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超
貯金(*1)	168,681,642	9,352,003	4,142,127	206,767	138,423	75,616
借入金	2,200,000	2,300,000	2,900,000	300,000	-	-
合 計	170,881,642	11,652,003	7,042,127	506,767	138,423	75,616

(*1)貯金のうち、要求払貯金については「1 年以内」に含めています。

VII. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価および評価差額に関する事項

有価証券の時価および評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1)満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を越えるもの	該当ありません。		
社債	400,000	394,400	△5,600
小計	400,000	394,400	△5,600
合計	400,000	394,400	△5,600

②その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類	貸借対照表計上額	取得原価または償却原価	差額（＊）
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を越えるもの	国債	551,120	495,628
	地方債	2,020,230	1,914,034
	小計	2,571,350	2,409,662
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を越えないもの	国債	3,270,170	3,375,221
	地方債	3,048,900	3,199,917
	社債	98,890	100,000
	小計	6,417,960	6,575,139
合計	8,889,310	9,084,801	△295,491

(＊)なお、上記の差額は、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

2. 当事業年度中に売却したその他有価証券

(単位：千円)

種類	売却額	売却益
国債	608,676	7,824
合計	608,676	7,824

VIII. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1)採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職年金規程に基づき、りそな銀行および三井住友信託銀行との契約による確定給付企業年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2)前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

期首における前払年金費用	97,437 千円
退職給付費用	△82,932 千円
事業主からの確定給付企業年金制度への拠出金	67,010 千円
期末における前払年金費用（＊）	81,515 千円
(3)退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表	
退職給付債務	1,302,128 千円
確定給付企業年金制度	△1,383,644 千円
未積立退職給付債務	△81,515 千円
貸借対照表計上額純額	△81,515 千円
前払年金費用（＊）	△81,515 千円
(4)退職給付に関連する損益	
勤務費用	82,932 千円
退職給付費用	82,932 千円

VII. 有価証券に関する注記

1. 有価証券の時価および評価差額に関する事項

有価証券の時価および評価差額に関する事項は次のとおりです。

(1)満期保有目的の債券

満期保有目的の債券において、種類ごとの貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類	貸借対照表計上額	時価	差額
時価が貸借対照表計上額を越えるもの	社債	200,000	201,980
	小計	200,000	201,980
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	1,200,000	1,147,400
	小計	1,200,000	1,147,400
合計	1,400,000	1,349,380	△50,620

②その他有価証券

その他有価証券において、種類ごとの取得原価または償却原価、貸借対照表計上額およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：千円)

種類	貸借対照表計上額	取得原価または 償却原価	差額（＊）
貸借対照表計上額が取 得原価または償却 原価を越えるもの	国債	1,046,670	995,605
	地方債	1,064,920	1,013,796
	小計	2,111,590	2,009,402
貸借対照表計上額が取 得原価または償却 原価を超えないもの	国債	4,183,290	4,475,455
	地方債	3,163,490	3,499,095
	社債	95,620	100,000
	小計	7,442,400	8,074,551
合計	9,553,990	10,083,953	△529,963

(＊)なお、上記の差額は、「その他有価証券評価差額金」に含まれています。

VIII. 退職給付に関する注記

1. 退職給付に係る注記

(1)採用している退職給付制度の概要

職員の退職給付に充てるため、退職年金規程に基づき、りそな銀行および三井住友信託銀行との契約による確定給付企業年金制度を採用しています。

なお、退職給付引当金および退職給付費用の計算に、直近の財政計算上の数理債務および退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しています。

(2)前払年金費用の期首残高と期末残高の調整表

期首における前払年金費用	81,515 千円
退職給付費用	△127,962 千円
事業主からの確定給付企業年金制度への拠出金	66,684 千円
期末における前払年金費用（＊）	20,237 千円
(3)退職給付債務および年金資産の期末残高と貸借対照表に計上された前払年金費用の調整表	
退職給付債務	1,315,003 千円
確定給付企業年金制度	△1,335,241 千円
未積立退職給付債務	△20,237 千円
貸借対照表計上額純額	△20,237 千円
前払年金費用（＊）	△20,237 千円
(4)退職給付に関連する損益	
勤務費用	127,962 千円
退職給付費用	127,962 千円

<p>(5) 退職給付債務等の計算基礎に関する事項</p> <p>当組合は退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用していますので、基礎率等については記載しておりません。</p> <p>(*) 年金資産の合計額が退職給付債務の金額を超過しているため、当該超過額を貸借対照表上前払年金費用として資産の部に表示しております。</p>	<p>(5) 退職給付債務等の計算基礎に関する事項</p> <p>当組合は退職給付債務の算定にあたり簡便法を採用していますので、基礎率等については記載していません。</p> <p>(*) 年金資産の合計額が退職給付債務の金額を超過しているため、当該超過額を貸借対照表上前払年金費用として資産の部に表示しています。</p>																																																																																																								
<p>2. 特例業務負担金の将来見込額</p> <p>人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 10,396 千円を含めて計上していますが、損益計算書上は特例業務負担引当金戻入額 10,396 千円と相殺して表示しています。</p> <p>なお、組合が翌事業年度以降において負担すると見込まれる特例業務負担金については、特例業務負担引当金として計上しています。</p>	<p>2. 特例業務負担金の将来見込額</p> <p>人件費（うち福利厚生費）には、厚生年金保険制度および農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体共済組合法等を廃止する等の法律附則 57 条に基づき、旧農林共済組合（存続組合）が行う特例年金給付等の業務に要する費用に充てるため拠出した特例業務負担金 10,563 千円を含めて計上していますが、損益計算書上は特例業務負担引当金戻入額 10,563 千円と相殺して表示しています。</p> <p>なお、組合が翌事業年度以降において負担すると見込まれる特例業務負担金については、特例業務負担引当金として計上しています。</p>																																																																																																								
<p>IX. 税効果会計に関する注記</p> <p>1. 緯延税金資産および緯延税金負債の発生原因別の主な内訳 (緯延税金資産)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">26,023 千円</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td> <td style="text-align: right;">14,787 千円</td> </tr> <tr> <td>特例業務負担引当金</td> <td style="text-align: right;">30,954 千円</td> </tr> <tr> <td>資産除去債務</td> <td style="text-align: right;">9,831 千円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">34,473 千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;"><u>21,195 千円</u></td> </tr> <tr> <td>緯延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">137,267 千円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;"><u>△27,827 千円</u></td> </tr> <tr> <td>緯延税金資産合計(A)</td> <td style="text-align: right;">109,439 千円</td> </tr> <tr> <td>(緯延税金負債)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資産除去費用の資産計上額</td> <td style="text-align: right;">△441 千円</td> </tr> <tr> <td>固定資産圧縮積立金</td> <td style="text-align: right;">△59,195 千円</td> </tr> <tr> <td>外部出資</td> <td style="text-align: right;">△1,187 千円</td> </tr> <tr> <td>前払年金費用</td> <td style="text-align: right;"><u>△22,759 千円</u></td> </tr> <tr> <td>緯延税金負債合計(B)</td> <td style="text-align: right;">△83,584 千円</td> </tr> <tr> <td>緯延税金資産の純額(A)+(B)</td> <td style="text-align: right;"><u>25,854 千円</u></td> </tr> <tr> <td>(再評価緯延税金資産)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土地再評価差損</td> <td style="text-align: right;"><u>10,116 千円</u></td> </tr> <tr> <td>再評価緯延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">10,116 千円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;"><u>△10,116 千円</u></td> </tr> <tr> <td>再評価緯延税金資産合計(A)</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td>(再評価緯延税金負債)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土地再評価差益</td> <td style="text-align: right;">△211,275 千円</td> </tr> <tr> <td>再評価緯延税金負債合計(B)</td> <td style="text-align: right;">△211,275 千円</td> </tr> <tr> <td>再評価緯延税金負債の純額</td> <td style="text-align: right;">△211,275 千円</td> </tr> <tr> <td>(A)+(B)</td> <td style="text-align: right;"><u>△211,275 千円</u></td> </tr> </table>	賞与引当金	26,023 千円	役員退職慰労引当金	14,787 千円	特例業務負担引当金	30,954 千円	資産除去債務	9,831 千円	減損損失	34,473 千円	その他	<u>21,195 千円</u>	緯延税金資産小計	137,267 千円	評価性引当額	<u>△27,827 千円</u>	緯延税金資産合計(A)	109,439 千円	(緯延税金負債)		資産除去費用の資産計上額	△441 千円	固定資産圧縮積立金	△59,195 千円	外部出資	△1,187 千円	前払年金費用	<u>△22,759 千円</u>	緯延税金負債合計(B)	△83,584 千円	緯延税金資産の純額(A)+(B)	<u>25,854 千円</u>	(再評価緯延税金資産)		土地再評価差損	<u>10,116 千円</u>	再評価緯延税金資産小計	10,116 千円	評価性引当額	<u>△10,116 千円</u>	再評価緯延税金資産合計(A)	—	(再評価緯延税金負債)		土地再評価差益	△211,275 千円	再評価緯延税金負債合計(B)	△211,275 千円	再評価緯延税金負債の純額	△211,275 千円	(A)+(B)	<u>△211,275 千円</u>	<p>IX. 税効果会計に関する注記</p> <p>1. 緯延税金資産および緯延税金負債の発生原因別の主な内訳 (緯延税金資産)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>賞与引当金</td> <td style="text-align: right;">25,643 千円</td> </tr> <tr> <td>役員退職慰労引当金</td> <td style="text-align: right;">17,494 千円</td> </tr> <tr> <td>特例業務負担引当金</td> <td style="text-align: right;">28,170 千円</td> </tr> <tr> <td>減損損失</td> <td style="text-align: right;">33,643 千円</td> </tr> <tr> <td>その他有価証券評価損</td> <td style="text-align: right;">147,965 千円</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td style="text-align: right;"><u>30,349 千円</u></td> </tr> <tr> <td>緯延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">283,267 千円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;"><u>△175,486 千円</u></td> </tr> <tr> <td>緯延税金資産合計(A)</td> <td style="text-align: right;">107,780 千円</td> </tr> <tr> <td>(緯延税金負債)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>資産除去費用の資産計上額</td> <td style="text-align: right;">△263 千円</td> </tr> <tr> <td>固定資産圧縮積立金</td> <td style="text-align: right;">△59,195 千円</td> </tr> <tr> <td>外部出資</td> <td style="text-align: right;">△1,187 千円</td> </tr> <tr> <td>前払年金費用</td> <td style="text-align: right;">△5,650 千円</td> </tr> <tr> <td>緯延税金負債合計(B)</td> <td style="text-align: right;">△66,297 千円</td> </tr> <tr> <td>緯延税金資産の純額(A)+(B)</td> <td style="text-align: right;"><u>41,483 千円</u></td> </tr> <tr> <td>(再評価緯延税金資産)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土地再評価差損</td> <td style="text-align: right;">10,116 千円</td> </tr> <tr> <td>再評価緯延税金資産小計</td> <td style="text-align: right;">10,116 千円</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額</td> <td style="text-align: right;"><u>△10,116 千円</u></td> </tr> <tr> <td>再評価緯延税金資産合計(A)</td> <td style="text-align: right;">—</td> </tr> <tr> <td>(再評価緯延税金負債)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>土地再評価差益</td> <td style="text-align: right;">△211,090 千円</td> </tr> <tr> <td>再評価緯延税金負債合計(B)</td> <td style="text-align: right;">△211,090 千円</td> </tr> <tr> <td>再評価緯延税金負債の純額</td> <td style="text-align: right;">△211,090 千円</td> </tr> <tr> <td>(A)+(B)</td> <td style="text-align: right;"><u>△211,090 千円</u></td> </tr> </table>	賞与引当金	25,643 千円	役員退職慰労引当金	17,494 千円	特例業務負担引当金	28,170 千円	減損損失	33,643 千円	その他有価証券評価損	147,965 千円	その他	<u>30,349 千円</u>	緯延税金資産小計	283,267 千円	評価性引当額	<u>△175,486 千円</u>	緯延税金資産合計(A)	107,780 千円	(緯延税金負債)		資産除去費用の資産計上額	△263 千円	固定資産圧縮積立金	△59,195 千円	外部出資	△1,187 千円	前払年金費用	△5,650 千円	緯延税金負債合計(B)	△66,297 千円	緯延税金資産の純額(A)+(B)	<u>41,483 千円</u>	(再評価緯延税金資産)		土地再評価差損	10,116 千円	再評価緯延税金資産小計	10,116 千円	評価性引当額	<u>△10,116 千円</u>	再評価緯延税金資産合計(A)	—	(再評価緯延税金負債)		土地再評価差益	△211,090 千円	再評価緯延税金負債合計(B)	△211,090 千円	再評価緯延税金負債の純額	△211,090 千円	(A)+(B)	<u>△211,090 千円</u>
賞与引当金	26,023 千円																																																																																																								
役員退職慰労引当金	14,787 千円																																																																																																								
特例業務負担引当金	30,954 千円																																																																																																								
資産除去債務	9,831 千円																																																																																																								
減損損失	34,473 千円																																																																																																								
その他	<u>21,195 千円</u>																																																																																																								
緯延税金資産小計	137,267 千円																																																																																																								
評価性引当額	<u>△27,827 千円</u>																																																																																																								
緯延税金資産合計(A)	109,439 千円																																																																																																								
(緯延税金負債)																																																																																																									
資産除去費用の資産計上額	△441 千円																																																																																																								
固定資産圧縮積立金	△59,195 千円																																																																																																								
外部出資	△1,187 千円																																																																																																								
前払年金費用	<u>△22,759 千円</u>																																																																																																								
緯延税金負債合計(B)	△83,584 千円																																																																																																								
緯延税金資産の純額(A)+(B)	<u>25,854 千円</u>																																																																																																								
(再評価緯延税金資産)																																																																																																									
土地再評価差損	<u>10,116 千円</u>																																																																																																								
再評価緯延税金資産小計	10,116 千円																																																																																																								
評価性引当額	<u>△10,116 千円</u>																																																																																																								
再評価緯延税金資産合計(A)	—																																																																																																								
(再評価緯延税金負債)																																																																																																									
土地再評価差益	△211,275 千円																																																																																																								
再評価緯延税金負債合計(B)	△211,275 千円																																																																																																								
再評価緯延税金負債の純額	△211,275 千円																																																																																																								
(A)+(B)	<u>△211,275 千円</u>																																																																																																								
賞与引当金	25,643 千円																																																																																																								
役員退職慰労引当金	17,494 千円																																																																																																								
特例業務負担引当金	28,170 千円																																																																																																								
減損損失	33,643 千円																																																																																																								
その他有価証券評価損	147,965 千円																																																																																																								
その他	<u>30,349 千円</u>																																																																																																								
緯延税金資産小計	283,267 千円																																																																																																								
評価性引当額	<u>△175,486 千円</u>																																																																																																								
緯延税金資産合計(A)	107,780 千円																																																																																																								
(緯延税金負債)																																																																																																									
資産除去費用の資産計上額	△263 千円																																																																																																								
固定資産圧縮積立金	△59,195 千円																																																																																																								
外部出資	△1,187 千円																																																																																																								
前払年金費用	△5,650 千円																																																																																																								
緯延税金負債合計(B)	△66,297 千円																																																																																																								
緯延税金資産の純額(A)+(B)	<u>41,483 千円</u>																																																																																																								
(再評価緯延税金資産)																																																																																																									
土地再評価差損	10,116 千円																																																																																																								
再評価緯延税金資産小計	10,116 千円																																																																																																								
評価性引当額	<u>△10,116 千円</u>																																																																																																								
再評価緯延税金資産合計(A)	—																																																																																																								
(再評価緯延税金負債)																																																																																																									
土地再評価差益	△211,090 千円																																																																																																								
再評価緯延税金負債合計(B)	△211,090 千円																																																																																																								
再評価緯延税金負債の純額	△211,090 千円																																																																																																								
(A)+(B)	<u>△211,090 千円</u>																																																																																																								
<p>2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">27.92%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">0.96%</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">△3.96%</td> </tr> <tr> <td>法人税軽減税率</td> <td style="text-align: right;">△0.10%</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割等</td> <td style="text-align: right;">0.73%</td> </tr> <tr> <td>中小企業投資促進税制の税額控除</td> <td style="text-align: right;">△1.12%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td> <td style="text-align: right;">△0.15%</td> </tr> </table>	法定実効税率	27.92%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	0.96%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.96%	法人税軽減税率	△0.10%	住民税均等割等	0.73%	中小企業投資促進税制の税額控除	△1.12%	評価性引当額の増減	△0.15%	<p>2. 法定実効税率と法人税等負担率との差異の主な原因</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td>法定実効税率</td> <td style="text-align: right;">27. 92%</td> </tr> <tr> <td>(調整)</td> <td></td> </tr> <tr> <td>交際費等永久に損金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">1. 09%</td> </tr> <tr> <td>受取配当金等永久に益金に算入されない項目</td> <td style="text-align: right;">△3. 89%</td> </tr> <tr> <td>法人税軽減税率</td> <td style="text-align: right;">△0. 10%</td> </tr> <tr> <td>住民税均等割等</td> <td style="text-align: right;">0. 72%</td> </tr> <tr> <td>中小企業投資促進税制の税額控除</td> <td style="text-align: right;">△0. 88%</td> </tr> <tr> <td>評価性引当額の増減</td> <td style="text-align: right;">△0. 24%</td> </tr> </table>	法定実効税率	27. 92%	(調整)		交際費等永久に損金に算入されない項目	1. 09%	受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3. 89%	法人税軽減税率	△0. 10%	住民税均等割等	0. 72%	中小企業投資促進税制の税額控除	△0. 88%	評価性引当額の増減	△0. 24%																																																																								
法定実効税率	27.92%																																																																																																								
(調整)																																																																																																									
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.96%																																																																																																								
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3.96%																																																																																																								
法人税軽減税率	△0.10%																																																																																																								
住民税均等割等	0.73%																																																																																																								
中小企業投資促進税制の税額控除	△1.12%																																																																																																								
評価性引当額の増減	△0.15%																																																																																																								
法定実効税率	27. 92%																																																																																																								
(調整)																																																																																																									
交際費等永久に損金に算入されない項目	1. 09%																																																																																																								
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△3. 89%																																																																																																								
法人税軽減税率	△0. 10%																																																																																																								
住民税均等割等	0. 72%																																																																																																								
中小企業投資促進税制の税額控除	△0. 88%																																																																																																								
評価性引当額の増減	△0. 24%																																																																																																								

<table border="1"> <tr> <td>その他 税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>1.24% 25.52%</td></tr> </table>	その他 税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.24% 25.52%	<table border="1"> <tr> <td>その他 税効果会計適用後の法人税等の負担率</td><td>△1.06% 23.56%</td></tr> </table>	その他 税効果会計適用後の法人税等の負担率	△1.06% 23.56%
その他 税効果会計適用後の法人税等の負担率	1.24% 25.52%				
その他 税効果会計適用後の法人税等の負担率	△1.06% 23.56%				
X. その他の注記					
1. 「リース取引に関する会計基準」に基づく注記					
(1) リース資産の内容および減価償却の方法					
ファイナンス・リース取引					
① 所有権移転ファイナンス・リース取引					
該当事項はありません。					
② 所有権移転外ファイナンス・リース取引					
リース資産の内容					
・ 有形固定資産					
主として、ATMです。					
リース資産の減価償却の方法					
「I. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「3. 固定資産の減価償却の方法」に記載のとおりです。					
2. 資産除去債務に関する注記					
(1) 資産除去債務のうち貸借対照表に計上しているもの					
① 当該資産除去債務の概要					
当組合は、一部の事務所等に使用されている有害物質を除去する義務に係る資産除去債務を計上しております。また、一部の事務所等について、賃貸借契約を締結しており、賃借期間終了による原状回復義務に關しても資産除去債務を計上しております。					
② 当該資産除去債務の金額の算定方法					
使用見込期間を、当該建物等の減価償却期間（主に 11 年）と見積り、割引率は当該減価償却期間に見合う利付国債の利回り（主に 1.474%）を採用しております。					
③ 当事業年度末における当該資産除去債務の総額の増減					
当事業年度の期首残高	37,219 千円				
時の経過による調整額	299 千円				
資産除去債務の履行による減少額	△2,306 千円				
事業年度の期末残高	35,212 千円				
(2) 貸借対照表に計上しているもの以外の資産除去債務					
該当事項はありません。					
キャッシュ・フロー計算書に関する注記					
1. キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲					
キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、貸借対照表上の「現金」および「預金」のうち、当座預金、普通預金および通知預金となっています。					
2. 現金および現金同等物期末残高と貸借対照表に記載されている科目的金額との関係					
令和 3 年 3 月 31 日					
現金・預金勘定	148,844,844 千円				
当座預金、普通預金および通知預金以外の預金	△148,060,000 千円				
現金および現金同等物	784,844 千円				
令和 4 年 3 月 31 日					
現金・預金勘定	148,084,107 千円				
当座預金、普通預金および通知預金以外の預金	△147,140,000 千円				
現金および現金同等物	944,107 千円				
令和 5 年 3 月 31 日					
現金・預金勘定	145,859,473 千円				

当座預金、普通預金および通知預金以外の預金 現金および現金同等物	△147,140,000 千円 944,107 千円	当座預金、普通預金および通知預金以外の預金 現金および現金同等物	△144,840,000 千円 1,019,473 千円
3. 重要な非資金取引 該当事項はありません。			3. 重要な非資金取引 ①当事業年度に計上したファイナンス・リース取引に係る「リース資産」および「リース債務」の額

リース資産	5,094 千円
リース債務	5,603 千円

5. 剰余金処分計算書

(単位：千円)

項 目	令和3年度 総代会承認日 令和4年6月27日	令和4年度 総代会承認日 令和5年6月26日
当期未処分剰余金	1,719,874	2,007,405
剰余金処分額	105,794	1,085,451
(1) 任意積立金	70,000	1,050,000
信用事業基盤強化積立金	50,000	30,000
合併50周年記念事業積立金	20,000	20,000
本支店等施設整備積立金	—	1,000,000
特 別 積 立 金	—	—
(2) 出資配当金	35,794	35,451
(出資配当率)	(3.0 %)	(3.0 %)
次期繰越剰余金	1,614,079	921,953

- (注) 1. 利益準備金は、定款第64条の積立額に達しているため、積み立ては行いません。
 2. 出資配当金は、年3パーセントの割合とします。
 3. 任意積立金のうち、一定の目的のために設定した積立金（目的積立金）の種類および積立目的、積立目標額等は次のとおりです。

(単位：千円)

種 類	信用事業基盤強化 積立金	店舗・施設再編成 積立金	施設整備積立金	合併50周年記念 事業積立金	本支店等 施設整備積立金
積立目的	金融自由化に対応し、信用事業基盤強化に必要な資金を積み立てる。	被再編成店舗・施設の除却費用等に必要な資金を積み立てる。	施設等の取得および増改築等、また、それに付随する費用相当分を積み立てる。	合併50周年記念事業に必要な資金を積み立てる。	本支店等の老朽化に対応するための必要な費用相当分を積み立てる。
積立目標額	期末の貯金、定期積金、貸出金、有価証券総額の15/1000	250,000	1,000,000	100,000	2,000,000
令和3年度 積立額	50,000	—	—	20,000	—
令和4年度 積立額	30,000	—	—	20,000	1,000,000
累計積立額	3,470,000	40,300	—	80,000	1,000,000

* 上記の店舗・施設再編成積立金に係る当期取崩額は600千円であり、施設整備積立金に係る当期取崩額は92,300千円です。

4. 次期繰越剰余金には、豈農指導、生活・文化改善事業の費用に充てるための繰越額が含まれています。

令和 3年度 24,000千円
 令和 4年度 24,000千円

6. 部門別損益計算書

○令和3年度

(単位：千円)

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	農業	共通管理費等
事業収益	① 2,025,065	1,345,803	420,641	188,305	70,003	311		
事業費用	② 343,428	127,595	4,376	144,748	44,600	22,108		
事業総利益 (①-②)	③ 1,681,637	1,218,208	416,265	43,557	25,403	△ 21,797		
事業管理費 (うち減価償却費) (うち人件費)	④ 1,388,083 ⑤ 79,702 ⑤' 1,021,941	724,549 23,830 507,650	307,628 3,531 272,239	186,586 30,458 116,799	122,424 12,578 91,872	46,894 9,304 33,381		
※うち共通管理費 (うち減価償却費) (うち人件費)	⑥ 248,007 ⑦ 11,189 ⑦' 163,061	77,835 3,512 51,176	55,812 2,518 36,696	29,335 1,324 19,288	9,288 419 6,107	△ 420,277 △ 18,962 △ 276,328		
事業利益 (③-④)	⑧ 293,553	493,658	108,636	△ 143,029	△ 97,021	△ 68,691		
事業外収益	⑨ 128,124	103,344	18,672	2,735	3,009	363		
※うち共通分	⑩ 9,704	3,046	2,184	1,148	363	△ 16,445		
事業外費用	⑪ 17,142	8,535	1,961	4,481	1,931	234		
※うち共通分	⑫ 6,246	1,961	1,406	739	234	△ 10,586		
経常利益 (⑧+⑨-⑪)	⑬ 404,534	588,467	125,347	△ 144,775	△ 95,943	△ 68,562		
特別利益	⑭ -	-	-	-	-	-		
※うち共通分	⑮ -	-	-	-	-	-		
特別損失	⑯ 19,436	11,468	3,600	2,581	1,357	430		
※うち共通分	⑰ 11,468	3,600	2,581	1,357	430	△ 19,436		
税引前当期利益 (⑬+⑭-⑯)	⑱ 385,098	576,999	121,747	△ 147,356	△ 97,300	△ 68,992		
営農指導事業分配賦額	⑲ -	30,405	14,185	15,261	9,141	△ 68,992		
営農指導事業分配賦 後税引前当期利益	⑳ 385,098	546,594	107,562	△ 162,617	△ 106,441			

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

部門別損益計算書注記

1. 共通管理費等および営農指導事業の他部門への配賦基準等

- (1) 共通管理費等 配賦基準：(職員数割+事業総利益割+人件費を除いた事業管理費割)の平均値
- (2) 営農指導事業 配賦基準：(均等割+事業総利益割)の平均値

2. 配賦割合 (1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区分	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	計
共通管理費等	59.01	18.52	13.28	6.98	2.21	100.00
営農指導事業	44.07	20.56	22.12	13.25		100.00

(参考) 部門別の資産

(単位：千円)

区分	計	信用事業	共済事業	農業関連事業	生活その他事業	営農指導事業	農業	共通資産
事業別の総資産	206,030,438	201,821,076	785,875	882,918	315,056	357,003	1,868,510	
総資産(共通資産配賦後)※	206,030,438	202,923,684	1,131,923	1,131,056	445,478	398,297		
(うち固定資産)	3,126,013	1,111,970	293,252	960,879	382,644	377,268		

※共通資産の他部門への配賦基準

配賦基準：(職員数割+事業総利益割+人件費を除いた事業管理費割)の平均値

○令和4年度

(単位：千円)

区分	計	信 用 事 業	共 済 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営 農 指 導 事 業	共通 管 理 費 等
事業収益	①	2,059,263	1,364,498	408,239	200,318	85,028	1,179
事業費用	②	338,609	109,126	4,514	139,320	72,654	12,995
事業総利益 (①-②)	③	1,720,653	1,255,371	403,725	60,997	12,374	△ 11,816
事業管理費 (うち減価償却費)	④	1,441,482	735,803	305,127	209,356	135,877	55,319
(うち人件費)	⑤	90,502	20,507	3,241	39,158	15,674	11,922
(うち人件費)	⑤'	1,064,977	524,226	271,580	131,122	99,545	38,504
※うち共通管理費	⑥		230,524	70,155	56,807	28,881	10,885
(うち減価償却費)	⑦		10,440	3,177	2,573	1,308	493
(うち人件費)	⑦'		146,776	44,667	36,169	18,387	6,930
事業利益 (③-④)	⑧	279,170	519,568	98,598	△ 148,359	△ 123,503	△ 67,135
事業外収益	⑨	123,086	100,323	17,469	2,633	2,358	302
※うち共通分	⑩		6,385	1,943	1,574	800	302
事業外費用	⑪	9,181	8,105	453	366	186	70
※うち共通分	⑫		1,489	453	366	186	70
経常利益 (⑧+⑨-⑪)	⑬	393,076	611,787	115,614	△ 146,092	△ 121,331	△ 66,903
特別利益	⑭	-	-	-	-	-	-
※うち共通分	⑮		-	-	-	-	-
特別損失	⑯	660	383	117	94	48	18
※うち共通分	⑰		383	117	94	48	18
税引前当期利益 (⑬+⑭-⑯)	⑱	392,415	611,404	115,497	△ 146,187	△ 121,379	△ 66,921
営農指導事業分配賦額	⑲		29,798	13,378	12,341	11,404	△ 66,921
営農指導事業分配賦 後税引前当期利益	⑳	392,415	581,606	102,119	△ 158,528	△ 132,783	

※⑥、⑩、⑫、⑮、⑰は、各事業に直課できない部分

部門別損益計算書注記

1. 共通管理費等および営農指導事業の他部門への配賦基準等

- (1) 共通管理費等 配賦基準：(職員数割+事業総利益割+人件費を除いた事業管理費割) の平均値
 (2) 営農指導事業 配賦基準：(均等割+事業総利益割) の平均値

2. 配賦割合 (1の配賦基準で算出した配賦の割合)

(単位：%)

区分	信 用 事 業	共 済 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営 農 指 導 事 業	計
共通管理費等	58.03	17.66	14.30	7.27	2.74	100.00
営農指導事業	44.53	19.99	18.44	17.04		100.00

(参考) 部門別の資産

(単位：千円)

区分	計	信 用 事 業	共 済 事 業	農業関連 事 業	生活その他 事 業	営 農 指 導 事 業	共通資産
事業別総資産	205,926,950	201,724,167	783,827	813,511	437,458	371,614	1,796,373
総資産(共通資産配賦後)※	205,926,950	202,932,374	1,098,489	977,506	527,303	391,278	
(うち固定資産)	3,177,276	1,120,121	280,023	884,043	504,371	388,718	

※共通資産の他部門への配賦基準

配賦基準：(職員数割+事業総利益割+人件費を除いた事業管理費割) の平均値

7. 財務諸表の正確性等にかかる確認

「財務諸表の正確性、内部監査の有効性についての経営者責任の明確化について（要請）」（平成17年10月14日付金監第2835号・17経営第3991号）に基づく、当JAの財務諸表の適正性、および財務諸表作成に係る内部監査の有効性に関する代表者の確認書は以下のとおりです。

確認書

- 1 私は、当JAの令和4年4月1日から令和5年3月31日までの事業年度にかかるディスクロージャー誌に記載した内容のうち、財務諸表作成に関するすべての重要な点において農協法施行規則に基づき適正に表示されていることを確認いたしました。
- 2 当該確認を行うにあたり、財務諸表が適正に作成される以下の体制が整備され、有効に機能していることを確認しました。
 - (1) 業務分掌と所管部署が明確化され、各部署が適切に業務を遂行する体制が整備されております。
 - (2) 業務の実施部署から独立した内部監査部門が内部管理体制の適切性・有効性を検証しております、重要な事項については理事会等に適切に報告されております。
 - (3) 重要な経営情報については、理事会等へ適切に附議・報告されております。

令和5年6月16日

茨木市農業協同組合

代表理事組合長　岡　本　康　夫

8. 会計監査人の監査

令和3年度及び令和4年度の貸借対照表、損益計算書、剰余金処分計算書および注記表は、農業協同組合法第37条の2第3項の規定に基づき、みのり監査法人の監査を受けております。

II 損益の状況

1. 最近の5事業年度の主要な経営指標

(単位:千円、口、人)

項目	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
経常収益	2,595,701	2,445,471	2,304,955	2,025,065	2,059,263
信用事業収益	1,510,919	1,379,547	1,376,056	1,345,803	1,364,498
共済事業収益	458,370	438,135	434,828	420,641	408,239
農業関連事業収益	253,374	269,359	207,107	188,305	200,318
その他事業収益	373,038	358,430	286,964	70,314	86,207
経常利益	449,472	443,868	507,465	404,534	393,076
当期剰余金	312,295	233,634	371,277	286,818	299,949
出資金	1,225,831	1,216,504	1,203,381	1,197,814	1,186,728
(出資口数)	(1,225,831)	(1,216,504)	(1,203,381)	(1,197,814)	(1,186,728)
純資産額	13,070,423	13,218,898	13,498,772	13,534,139	13,352,726
総資産額	195,912,887	197,193,366	203,946,296	206,030,438	205,926,950
貯金等残高	178,281,982	177,888,518	182,202,987	182,834,236	182,596,580
貸出金残高	35,924,351	37,055,627	37,595,633	37,413,698	37,975,934
有価証券残高	4,904,450	4,535,800	6,468,770	9,389,310	10,953,990
剰余金配当金額	36,487	36,141	35,800	35,794	35,451
出資配当の額	36,487	36,141	35,800	35,794	35,451
職員数	122	124	126	125	123
単体自己資本比率	20.50%	20.15%	20.30%	20.56%	20.88%

- (注) 1. 経常収益は各事業収益の合計額を表しています。
 2. 当期剰余金は、銀行等の当期利益に相当するものです。
 3. 信託業務の取り扱いは行っていません。
 4. 「単体自己資本比率」は、「農業協同組合等がその健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しております。

2. 利益総括表

(単位：千円)

種類	令和3年度	令和4年度	増減
資金運用収益	1,258,432	1,262,224	3,792
	58,105	46,052	△ 12,052
	1,200,326	1,216,171	15,845
	33,340	32,567	△ 773
	10,225	9,526	△ 698
	23,115	23,040	△ 74
	54,030	69,706	15,675
役務取引等費用	59,264	53,547	△ 5,717
	△ 5,233	16,159	21,393
信用事業粗利益	1,218,208	1,255,371	37,163
	0.62%	0.64%	0.02%
	416,265	403,725	△ 12,539
	0.13%	0.12%	△ 0.01%
	31,781	25,241	△ 6,539
	9.45%	8.13%	△ 1.32%
	28,882	33,275	4,392
販売事業粗利益	15.32%	13.98%	△ 1.34%
	1,778,174	1,790,404	12,229
	0.85%	0.85%	0.00%
	390,091	348,921	△ 41,169
	390,091	348,921	△ 41,169
	382,267	348,921	△ 33,345
	382,267	348,921	△ 33,345

- (注) 1. 信用事業粗利益率＝信用事業粗利益÷資金運用勘定平均残高×100
 2. 共済事業粗利益率＝共済事業粗利益÷長期共済保有高×100
 3. 購買事業粗利益率＝購買事業粗利益÷購買取扱高×100
 4. 販売事業粗利益率＝販売事業粗利益÷販売取扱高×100
 5. 事業粗利益率＝事業粗利益÷総資産平均残高×100

3. 資金運用収支の内訳

(単位：千円)

項目	令和3年度			令和4年度		
	平均残高	利息	利回り	平均残高	利息	利回り
資金運用勘定	194,178,033	1,258,432	0.64%	195,469,630	1,262,224	0.64%
	うち預金	758,640	0.51%	147,195,749	755,940	0.51%
	うち有価証券	52,229	0.67%	10,712,952	70,488	0.65%
	うち貸出金	368,283	0.95%	37,560,927	350,054	0.93%
資金調達勘定	189,805,946	58,105	0.03%	191,223,818	46,052	0.02%
	うち貯金・定期積金	53,359	0.02%	183,179,725	42,388	0.02%
	うち借入金	40	0.00%	8,044,092	4	0.00%
	総資金利ざや	—	0.16%	—	—	0.17%

- (注) 1. 総資金利ざや＝資金運用利回り－資金調達原価（資金調達利回り+経費率）
 2. (注) 1の経費率には、信用事業の指導部負担額を含めております。

4. 受取・支払利息の増減額

(単位：千円)

項目	令和3年度増減額	令和4年度増減額
受取利息	△23,336	3,792
うち預金	△17,834	△ 2,700
うち有価証券	8,196	18,259
うち貸出金	△ 8,072	△ 18,229
支払利息	△ 20,211	△ 12,052
うち貯金・定期積金	△ 21,645	△ 10,970
うち借入金	△ 214	△ 35
差引	△3,125	15,845

(注) 増減額は前年度対比です。

III 事業の概況

1. 信用事業

(1) 貯金に関する指標

①貯金の科目別期末残高

(単位：千円)

種類	令和3年度		令和4年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
当座貯金	213,644	0.11%	8,943	0.00%	△ 204,701
普通貯金	74,588,313	40.79%	77,252,002	42.30%	2,663,689
貯蓄貯金	628,494	0.34%	584,454	0.32%	△ 44,039
通知貯金	—	—	—	—	—
その他の流動性貯金	85,773	0.04%	82,643	0.04%	△ 3,130
流動性貯金計	75,516,226	41.30%	77,928,044	42.67%	2,411,817
定期貯金	103,994,419	56.87%	101,827,832	55.76%	△ 2,166,587
定期積金	3,046,089	1.66%	2,564,837	1.40%	△ 481,252
その他の定期性貯金	277,500	0.15%	275,866	0.15%	△ 1,633
定期性貯金計	107,318,009	58.69%	104,668,536	57.32%	△ 2,649,473
合計	182,834,236	100.00%	182,596,580	100.00%	△ 237,655

②貯金の科目別平均残高

(単位：千円)

種類	令和3年度		令和4年度		増減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
当座貯金	27,968	0.01%	19,485	0.01%	△ 8,483
普通貯金	73,424,395	40.20%	76,440,160	41.72%	3,015,765
貯蓄貯金	630,567	0.34%	614,001	0.33%	△ 16,565
通知貯金	—	—	—	—	—
その他の流動性貯金	138,434	0.07%	128,419	0.07%	△ 10,014
流動性貯金計	74,221,366	40.63%	77,202,067	42.14%	2,980,701
定期貯金	105,060,908	57.52%	103,062,607	56.26%	△ 1,998,301
定期積金	3,077,297	1.68%	2,637,007	1.43%	△ 440,289
その他の定期性貯金	285,638	0.15%	278,043	0.15%	△ 7,595
定期性貯金計	108,423,844	59.36%	105,977,657	57.85%	△ 2,446,186
合計	182,645,210	100.00%	183,179,725	100.00%	534,514

③定期貯金の金利条件別内訳残高

(単位：千円)

種類	令和3年度		令和4年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
固定金利定期	104,270,575	99.99%	102,103,184	99.99%	△ 2,167,390
変動金利定期	1,344	0.00%	514	0.00%	△ 830
合計	104,271,919	100.00%	102,103,698	100.00%	△ 2,168,220

- (注) 1. 固定金利定期：預入時に満期日までの利率が確定する定期貯金
 2. 変動金利定期：預入期間中の市場金利の変化に応じて金利が変動する定期貯金

(2) 貸出金等に関する指標

①貸出金の科目別期末残高

(単位：千円)

種類	令和3年度		令和4年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
手形貸付	-	-	78,000	0.20%	78,000
証書貸付	37,202,647	99.43%	37,702,887	99.28%	500,239
当座貸越	211,050	0.56%	195,047	0.51%	△ 16,003
合計	37,413,698	100.00%	37,975,934	100.00%	562,235

②貸出金の科目別平均残高

(単位：千円)

種類	令和3年度		令和4年度		増減
	平均残高	構成比	平均残高	構成比	
手形貸付	-	-	427	0.00%	427
証書貸付	38,373,498	99.46%	37,358,380	99.46%	△ 1,015,117
当座貸越	207,792	0.53%	202,120	0.53%	△ 5,672
合計	38,581,291	100.00%	37,560,927	100.00%	△ 1,020,363

③貸出金の金利条件別内訳残高

(単位：千円)

種類	令和3年度		令和4年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
固定金利貸出	9,336,016	24.95%	9,535,438	25.10%	199,422
変動金利貸出	27,866,631	74.48%	28,245,448	74.37%	378,817
その他の	211,050	0.56%	195,047	0.51%	△ 16,003
合計	37,413,698	100.00%	37,975,934	100.00%	562,235

④貸出金の担保別内訳残高

(単位：千円)

物的担保	種類	令和3年度		令和4年度		増減
		残高	構成比	残高	構成比	
貯金等		735,182		739,046		3,864
不動産		11,368,372		11,375,147		3,774
その他の担保物		46,522		37,752		△ 8,769
	計	12,150,077		12,151,946		1,868
保証	農業信用基金協会保証	24,652,730		25,226,690		573,960
	その他の保証	610,890		597,297		△ 13,593
	計	25,263,621		25,823,987		560,366
信用	用	-		-		-
	合計	37,413,698		37,975,934		562,235

⑤債務保証見返額の担保別内訳残高

該当ありません。

⑥貸出金の使途別内訳残高

(単位：千円)

種類	令和3年度		令和4年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
設備資金	27,602,951	73.77%	28,114,598	74.03%	511,646
運転資金	629,124	1.68%	591,172	1.55%	△ 37,951
その他の	9,181,622	24.54%	9,270,162	24.41%	88,540
合計	37,413,698	100.00%	37,975,934	100.00%	562,235

⑦貸出金の業種別残高

(単位：千円)

種類	令和3年度		令和4年度		増減
	残高	構成比	残高	構成比	
農業	55,959	0.14%	50,302	0.13%	△ 5,656
建設業	64,371	0.17%	64,250	0.16%	△ 120
卸売・小売業	3,477	0.00%	4,633	0.01%	1,155
不動産業	28,757,595	76.86%	28,988,907	76.33%	231,312
各種サービス業	—	—	—	—	—
地方政府	—	—	45,000	0.11%	45,000
個人(住宅・消費・納税資金等)	8,532,295	22.80%	8,822,840	23.23%	290,544
合計	37,413,698	100.00%	37,975,934	100.00%	562,235

- (注) 1. 土地開発公社向け貸出金は不動産業に含めております。
2. 業種区分は総務省の日本標準産業分類に基づいております。

⑧主要な農業関係の貸出金残高

● 営農類型別

(単位：千円)

種類	令和3年度	令和4年度	増減
農業	180,259	200,516	20,256
うち 耕作	30,479	29,147	△ 1,331
うち 野菜・園芸	7,166	6,663	△ 502
うち 果樹・樹園農業	12,597	10,758	△ 1,838
うち 養鶏・養卵	2,726	0	△ 2,726
うち その他農業	127,289	153,946	26,656
合計	180,259	200,516	20,256

- (注) 1. 農業関係の貸出金とは、農業者、農業法人および農業関連団体等に対する農業生産・農業経営に必要な資金や、農産物の生産・加工・流通に関する事業に必要な資金等が該当します。
なお、前掲⑦の貸出金の業種別残高の「農業」は、農業者や農業法人等に対する貸出金の残高です。
2. 「その他農業」には、複合経営で主たる業種が明確に位置づけられない者、農業サービス業、農業所得が従となる農業者等が含まれております。

● 資金種類別

(単位：千円)

種類	令和3年度	令和4年度	増減
プロパー資金	165,259	185,516	20,256
合計	165,259	185,516	20,256

- (注) プロパー資金とは、当JA原資の資金を融資しているもののうち、制度資金以外のものをいいます。

⑨農協法に基づく開示債権の状況および金融再生法開示債権区分に基づく債権の保全状況

● 農協法および金融再生法に基づく開示債権の状況

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度
破綻先債権およびこれらに準ずる債権	—	—
危険債権	27,502	—
要管理債権	—	—
三月以上延滞債権	—	—
貸出条件緩和債権	—	—
合計	27,502	—
正常債権	37,393,397	37,982,706

(注) 1. 破綻更生債権およびこれらに準ずる債権

破産、会社更生、再生手続等の事由により経営破綻に陥っている債務者に対する債権およびこれらに準ずる債権をいいます。

(注) 2. 危険債権

債務者が経営破綻の状態には至っておりませんが、財政状態および経営成績が悪化し、契約に従った債権の元本の回収および利息の受取ができない可能性の高い債権をいいます。

(注) 3. 要管理債権

自己査定において要注意先に区分された債務者に対する債権のうち、「三月以上延滞債権」および「貸出条件緩和債権」に該当する貸出金の合計額をいいます。

(注) 4. 三月以上延滞債権

元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している貸出金(注1、注2に掲げるものを除く。)をいいます。

(注) 5. 貸出条件緩和債権

債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金(注1、注2および注4に掲げるものを除く。)をいいます。

(注) 6. 正常債権

債務者の財政状態および経営成績に特に問題がない債権であり、上記に掲げる債権以外の債権をいいます。

●金融再生法に基づく資産査定額

(単位：千円)

区分	令和3年度	令和4年度
金融再生法開示債権合計(A)	27,502	—
保全額合計(B)	27,502	—
うち貸倒引当金	—	—
うち担保保証等	27,502	—
保全率(B)/(A)	100.00%	—

(注) 貸倒引当金は、正常債権に対する一般貸倒引当金を除いた金額を記載しております。

⑩元本補てん契約のある信託に係る農協法に基づく開示債権の状況

該当ありません。

⑪貸倒引当金の期末残高および期中の増減額

該当ありません。

⑫貸出金償却等の額

該当ありません。

(3) 為替業務等取扱実績

①内国為替取扱実績

(単位：件、千円)

種類	令和3年度				令和4年度			
	仕向		被仕向		仕向		被仕向	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
送金・振込為替	24,504	20,936,610	160,052	43,333,030	23,282	22,425,657	163,457	44,409,362
代金取立為替	1	3,753	—	—	4	16,145	3	11,196
雜為替	292	44,373	65	19,932	337	70,377	52	8,586
合計	24,797	20,984,737	160,117	43,352,963	23,623	22,512,180	163,512	44,429,145

②公共債の引受額・公共債窓販実績

(単位：千円)

種類	窓口販売実績		引受実績	
	令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
国債	—	47,200	—	—

③オフバランス取引の状況

該当ありません。

(4) 有価証券に関する指標

①有価証券の種類別平均残高

(単位：千円)

種類	令和3年度	令和4年度	増減
国債	2,354,588	4,822,513	2,467,925
地方債	5,053,343	4,760,861	△ 292,481
社債	350,681	1,129,577	778,895
合計	7,758,613	10,712,952	2,954,339

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載することとしておりますが、令和3年度および令和4年度ともに貸付有価証券の残高はありません。

②商品有価証券の種類別平均残高

該当ありません。

③有価証券の残存期間別残高

(単位：千円)

年度	種類	1年以内	1年超3年以内	3年超5年以内	5年超7年以内	7年超10年以内	10年超	期間の定めのないもの	合計
令和3年度	国債	—	—	—	—	—	3,821,290	—	3,821,290
	地方債	602,060	101,110	—	—	—	4,365,960	—	5,069,130
	社債	—	—	—	—	398,890	100,000	—	498,890
令和4年度	国債	—	—	—	—	112,230	5,117,730	—	5,229,960
	地方債	100,210	—	—	—	—	4,128,200	—	4,228,410
	社債	—	—	—	100,000	895,620	500,000	—	1,495,620

(注) 貸付有価証券は有価証券の種類ごとに区分して記載することとしておりますが、令和3年度および令和4年度ともに貸付有価証券の残高はありません。

(5) 有価証券等の時価情報等

①有価証券の時価情報

[売買目的有価証券]

該当ありません。

[満期保有目的の債券]

(単位：千円)

種類	貸借対照表 計上額	令和3年度			令和4年度		
		時価	差額	貸借対照表 計上額	時価	差額	
時価が貸借対照表計上額を超えるもの	社債	—	—	—	200,000	201,980	1,980
	小計	—	—	—	200,000	201,980	1,980
時価が貸借対照表計上額を超えないもの	社債	400,000	394,400	△ 5,600	1,200,000	1,147,400	△ 52,600
	小計	400,000	394,400	△ 5,600	1,200,000	1,147,400	△ 52,600
合計	400,000	394,400	△ 5,600	1,400,000	1,349,380	△ 50,620	

[その他有価証券]

(単位：千円)

種類	貸借対照表 計上額	令和3年度			令和4年度		
		取得原価または償却原価	差額	貸借対照表 計上額	取得原価または償却原価	差額	
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えるもの	国債	551,120	495,628	55,491	1,046,670	995,605	51,064
	地方債	2,020,230	1,914,034	106,195	1,064,920	1,013,796	51,123
	社債	—	—	—	—	—	—
	小計	2,571,350	2,409,662	161,687	2,111,590	2,009,402	102,187
貸借対照表計上額が取得原価または償却原価を超えないもの	国債	3,270,170	3,375,221	△ 105,051	4,183,290	4,475,455	△ 292,165
	地方債	3,048,900	3,199,917	△ 151,017	3,163,490	3,499,095	△ 335,605
	社債	98,890	100,000	△ 1,110	95,620	100,000	△ 4,380
	小計	6,417,960	6,675,139	△ 257,179	7,442,400	8,074,551	△ 632,151
合計	8,989,310	9,084,801	△ 95,491	9,553,990	10,083,953	△ 529,963	

(注) 本表記載の有価証券の時価は、期末日における市場価格等に基づく時価により計上しております。

②金銭の信託の時価情報

該当ありません。

③デリバティブ取引、金融等デリバティブ取引、有価証券関連デリバティブ取引

該当ありません。

(6) 預かり資産の状況

①投資信託残高（ファンドラップ含む） (単位：千円)

	令和3年度	令和4年度
投資信託残高 (ファンドラップ含む)	68,530	101,310

(注) 投資信託残高は「約定日基準」に基づく算出です。

②残高有り投資信託口座数 (単位：口座)

	令和3年度	令和4年度
残高有り投資信託口座数	55	100

2. 共済事業取扱実績

(1) 長期共済新契約高・保有高

(単位：千円)

種類		令和3年度		令和4年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
生命系	終身共済	2,222,954	55,331,341	2,615,742	54,536,151
	定期生命共済	418,000	1,577,900	330,000	1,845,900
	養生命共済	428,580	12,611,246	361,500	11,687,831
	うちこども共済	197,400	5,395,569	180,500	5,008,738
	医療共済	63,000	1,353,900	87,000	1,289,400
	がん共済	-	284,000	-	279,500
	定期医療共済	-	974,200	-	937,500
	介護共済	492,380	3,185,659	242,947	3,372,242
建物系	建物更新共済	23,426,930	232,531,666	22,104,150	236,905,163
合計		27,051,845	307,896,914	25,741,340	310,900,689

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（生命系共済は死亡保障の金額（付加された定期特約金額等を含む））を記載しております。

(2) 医療系共済の共済金額新契約高・保有高

(単位：千円)

種類		令和3年度		令和4年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
医療共済		24 27,794	11,491 31,560	32 20,407	11,038 54,310
がん共済		125	5,552	122	5,594
定期医療共済		-	2,455	-	2,313
合計		149 27,794	19,498 31,560	154 20,407	18,945 54,310

- (注) 1. 医療共済の金額は上段に入院共済金額、下段に治療共済金額、がん共済及び定期医療共済の金額は入院共済金額です。
 2. 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しております。なお、同一の共済種類に主たる共済金額が複数ある場合は、新たに欄を追加して記載するとともに、共済種類ごとの合計欄を記載しております。

(3) 介護系その他の共済の共済金額保有高

(単位：千円)

種類		令和3年度		令和4年度	
		新契約高	保有高	新契約高	保有高
介護共済		515,808	3,530,269	253,316	3,713,830
認知症共済		-	-	45,000	45,000
生活障害共済（一時金型）		13,500	55,200	5,000	56,700
生活障害共済（定期年金型）		2,800	9,800	1,100	10,900
特定重度疾病共済		9,500	68,000	2,000	69,000

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに共済金額を記載しております。

(4) 年金共済の年金新契約高・保有高

(単位：千円)

種類	令和3年度		令和4年度	
	新契約高	保有高	新契約高	保有高
年金開始前	106,412	2,115,432	101,723	2,074,650
年金開始後	-	1,360,238	-	1,284,620
合計	106,412	3,475,671	101,723	3,359,270

(注) 金額は、年金年額を記載しております。

(5) 短期共済新契約高

(単位：千円)

種類	令和3年度		令和4年度	
	金額	掛金	金額	掛金
火災共済	18,889,860	12,730	17,141,650	11,873
自動車共済		177,543		172,985
傷害共済	3,731,000	1,540	4,602,500	1,504
賠償責任共済		648		556
自賠責共済		26,606		24,638
合計	-	219,070	-	211,558

(注) 「種類」欄は主たる共済種類ごとに記載し、金額は当該共済種類ごとに保障金額（死亡保障又は火災保障を伴わない共済の金額欄は斜線。）を記載しております。

3. 購買事業取扱実績

(1) 受託購買品取扱実績

該当ありません。

(2) 買取購買品取扱実績

(単位：千円)

種類	令和3年度		令和4年度	
	購買品取扱高	購買品取扱高	購買品取扱高	購買品取扱高
生産資材	飼料	2,621		9,921
	肥料	43,181		51,294
	農薬	33,790		30,637
	保温材	4,083		4,184
	包装資材	3,928		4,567
	農業機械	15,229		13,633
	石油類	853		972
	自動車	5,710		24,203
	建築資材	12,772		15,336
生活資材	その他の	27,508		12,903
	計	149,678		167,656
	米	2,319		2,095
	生鮮食品（みしま館）	34,246		11,812
	一般食品	7,303		6,986
	衣料品	1,025		1,567
	耐久消費財	19,744		23,561
	日用雑貨	121,664		96,310
	その他の	128		220
	計	186,432		142,554
合計		336,111		310,210

(注) 購買品取扱高は、取引高総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

4. 販売事業取扱実績

(1)受託販売品取扱実績

(単位：千円)

種類	令和3年度	令和4年度
	販売品取扱高	販売品取扱高
野菜	64,496	82,653
果実	3,604	4,674
花き	23,161	29,566
花木	30,887	31,061
その他		
合計	122,149	147,956

(注) 販売品取扱高は取引高総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

(2)買取販売品取扱実績

(単位：千円)

種類	令和3年度	令和4年度
	販売品取扱高	販売品取扱高
米子	44,903	66,254
穀	1,875	998
青果	16,930	19,562
特定米	2,600	3,117
その他	—	—
合計	66,309	89,932

(注) 販売品取扱高は取引高総額で記載しており、損益計算書における金額とは一致しません。

5. 指導事業

(単位：千円)

収益	項目	令和3年度	令和4年度
	指導補助金	55	55
	実費収入	460	2,049
	農産物検査料	228	292
計		744	2,396
費用	営農改善費	22,063	12,952
	生活改善費	4,274	4,668
	教育情報費	7,489	7,684
	計	33,827	25,305
収支差額		△33,083	△22,908

6. その他の事業

●利用事業

(単位：千円)

収益	項目	令和3年度	令和4年度
	精米関係	1,434	1,734
	乾燥粉摺り関係	2,588	4,545
	農作業受託料	8,952	8,400
水稲育苗関係		—	12,408
その他収益		276	1,281
計		13,251	28,371
費用	乾燥粉摺り関係	549	601
	農作業受託費	8,504	7,980
	水稲育苗関係	—	3,660
	その他費用	662	553
計		9,717	12,795
総利益		3,534	15,575

●介護福祉事業

(単位：千円)

項 目		令和3年度	令和4年度
収 益	居宅介護支援収益	15,992	10,312
	その他の収益	90	90
費 用	計	16,083	10,402
	その他の費用	34	30
計		34	30
総 利 益		16,048	10,372

IV 経営諸指標

1. 利益率

項目	令和3年度	令和4年度	増減
総資産経常利益率	0.19%	0.18%	△0.01%
資本経常利益率	3.02%	2.88%	△0.13%
総資産当期純利益率	0.13%	0.14%	0.01%
資本当期純利益率	2.14%	2.20%	0.06%

(注) 1. 総資産経常利益率	=	経常利益 総資産(除く債務保証見返)平均残高	× 100
2. 資本経常利益率	=	経常利益 純資産勘定平均残高	× 100
3. 総資産当期純利益率	=	当期剩余金(税引後) 総資産(除く債務保証見返)平均残高	× 100
4. 資本当期純利益率	=	当期剩余金(税引後) 純資産勘定平均残高	× 100

2. 貯貸率・貯証率

区分	令和3年度	令和4年度	増減
貯貸率	期末	20.46%	20.79%
	期中平均	21.12%	20.50% △0.62%
貯証率	期末	5.13%	5.99% 0.86%
	期中平均	4.24%	5.84% 1.60%

(注) 1. 貯貸率(期末)	=	貸出金残高 貯金残高	× 100
2. 貯貸率(期中平均)	=	貸出金平均残高 貯金平均残高	× 100
3. 貯証率(期末)	=	有価証券残高 貯金残高	× 100
4. 貯証率(期中平均)	=	有価証券平均残高 貯金平均残高	× 100

3. 職員一人当たり指標

(単位：千円)

項目	令和3年度	令和4年度	増減
信用事業	貯金残高	1,462,673	1,484,525
	貸出金残高	299,309	308,747 9,437
共済事業	長期共済保有高	2,463,175	2,527,647 64,472
経済事業	購買品取扱高	2,688	2,522 △ 166
	販売品取扱高	1,507	1,934 426

(注) 各年度末の数値を令和3年度は125人、令和4年度は123人で除して算出してあります。

4. 一店舗当たり指標

(単位：千円)

項目	令和3年度	令和4年度	増減
貯金残高	36,566,847	36,519,316	△ 47,531
貸出金残高	7,482,739	7,595,186	112,447
長期共済保有高	76,974,228	77,725,172	750,943
購買品取扱高	67,222	62,042	△ 5,180

(注) 令和3年度、令和4年度とも貯金残高、貸出金残高、購買品取扱高は5店舗、長期共済保有高は4店舗で除して算出してあります。

V 自己資本の充実の状況等

- ①農業協同組合法施行規則(平成13年農林水産省令第148号)第204条の規定に基づき、農業協同組合等の自己資本の充実の状況等についての開示事項(平成19年金融庁・農林水産省告示第4号)として開示しております。
- ②「定性的な開示事項」の前年度の記載については、以下と同内容のため、記載を省略しております。

定性的な開示事項

1. 自己資本比率の状況等

◇自己資本比率の状況

当JAでは、多様化するリスクに対応するとともに、組合員や利用者のニーズに応えるため、財務基盤の強化を経営の重要な課題として取り組んでいます。内部留保に努めるとともに、不良債権処理および業務の効率化等に取り組んだ結果、令和5年3月末における自己資本比率は、20.88%となりました。

◇経営の健全性の確保と自己資本の充実

当JAの自己資本は、組合員の普通出資によっています。

〔普通出資による資本調達額〕

項目	内容
発行主体	茨木市農業協同組合
資本調達手段の種類	普通出資
コア資本に係る基礎項目に算入した額	1,186,728千円

当JAは、「自己資本比率算出規程」を制定し、適正なプロセスにより正確な自己資本比率を算出して、当JAが抱える信用リスクやオペレーション・リスクの管理およびこれらのリスクに対応した十分な自己資本の維持を図るとともに、内部留保の積み増しにより自己資本の充実に努めています。

2. 信用リスクに関する事項

当JAでは自己資本比率算出にかかる信用リスク・アセット額は告示に定める標準的手法により算出しています。また、信用リスク・アセットの算出にあたって、リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付等は次のとおりです。

(ア) リスク・ウェイトの判定に当たり使用する格付けは、以下の適格格付機関による依頼格付けのみ使用し、非依頼格付は使用しないこととしています。

適格格付機関
株式会社格付投資情報センター(R&I)
株式会社日本格付研究所(JCR)
ムーディーズ・インベスタート・サービス・インク(Moody's)
S&P グローバル・レーティング(S&P)
フィッチレーティングスリミテッド(Fitch)

(注)「リスク・ウェイト」とは、当該資産を保有するために必要な自己資本額を算出するための掛目のことです。

(イ) リスク・ウエイトの判定に当たり使用する適格格付機関の格付またはカントリーリスク・スコアは、主に以下のとおりです。

エクスポート	適格格付機関	カントリーリスク・スコア
金融機関向けエクスポート		日本貿易保険
法人等向けエクスポート（長期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	
法人等向けエクスポート（短期）	R&I, Moody's, JCR, S&P, Fitch	

3. 信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針および手続きの概要

「信用リスク削減手法」とは、自己資本比率算出における信用リスク・アセット額の算出において、エクスポートに対して一定の要件を満たす担保や保証等が設定されている場合に、エクスポートのリスク・ウエイトに代えて、担保や保証人に対するリスク・ウエイトを適用するなど信用リスク・アセット額を軽減する方法です。

当JAでは、信用リスク削減手法を「自己資本比率算出規程」に定めています。

信用リスク削減手法として、「適格金融資産担保」、「保証」、「貸出金と自組合貯金の相殺」を適用しています。

適格金融資産担保付取引とは、エクスポートの信用リスクの全部または一部が、取引相手または取引相手のために第三者が提供する適格金融資産担保によって削減されている取引をいいます。当JAでは、適格金融資産担保取引について信用リスク削減手法の簡便手法を用いています。

保証については、被保証債権の債務者よりも低いリスク・ウエイトが適用される中央政府等、我が国 の地方公共団体、地方公共団体金融機構、我が国の政府関係機関、外国の中央政府以外の公共部門、国際開発銀行、および金融機関または第一種金融商品取引業者、これら以外の主体で長期格付がA-またはA3以上の格付を付与しているものを適格保証人とし、エクスポートのうち適格保証人に保証された被保証部分について、被保証債権のリスク・ウエイトに代えて、保証人のリスク・ウエイトを適用しています。

貸出金と自組合貯金の相殺については、①取引相手の債務超過、破産手続開始の決定その他これらに類する事由にかかわらず、貸出金と自組合貯金の相殺が法的に有効であることを示す十分な根拠を有していること、②同一の取引相手との間で相殺契約下にある貸出金と自組合貯金をいずれの時点においても特定することができること、③自組合貯金が継続されないリスクが監視および管理されていること、④貸出金と自JA貯金の相殺後の額が、監視および管理されていること、の条件をすべて満たす場合に、相殺契約下にある貸出金と自組合貯金の相殺後の額を信用リスク削減手法適用後のエクスポート額としています。

担保に関する評価および管理方針は、一定のルールのもと定期的に担保確認および評価の見直しを行っています。なお、主要な担保の種類は自組合貯金です。

4. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針および手続きの概要

該当ありません。

5. 証券化エクスポートに関する事項

該当ありません。

6. オペレーショナル・リスクに関する事項

◇リスク管理の方針および手続き

「オペレーショナル・リスク」とは、業務の過程、役職員の活動もしくは、システムが不適切であることまたは外生的な事象による損失を被るリスクをいい、当該リスクの管理方針等については、P11をご覧ください。

◇オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称

当JAでは、自己資本比率の算出上のオペレーショナル・リスク相当額の算出にあたっては、「基礎的手法」を採用しております。

「基礎的手法」とは、自己資本比率算出において、オペレーショナル・リスク相当額を算出するための一手法であり、1年間の粗利益の15%の直近3年間の平均値をオペレーショナル・リスク相当額とするものです。

7. 出資その他これに類するエクスポートジャーナーに関するリスク管理の方針および手続きの概要

「出資その他これに類するエクスポートジャーナー」とは、主に貸借対照表上の有価証券勘定および外部出資勘定の株式または出資として計上されているものをいい、当JAにおいては、系統および系統外出資が該当します。

系統出資については、会員としての総会等への参画を通じた経営概況の監督に加え、日常的な協議を通じた連合会等の財務健全化を求めており、系統外出資についても同様の対応を行っています。

なお、系統および系統外出資の評価等については、取得原価を記載し、毀損の状況に応じて引当金（外部出資等損失引当金）の計上や直接償却（外部出資等償却）を実施することとしています。また、評価等重要な会計方針の変更等があれば、注記表にその旨記載することとしています。

8. 金利リスクに関する事項

金利リスクとは、金利変動に伴い損失を被るリスクで、資産と負債の金利または期間のミスマッチが存在する中で金利が変動することにより、利益が減少ないし損失を被るリスクをいいます。

当JAでは、金利リスク量を計算する際の基本的な事項を「金利リスク量計算要領」に、またリスク情報の管理・報告にかかる事項を「余裕金運用等にかかるリスク管理手続」に定め、適切なリスクコントロールに努めています。具体的な金利リスク管理方針および手続きについては以下のとおりです。

◇リスク管理の方針および手続きの概要

・リスク管理および計測の対象とする金利リスクの考え方および範囲に関する説明

当JAでは、金利リスクを重要なリスクの一つとして認識し、適切な管理体制のもとで他の市場リスクと一緒に管理をしています。金利リスクのうち銀行勘定の金利リスク（IRRBB）については、個別の管理指標の設定やモニタリング体制の整備などにより厳正な管理に努めています。

・リスク管理およびリスクの削減の方針に関する説明

当JAは、リスク管理委員会のもと、自己資本に対するIRRBBの比率の管理や収支シミュレーションの分析などを行いリスク削減に努めています。

・金利リスク計測の頻度

毎月末を基準日として、月次でIRRBBを計測しています。

・ヘッジ等金利リスクの削減の手法に関する説明

該当ありません。

◇金利リスクの算定方法の概要

当JAでは、経済価値ベースの金利リスク量（ΔEVE）については、金利感応ポジションにかかる基準日時点のイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値と標準的な金利ショックを与えたイールドカーブに基づき計算されたネット現在価値の差により算出しており、金利ショックの幅は、上方パラレルシフト、下方パラレルシフト、ステーク化の3シナリオによる金利ショック（通貨ごとに異なるショック幅）を適用しております。

- ・流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期

流動性貯金に割り当てられた金利改定の平均満期は1.25年です。

- ・流動性貯金に割り当てられた最長の金利改定満期

流動性に割り当てられた最長の金利改定満期は5年です。

- ・流動性貯金への満期の割り当て方法(コア貯金モデル等)およびその前提

流動性貯金への満期の割り当て方法については、金融庁が定める保守的な前提を採用しています。

- ・固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約に関する前提

固定金利貸出の期限前返済や定期貯金の早期解約について考慮していません。

- ・複数の通貨の集計方法およびその前提

通貨別に算出した金利リスクの正値を合算しています。通貨間の相関等は考慮していません。

- ・スプレッドに関する前提(計算にあたって割引金利やキャッシュ・フローに含めるかどうか)

一定の前提を置いたスプレッドを考慮してキャッシュ・フローを展開しています。なお、当該スプレッドは金利変動ショックの設定上は不变としています。

- ・内部モデルの使用等、ΔEVEおよびΔNIIに重大な影響を及ぼすその他の前提

内部モデルは使用しておりません。

- ・前年度事業末の開示からの変動に関する説明

重要な変動はありません。

- ・計測値の解釈や重要性に関するその他の説明

該当ありません。

◇ΔEVEおよびΔNII以外の金利リスクを計測している場合における、当該金利リスクに関する事項

- ・金利ショックに関する説明

リスク資本配賦管理としてVaRで計測する市場リスク量を算定しています。

- ・金利リスク計測の前提およびその意味(特に、農協法自己資本開示告示に基づく定量的開示の対象となるΔEVEおよびΔNIIと大きく異なる点)

特段ありません。

定量的な開示事項

1. 自己資本の構成に関する事項

(単位:千円、%)

項目	令和3年度	令和4年度
コア資本に係る基礎項目		
普通出資または非累積的永久優先出資に係る組合員資本の額	13,084,629	13,338,507
うち、出資金および資本準備金の額	1,502,137	1,491,051
うち、再評価積立金の額	-	-
うち、利益剰余金の額	11,621,912	11,886,542
うち、外部流出予定額 (△)	△ 35,794	△ 35,451
うち、上記以外に該当するものの額	△ 3,625	△ 3,635
コア資本に係る基礎項目の額に算入される引当金の合計額	-	-
うち、一般貸倒引当金および相互援助積立金コア資本算入額	-	-
うち、適格引当金コア資本算入額	-	-
適格旧資本調達手段の額うち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
公的機関による資本の増強に関する措置を通じて発行された資本調達手段の額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	-	-
土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額の45/パーセントに相当する額のうち、コア資本に係る基礎項目の額に含まれる額	64,843	32,391
コア資本に係る基礎項目の額 (イ)	13,149,473	13,370,899
コア資本に係る調整項目		
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るもの）の額の合計額	3,148	3,088
うち、のれんに係るもの以外の額	-	-
うち、のれんおよびモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外の額	3,148	3,088
繰延税金資金（一時差異に係るもの）を除く。)	-	-
適格引当金不足額	-	-
証券化取引により増加した自己資本に相当する額	-	-
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額	-	-
前払年金費用の額	58,756	14,587
自己保有普通出資等（純資産の部に計上されるものを除く。）の額	-	-
意図的に保有している他の金融機関等の対象資本調達手段の額	-	-
少数出資金金融機関等の対象普通出資等の額	-	-
特定項目に係る10/パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
特定項目に係る15/パーセント基準超過額	-	-
うち、その他金融機関等の対象普通出資等に該当するものに関連するものの額	-	-
うち、モーゲージ・サービシング・ライツに係る無形固定資産に関連するものの額	-	-
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額	-	-
コア資本に係る調整項目の額 (ロ)	61,905	17,676
自己資本		
自己資本の額 ((イ) - (ロ)) (ハ)	13,087,567	13,353,222
リスク・アセット等		
信用リスク・アセットの額の合計額	60,514,148	60,812,729
うち経過措置によりリスク・アセットの額に算入される額の合計額	720,481	719,821
うち、他の金融機関等向けエクスポート	-	-
うち、土地再評価額と再評価直前の帳簿価額の差額に係るものの額	720,481	719,821
オペレーション・リスク相当額の合計額を8パーセントで除して得た額	3,121,867	3,136,179
信用リスク・アセット調整額	-	-
オペレーション・リスク相当額調整額	-	-
リスク・アセット等の額の合計額 (二)	63,636,016	63,948,908
自己資本比率		
自己資本比率 ((ハ) / (二)) ×100	20.56%	20.88%

- (注) 1. 「農業協同組合等がその経営の健全性を判断するための基準」(平成18年金融庁・農水省告示第2号)に基づき算出しています。
 2. 当JAは、信用リスク・アセット額の算出にあたっては標準的手法、適格金融資産担保の適用については信用リスク削減手法の簡便手法を、オペレーション・リスク相当額の算出にあたっては基礎的手法を採用しています。
 3. 当JAが有するすべての自己資本とリスクを対比して、自己資本比率を計算しています。

2. 自己資本の充実度に関する事項

(単位：千円)

信用リスク・アセット	令和3年度			令和4年度		
	エクスボジャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%	エクスボジャーの期末残高	リスク・アセット額 a	所要自己資本額 b=a×4%
現金	501,502	-	-	644,488	-	-
我が国の中央政府および中央銀行向け	3,875,227	-	-	5,477,348	-	-
我が国の地方公共団体向け	5,121,661	-	-	4,564,215	-	-
地方三公社向け	-	-	-	78,004	15,600	624
金融機関および第一種金融商品取引業者向け	148,339,060	29,667,812	1,186,712	145,968,829	29,193,765	1,167,750
法人等向け	3,394,070	3,015,521	120,620	4,790,962	3,914,472	156,578
中小企業等向けおよび個人向け	1,781,088	770,763	30,830	1,767,387	675,294	27,011
抵当権付住宅ローン	4,632,086	1,582,479	63,299	4,227,765	1,419,536	56,781
不動産取得等事業向け	1,370,706	1,325,782	53,031	1,206,344	1,175,465	47,018
取立未済手形	30,520	6,104	244	34,639	6,927	277
信用保証協会等保証付	24,655,869	2,429,029	97,161	25,145,826	2,489,406	99,576
出資等	549,760	549,760	21,990	549,760	549,760	21,990
(うち出資等のエクスボージャー)	549,760	549,760	21,990	549,760	549,760	21,990
上記以外	11,068,011	20,446,414	817,856	11,256,998	20,652,676	826,107
(うち農林中央金庫又は農業協同組合連合会の対象資本譲 還手形に係る清達エクスボージャー)	6,284,390	15,710,975	628,439	6,284,390	15,710,975	628,439
(うち上記以外のエクスボージャー)	4,783,621	4,735,439	189,417	4,972,608	4,941,701	197,668
證券化	-	-	-	-	-	-
(うちSTC要件適用分)	-	-	-	-	-	-
(うち非STC適用分)	-	-	-	-	-	-
再証券化	-	-	-	-	-	-
リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクス ボージャー	-	-	-	-	-	-
(うちルックスルーワ方式)	-	-	-	-	-	-
(うちマンデート方式)	-	-	-	-	-	-
(うち自然性方式250%)	-	-	-	-	-	-
(うち自然性方式400%)	-	-	-	-	-	-
(うちフォールバック方式)	-	-	-	-	-	-
経過措置によりリスク・アセットの額に算入、不算入 となるもの	-	720,481	28,819	-	719,821	28,792
標準的手法を適用するエクスボージャー別計	205,319,565	60,514,148	2,420,565	205,712,569	60,812,729	2,432,509
信用リスク・アセットの額の合計額	205,319,565	60,514,148	2,420,565	205,712,569	60,812,729	2,432,509
オペレーションル・リスクに対する所要自己資本の額 (基礎的手法)	オペレーションル・リスク相当額 を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%	オペレーションル・リスク相当額 を8%で除して得た額 a		所要自己資本額 b=a×4%
	3,121,867		124,874	3,136,179		125,447
所要自己資本額計	リスク・アセット等(分母) 計 a		所要自己資本額 b=a×4%	リスク・アセット等(分母) 計 a		所要自己資本額 b=a×4%
	63,636,016		2,545,440	63,948,908		2,557,956

- (注 1) 「リスク・アセット額」の欄には、信用リスク削減効果後のリスク・アセット額を原エクスボージャーの種類ごとに記載しています。
- (注 2) 「エクスボージャー」とは、リスクにさらされている資産(オフ・バランスを含む)のことをいい、具体的には貸出金や有価証券等が該当します。
- (注 3) 「三月以上延滞等」とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から三月以上延滞している債務者に係るエクスボージャー及び「金融機関向け及び第一種金融商品業向け」、「法人等向け」等においてリスク・ウェイトは150%になったエクスボージャーのことです。
- (注 4) 「出資等」とは、出資エクスボージャー、重要な出資のエクスボージャーが該当します。
- (注 5) 「証券化(証券化エクスボージャー)」とは、原資産にかかる信用リスクを優先劣後構造のある二以上のエクスボージャーに階層化し、その一部または全部を第三者に移転する性質を有する取引にかかるエクスボージャーのことです。
- (注 6) 「経過措置によりリスク・アセットの額に算入されるもの」とは、土地再評価差額金に係る経過措置によるリスク・アセットの額および調整項目にかかる経過措置によりなお從前の例によるものとしてリスク・アセットの額に算入したもののが該当します。
- (注 7) 「上記以外」には、未決済取引・その他の資産(固定資産等)・間接清算参加者向け・信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジットデリバティブの免責額が含まれております。
- (注 8) 当JAでは、オペレーションル・リスク相当額の算出にあたって、基礎的手法を採用しております。

<オペレーションル・リスク相当額を8%で除して得た額の算出方法(基礎的手法)>

$$\text{粗利潤(直近3年間のうち正の値の合計額)} \times 15\% \quad \div \quad 8\% \\ \text{直近3年間のうち粗利潤が正の値であった年数}$$

3. 信用リスクに関する事項

① 信用リスクに関するエクスポートジャーヤーおよび三月以上延滞エクスポートジャーヤーの期末残高

(単位：千円)

項目	令和3年度			令和4年度		
	信用リスクに関する エクスポートジャーヤーの残高		三月以上 延滞エクス ポートジャーヤー	信用リスクに関する エクスポートジャーヤーの残高		三月以上 延滞エクス ポートジャーヤー
	うち貸出金等	うち債券		うち貸出金等	うち債券	
法人	農業	15,342	15,342	-	15,000	15,000
	建設・不動産業	5,221,272	5,221,272	-	5,319,145	5,319,145
	電気・ガス・熱供給・水道業	400,305	-	400,305	1,402,833	1,402,833
	運輸・通信業	150	-	-	150	-
	金融・保険業	155,157,060	-	-	152,786,829	-
	卸売・小売 飲食・サービス業	17,477	1,477	-	16,292	292
	日本国政 地方公共団体	8,996,888	-	8,996,888	10,041,563	9,996,563
	上記以外	100,105	-	100,105	178,109	78,004
個人		32,216,539	32,004,917	-	32,555,904	32,555,904
その他		3,194,422	-	-	3,396,741	-
業種別残高計		205,319,565	37,243,009	9,497,299	205,712,569	38,013,347
1年以下		149,208,700	132,872	601,327	145,103,727	337,437
1年超3年以下		563,916	463,719	100,196	1,264,635	564,635
3年超5年以下		1,247,390	1,247,390	-	1,118,431	1,118,431
5年超7年以下		1,829,044	1,829,044	-	1,868,692	1,768,449
7年超10年以下		3,275,012	2,874,722	400,290	3,929,271	2,927,663
10年超		39,071,634	30,676,149	8,395,485	42,083,698	31,183,513
期限の定めのないもの		10,123,865	19,109	-	10,344,112	113,215
残存期間別残高計		205,319,565	37,243,009	9,497,299	205,712,569	38,013,347
						11,499,502

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポートジャーヤーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポートジャーヤーに該当するものの、証券化エクスポートジャーヤーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2. 「貸出金等」とは、貸出金のほか、コミットメントおよびその他のデリバティブ以外のオフ・バランスシート・エクスポートジャーヤーを含んでいます。
 「コミットメント」とは、契約した期間および融資枠の範囲でお客様のご請求に基づき、金融機関が融資を実行する契約のことをいいます。「貸出金等」にはコミットメントの融資が可能残額も含めています。
 3. 「三月以上延滞エクスポートジャーヤー」とは、元本または利息の支払いが約定支払日の翌日から3カ月以上延滞しているエクスポートジャーヤーをいいます。
 4. 「その他」には、ファンドのうち個々の資産の把握が困難な資産や固定資産等が該当します。
 5. 当JAでは国内の限定されたエリアで事業活動を行っているため、地域別の区分は省略しております。

② 一般貸倒引当金、個別貸倒引当金の期末残高および期中の増減 該当ありません。

③ 貸出金償却の額 該当ありません。

④ 信用リスク削減効果勘案後の残高およびリスク・ウェイト1250%を適用する残高

(単位：千円)

項目	令和3年度			令和4年度		
	格付あり	格付なし	計	格付あり	格付なし	計
信用リスク削減効果勘案後残高	リスク・ウェイト0%	-	9,498,391	9,498,391	-	10,686,051
	リスク・ウェイト10%	-	24,655,869	24,655,869	-	25,145,826
	リスク・ウェイト20%	-	148,369,580	148,369,580	-	146,081,472
	リスク・ウェイト35%	-	4,632,086	4,632,086	-	4,227,765
	リスク・ウェイト50%	500,410	-	500,410	1,502,938	-
	リスク・ウェイト75%	-	1,781,088	1,781,088	-	1,767,387
	リスク・ウェイト100%	-	10,318,229	10,318,229	-	10,736,558
	リスク・ウェイト250%	-	6,284,390	6,284,390	-	6,284,390
	その他の	-	61,905	61,905	-	17,676
リスク・ウェイト1250%		-	-	-	-	-
合計		500,410	205,601,541	206,101,952	1,502,938	204,947,128
						206,450,067

- (注) 1. 信用リスクに関するエクスポージャーの残高には、資産（自己資本控除となるもの、リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに該当するもの、証券化エクスポージャーに該当するものを除く）ならびにオフ・バランス取引および派生商品取引の与信相当額を含みます。
 2. 「格付あり」には、リスク・ウェイト算定において格付を使用しているもの、「格付なし」にはリスク・ウェイト算定において格付を使用していないものを記載しています。なお、格付は適格格付機関による依頼格付けのみを使用しています。
 3. 経過措置によってリスク・ウェイトを変更したエクスポージャーについては、経過措置適用後のリスク・ウェイトによって集計しています。また、経過措置によってリスク・アセットを導入したものについても集計の対象としています。
 4. 1250%には、非同時決済取引に係るもの、信用リスク削減手法として用いる保証またはクレジット・デリバティブの免責額に係るもの、重要な出資に係るエクスポージャーなどリスク・ウェイト1250%を適用したエクスポージャーがあります。

4. 信用リスク削減手法に関する事項

信用リスク削減手法が適用されたエクスポージャーの額

(単位：千円)

項目	令和3年度末		令和4年度末	
	適格金融資産担保	保証	適格金融資産担保	保証
法人等向け	54,070	-	50,046	-
中小企業等向けおよび個人向け	3,840	437,647	1,891	431,367
抵当権付住宅ローン	-	-	-	160,352
その他の	-	-	-	-
合計	57,910	437,647	51,938	591,720

- (注) 1. 当JAは、適格金融資産担保について簡便手法を採用しております。
 2. 「エクスポージャー」とは、リスクにさらされている資産（オフ・バランスを含む）のことをいい、主なものとしては貸出金や有価証券等が該当します。
 3. 「その他」には、現金・外国の中央政府および中央銀行向け・国際決済銀行向け・外国の中央政府等以外の公共部分向け・国際開発銀行向け・取立未済手形・未決済取引・その他の資産（固定資産等）等が含まれています。

5. 派生商品取引および長期決済期間取引の取引相手のリスクに関する事項

該当ありません。

6. 証券化エクスポージャーに関する事項

該当ありません。

7. 出資その他これに類するエクスポージャーに関する事項

① 出資その他これに類するエクスポージャーの貸借対照表計上額および時価

(単位：千円)

項目	令和3年度		令和4年度	
	貸借対照表 計上額	時 価	貸借対照表 計上額	時 価
非上場	6,834,150	6,834,150	6,834,150	6,834,150
合計	6,834,150	6,834,150	6,834,150	6,834,150

② 出資その他これに類するエクスポージャーの売却および償却に伴う損益

該当ありません。

③ 貸借対照表で認識され、損益計算書で認識されない評価損益の額

(保有目的区分をその他有価証券としている株式・出資の評価損益等)

該当ありません。

④ 貸借対照表および損益計算書で認識されない評価損益の額

(子会社・関連会社株式の評価損益等)

該当ありません。

8. リスク・ウェイトのみなし計算が適用されるエクスポージャーに関する事項

該当ありません。

9. 金利リスクに関する事項

(単位：百万円)

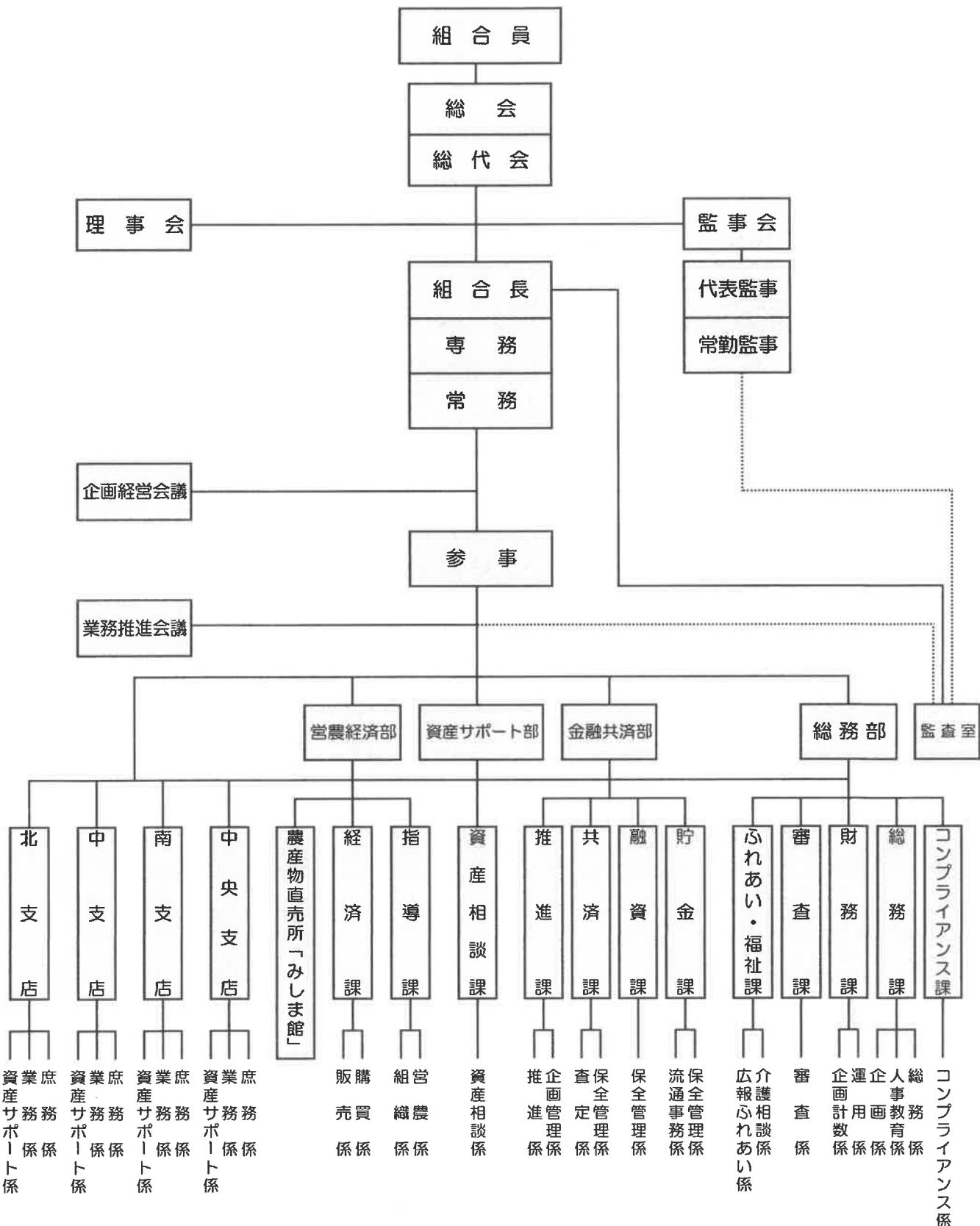
IRRBB1：金利リスク		$\Delta E V E$		$\Delta N I I$	
項目番号		令和3年度	令和4年度	令和3年度	令和4年度
1	上方パラレルシフト	392	838	-	-
2	下方パラレルシフト	-	-	0	21
3	ステイープ化	1,087	1,422		
4	フラット化	-	-		
5	短期金利上昇	-	-		
6	短期金利低下	16	113		
7	最大値	1,087	1,422	0	21
		令和3年度		令和4年度	
8	自己資本の額	13,087		13,353	

- (注) 1. 「 $\Delta E V E$ 」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する経済的価値の減少額として計測されるものをいいます。
2. 「 $\Delta N I I$ 」とは、金利リスクのうち、金利ショックに対する算出基準日から12か月を経過する日までの間の金利収益の減少額として計測されるものをいいます。
3. 「上方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
4. 「下方パラレルシフト」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定めるパラレルシフトに関する金利変動幅にマイナス2を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。
5. 「ステイープ化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
6. 「フラット化」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
7. 「短期金利上昇」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日 時点のリスクフリー・レートに、別に定める算式を用いて得た金利変動幅を加える金利ショックをいいます。
8. 「短期金利低下」とは、通貨および将来の期間ごとに、当該通貨および当該将来の期間に応じた算出基準日時点のリスクフリー・レートに、短期金利上昇にする金利変動幅にマイナス1を乗じて得た数値を加える金利ショックをいいます。

【JAの概要】

1. 機構図

令和5年7月1日現在



※令和5年4月1日付で機構改革を行いました。

2. 役員一覧

●理事

(令和5年7月1日現在)

役職名	氏名	代表権	役職名	氏名	代表権
代表理事組合長	岡本康夫	有	理事	塩田寛	無
代表理事専務	西上聰	有	理事	田所寿一	無
常務理事	今西勝彦	無	理事	稻葉豊	無
理事	谷山正昭	無	理事	箕山充康	無
理事	西畠俊一	無	理事	行田修	無
理事	中野亨	無	理事	山口裕史	無
理事	西原健治	無	理事	岡村節恵	無
理事	中西保	無	理事	西村美加子	無
理事	川本東司	無	理事	隅谷貞子	無
理事	中内治雄	無	理事	西谷順子	無

(順不同)

- (注) 1. 当組合は、保険会社との間で、理事を被保険者とした役員賠償責任保険契約（農協法第35条の8に規定する保険契約）を締結しております。当契約は、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金や争訟費用の損害等を填補するものです。
2. 岡本康夫、西上聰および今西勝彦は農業協同組合法第30条第3項に定める常勤理事です。
3. 西上聰、今西勝彦は定款第29条第3項および規約第33条第7項(2)の実務精通の常勤理事です。
4. 今西勝彦は農業協同組合法第30条第3項に定める信用事業を担当する専任の理事です。
5. 西畠俊一、中野亨、岡本康夫、中西保、川本東司、中内治雄、塩田寛、田所寿一、稻葉豊、行田修、山口裕史、西村美加子、隅谷貞子、西谷順子は、農協法施行規則第76条の2第1項第1号“へ”に該当する理事です。
6. 岡本康夫、西上聰、今西勝彦、箕山充康、山口裕史、中西保は農協法第30条第12項第2号の実践的能力（事業または経営プロ）を有します。

●監事

(令和5年7月1日現在)

役職名	氏名	役職名	氏名
代表監事	山本浩一	監事	田宮健次
監事	西林肇	監事	友田恵美
監事	丸山直治		

(順不同)

- (注) 1. 当組合は、保険会社との間で、監事を被保険者とした役員賠償責任保険契約（農協法第35条の8に規定する保険契約）を締結しております。当契約は、被保険者が負担することになる法律上の損害賠償金や争訟費用の損害等を填補するものです。
2. 山本浩一は定款第29条第3項および規約第33条第7項(2)の実務精通の常勤監事です。
3. 友田恵美は農業協同組合法第30条第14項に定める員外監事です。

3. 会計監査人の名称

(令和5年7月1日現在)

名称	みのり監査法人
代表者	理事長 大森一幸
主たる事務所	東京都港区芝5-29-11

4. 組合員数

(単位：人、団体)

区分	令和3年度		令和4年度	
	個 人	法人	農事組合法人	その他法人
正組合員			2	2
			4	5
	計		1,935	1,910
准組合員	個 人		5,085	5,140
	農業協同組合		0	0
	農事組合法人		0	0
	その他の団体		104	103
	計		5,189	5,243
	合 計		7,124	7,153

5. 組合員組織の状況

(単位：人)

組 織 名	構 成 員 数
茨木市農協実行組合長会連絡協議会	22
茨木市農業振興団体連合会	445
茨木市農協女性会	473
茨木市農協年金友の会	9,003
茨木市農協農作業受託部会	30
J A 茨木市資産管理研究会	229
J A 茨木市朝市連携協議会	66
J A 茨木市農産物直売所「みしま館新鮮クラブ」	211
農事組合法人見山の郷交流施設組合※	217

(注1) 組織名については7月1日現在を、構成員数については3月31日現在を基準として記載しております。

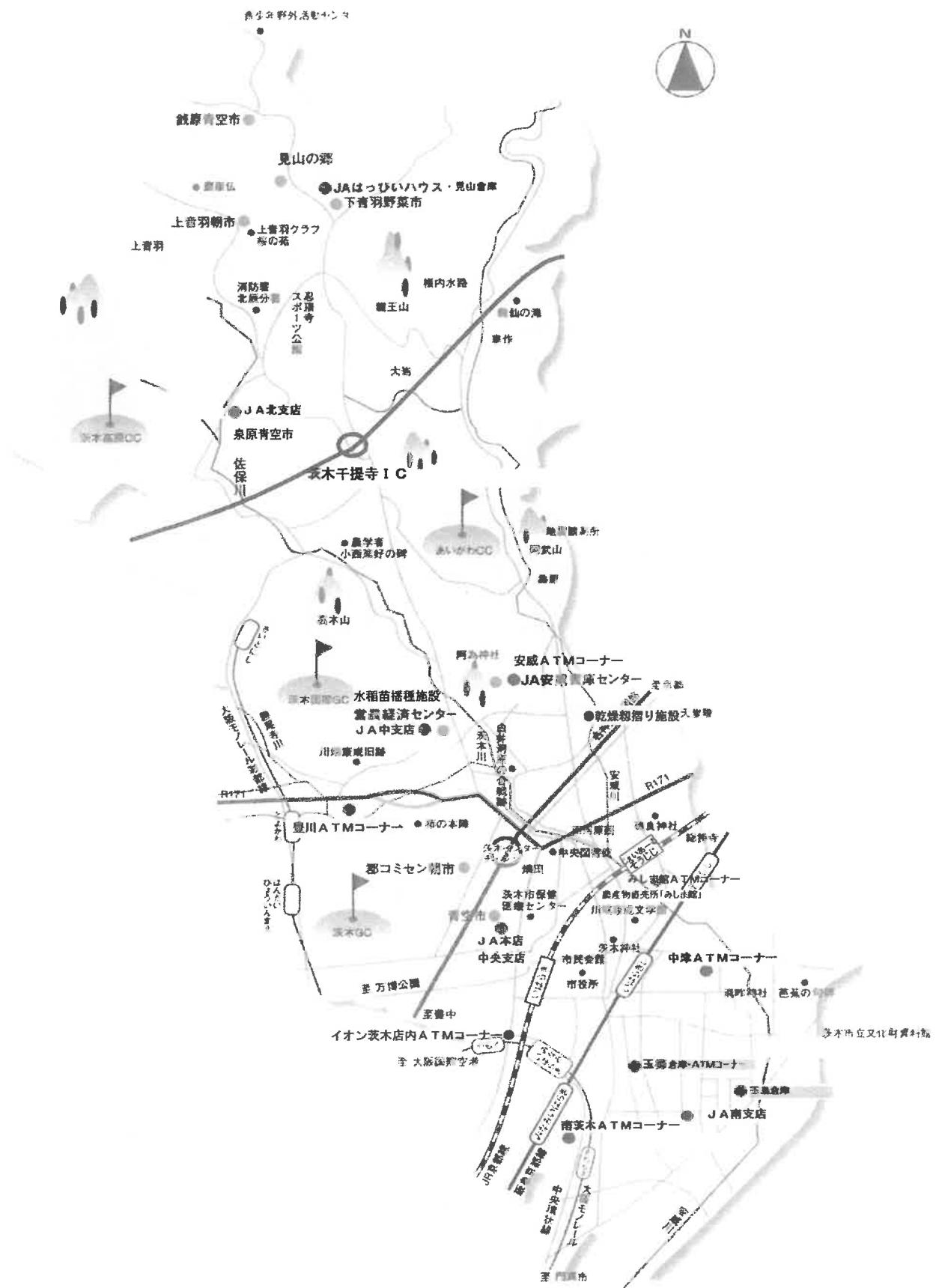
(注2) ※は自組合の組織の一部でない組合員組織です。

6. 特定信用事業代理業者の状況

該当ありません。

7. 地区一覧

茨木市地区一覧



8. 沿革・あゆみ



J.A.茨木市の沿革・あゆみ

昭和 22 年に農業協同組合法が公布され、昭和 36 年には農業協同組合併助成法が制定されました。

昭和 40 年代になると大阪府下でも徐々に合併の機運が高まり、当組合は昭和 50 年 3 月 31 日に、茨木市内の 10 農協が合併し、茨木市農業協同組合として発足しました。平成元年 9 月には、三宅区域が加入し、名実ともに茨木市一円を地区とする体制が整いました。

その後、全国的な C.I 活動の展開のなかで、農業協同組合の愛称が「JA」になり、当JAも平成 4 年 4 月から新しい愛称として「JA 茨木市」を使用することになりました。同時に、イメージアップと意識改革のために C.I 推進委員会を設置し、全職員で店舗周辺の清掃活動（クリーン作戦）を実施しています。

平成 10 年 2 月には、当JAの健全経営と地元貢献等が評価され、平成 9 年度農村地域金融優良事例推進事業表彰組合として農林水産省経済局長賞を受賞しました。

また、高齢化社会に対応するため、平成 12 年 4 月から介護保険事業を開始しました。

平成 17 年 3 月に全中から優良農業協同組合として、平成 18 年 2 月に第 5 回 JA バンク全国大会で優秀組合として表彰されました。

平成 20 年 2 月から経営基盤強化と業務効率化のため支所の統廃合が進め、平成 25 年 2 月に南部地区的支所・出張所の統廃合が完了し、JA 茨木市は、南・中央・中・北の 4 支店となりました。

また、平成 20 年 6 月には、地元産農産物の販売のため「新鮮クラブ」により、農産物直売所「みしま館」がオープンし、平成 23 年 6 月からは JA 直営となりました。

経済事業の効率化と組合員の利便性を図るため、令和元年 7 月に新営農センターを新設し、さらに、令和 3 年 9 月には乾燥粉砕施設を令和 4 年 4 月には水稻苗播種施設を稼働させ、地域農業の継続・農家所得増大を図っています。

今後も、活力と競争力のある経営の創造をめざして組合員が安心して農業を営める活動や、地域との共生をはかる生活文化活動を展開していくことが大切であると意識し、1 市 1 JA としてさらに安定した基盤の確立を図っています。

昭和 50 年	3 月 31 日	茨木市農業協同組合として合併により設立 (本所: 茨木市駅前三丁目 8 番 2 号)
	9 月	内国為替取扱業務開始
52 年	4 月	茨木市収納代理金融機関業務開始
	11 月	茨木市農協会館(本所)営業開始 (茨木市上穂積二丁目 1 番 50 号)
55 年	2 月	貯金オンライン業務開始
58 年	10 月	貸付業務オンライン化移行
59 年	3 月	農協貯金全国ネットサービス開始
	8 月	全国銀行内国為替制度に加盟
60 年	10 月	ATM 稼働
	4 月	全店舗機械化警備実施
	11 月	合併 10 周年記念式典・組合員大会
62 年	4 月	国債代理窓口取扱開始
	10 月	共済オンラインシステム稼働
平成元年	9 月	三島三宅農協の茨木市区域 (宇野辺・丑寅・藏垣内地区) 加入
2 年	3 月	本部情報システム稼働
	7 月	都銀、地銀と CD オンライン業務提携
3 年	2 月	ATM サンデーパンギング稼働 (本所・玉櫛・福井支所) 第二地銀、信金、信組、券金と CD オンライン業務提携
	9 月	全国キャッシュサービス ATM 曜日稼働
4 年	4 月	愛称「JA 茨木市」設定
6 年	1 月	全店舗第 3 次オンライン稼働
	9 月	国債自己窓口取扱開始
7 年	12 月	合併 20 周年記念式典・組合員大会
10 年	2 月	出資金の増資
	2 月	平成 9 年度農村地域金融優良事例表彰 組合として農林水産省経済局長賞受賞
12 年	4 月	居宅介護支援事業開始
	10 月	JA パンクカード開始
	10 月	投資信託取扱開始
	10 月	デビットカード取扱開始
	12 月	ホームページ開設
14 年	1 月	JASTEM 稼働
	2 月	インターネットバンキング開始
15 年	2 月	第 2 回 JA バンク全国大会で信用事業功績組合として受賞
	3 月	確定拠出年金取扱開始
17 年	3 月	全中優良農業協同組合表彰
	9 月	合併 30 周年記念式典・組合員大会(10 月)
18 年	1 月	個人向け国債販売開始
	2 月	第 5 回 JA バンク全国大会で優秀組合として受賞
20 年	2 月	三島支所・春日支所・南出張所統合(中央支所へ) 農産物直売所「みしま館」オープン
	6 月	
21 年	2 月	安威支所・福井支所・豊川支所統合(中支所へ)
22 年	7 月	石河支所・見山支所・清溪支所統合(北支所へ)
23 年	6 月	みしま館直営開始
25 年	2 月	玉櫛支所・南茨木支所・玉島支所・島出張所・星見出張所統合(南支所へ) 本所・支所の名称を本店・支店に変更
	9 月	
27 年	4 月	JA のイメージキャラクター「じゅい丸」誕生
	9 月	合併 40 周年記念式典・組合員大会
28 年	7 月	農産物直売所「みしま館」来店者数 150 万人突破
	10 月	「子ども」食堂へ食材提供開始
29 年	3 月	消防団協力事業所認定
	9 月	青色防犯パトロール開始
令和元年	7 月	新営農センターオープン
	2 年	公式インスタグラム開設
	3 年	乾燥粉砕施設稼働
	4 年	水稻苗播種施設稼働
	5 年	営農情報 LINE 開設

9. 店舗等一覧

(令和5年7月1日現在)

施設の名称	所在地の住所	電話番号	事業内容						
			信 用	共 済	購 買	販 売	指 導	福 祉	A T M
本店 介護支援センター	茨木市上穂積二丁目1番50号	072-627-7761 072-627-7767	○	○				○	2
中央支店	茨木市上穂積二丁目1番50号	072-627-8800	○	○					
南支店	茨木市真砂玉島台11番24号	072-636-8501	○	○					2
中支店	茨木市西福井三丁目1番27号	072-643-0033	○	○					2
北支店	茨木市大字泉原341番地	072-649-2400	○	○					1
営農経済センター	茨木市西福井三丁目2番3号	072-641-9050			○	○	○		
農産物直売所「みしま館」	茨木市庄二丁目26番22号	072-645-7100			○	○	○		
乾燥糊摺り施設	茨木市十日市町26番12号	072-641-9050							
はっぴいハウス（農村婦人の家）	茨木市大字下音羽484番地の1	072-649-3019							
安威書庫センター	茨木市安威二丁目20番6号								
水稻苗播種施設	茨木市西福井三丁目1番27号								
水稻苗緑化ハウス	茨木市西福井三丁目683-1								
農機具格納庫	茨木市島一丁目25番1号								
玉櫛倉庫	茨木市水尾三丁目280-1								
玉島倉庫	茨木市玉島二丁目12番26号								
見山倉庫	茨木市大字下音羽484番地の1								
イオン茨木店内ATMコーナー	茨木市松ヶ本町8番30号								1
みしま館ATMコーナー	茨木市庄二丁目26番22号								1
中津ATMコーナー	茨木市中津町8番4号								1
玉櫛ATMコーナー	茨木市水尾三丁目280-1 (玉櫛倉庫内)								1
南茨木ATMコーナー	茨木市沢良宜西一丁目357-1								1
安威ATMコーナー	茨木市安威二丁目20番6号 (安威書庫センター内)								1
豊川IATMコーナー	茨木市豊川一丁目825-1								1

【参考】開示項目一覧

【農業協同組合法施行規則第 204 条に基づく開示項目】

1.組合の概況及び組織に関する事項	5.組合の直近の2事業年度における財産の状況に関する事項
業務の運営の組織.....	貸借対照表、損益計算書及び剰余金処分計算書又は損失金
理事、經營管理委員及び監事の氏名及び役職名.....	処理計算書.....
会計監査人設置組合にあっては、会計監査人の氏名又は名称	債権のうち下に掲げるものの額及び①～④までの合計額.....
事務所の名称及び所在地.....	①破産更生債権及びこれらに準する債権、②危険債権、 ③三月以上延滞債権、④貸出条件緩和債権、⑤正常債権
当該組合を所属組合とする特定信用事業代理業者に関する事項.....	元本補てん契約のある信託（信託財産の運用のため再信託された 信託を含む。）に係る債権のうち下に掲げるものの額及び ①～④までの合計額.....
2.組合の主要な業務の内容	①破産更生債権及びこれらに準する債権、②危険債権、 ③三月以上延滞債権、④貸出条件緩和債権、⑤正常債権
主要な業務の内容	自己資本の充実の状況について農林水産大臣及び金融庁長官 が別に定める事項.....
3.組合の主要な業務に関する事項	下の取得価額又は契約価額、時価及び評価損益、 有価証券、金銭の信託、デリバティブ取引、 金融等デリバティブ取引、有価証券関連デリバティブ取引
直近の事業年度における事業の概況.....	貸倒引当金の期末残高及び期中の増減額.....
直近の5事業年度における主要な業務の状況を示す指標.....	貸出金償却の額.....
経常収益、経常利益又は経常損失、当期剰余金又は当期損失金 出資金及び出資口数、純資産額、総資産額、貯金等残高 貸出金残高、有価証券残高、単体自己資本比率 法第 52 条第 2 項の区分毎の剰余金の配当の金額、職員数	会計監査人設置組合にあっては、法第 37 条の 2 第 3 項の規定に基づき会計監査人の監査を受けている旨.....
直近の2事業年度における事業の状況を示す指標	【その他の開示項目（任意開示項目）】
主要な業務の状況を示す指標	あいさつ.....
事業粗利益、事業粗利益率、事業純益、実質事業純益、コア事業純益 及びコア事業純益（投資信託解約損益を除く）.....	経営理念.....
資金運用収支、役務取引等収支及びその他事業収支.....	経営方針.....
資金運用勘定及び資金調達勘定の平均残高、利息、利回り 及び総資金利ざや.....	内部統制システム基本方針.....
受取利息及び支払利息の増減.....	経営管理体制.....
総資産経常利益率及び資本経常利益率.....	農業振興活動.....
総資産当期純利益率及び資本当期純利益率.....	地域貢献情報等.....
貯金に関する指標	組合員から監事への情報提供窓口.....
流動性貯金、定期性貯金、譲渡性貯金その他の貯金の平均 残高.....	利用者保護等への取組み.....
固定自由金利定期貯金、変動自由金利定期貯金及びその他 の区分ごとの定期貯金の残高.....	利益相反管理への取組み.....
貸出金等に関する指標	反社会的勢力への対応.....
手形貸付、証書貸付、当座貸越及び割引手形の平均残高.....	金融円滑化への取組み.....
固定金利及び変動金利の区分ごとの貸出金の残高.....	手数料一覧.....
担保の種類別（貯金等、有価証券、動産、不動産その他 担保物、農業信用基金協会保証その他保証及び信用の区 分をいう。）の貸出金残高及び債務保証見返額.....	JABANK・セーフティーネット.....
使途別（設備資金及び運用資金の区分をいう。）の貸出金残高.....	自己改革実践状況報告.....
主要な農業関係の貸出実績.....	キャッシュ・フロー計算書.....
業種別の貸出金残高及び当該貸出金残高の貸出金の総額 に対する割合.....	部門別損益計算書.....
貯貸率の期末値及び期中平均値.....	財務諸表の正確性等にかかる確認.....
有価証券に関する指標	貯金の科目別期末残高.....
商品有価証券（商品国債、商品地方債、商品政府保証債 及び貸付商品債券の区分をいう。）の平均残高.....	貸出金の科目別期末残高.....
有価証券の種類別（国債、地方債、社債、株式、外国債券 及び外国株式その他の証券並びに貸付有価証券の区分 をいう。）の残存期間別の残高.....	金融再生法開示債権の状況.....
有価証券の種類別の平均残高.....	為替業務等取扱実績.....
貯証率の期末値及び期中平均値.....	預かり資産の状況.....
4.組合の業務運営に関する事項	共済事業取扱実績.....
リスク管理の体制.....	購買事業取扱実績.....
法令遵守の体制.....	販売事業取扱実績.....
中小企業の経営の改善及び地域の活性化のための取組の状況.....	指導事業.....
金融 ADR 制度への対応.....	その他の事業.....
	職員一人当たり指標.....
	一店舗当たり指標.....
	組合員数.....
	組合員組織の状況.....
	地区一覧.....

